

平成26年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月5日(水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 請願の常任委員会付託報告について	4
議会報告第3号 諸般の報告について	5
報告第1号 町長専決処分の報告について	5
報告第2号 町長専決処分の報告について	5
議案第1号 町長専決処分について(出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定)	5
議案第2号 町長専決処分について(新潟県市町村総合事務組合規約の変更)	6
議案第3号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算(第7号)について	7
議案第4号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	21
議案第5号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	22
議案第6号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について	26
議案第7号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について	28
議案第8号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	29
議案第9号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	31

議案第 1 0 号	平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について	3 2
議案第 1 1 号	出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について	3 3
議案第 1 2 号	出雲崎町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 4
議案第 1 3 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 5
議案第 1 4 号	出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	3 6
議案第 1 5 号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	3 7
議案第 1 6 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 1 7 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 1 8 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 1 9 号	平成 2 6 年度出雲崎町一般会計予算について	4 0
議案第 2 0 号	平成 2 6 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 1 号	平成 2 6 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 2 号	平成 2 6 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	4 0
議案第 2 3 号	平成 2 6 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 4 号	平成 2 6 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 5 号	平成 2 6 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 6 号	平成 2 6 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	4 0
議案第 2 7 号	平成 2 6 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	4 0
	予算審査特別委員の選任	6 6
	予算審査特別委員会の正副委員長の互選	6 6
	散 会	6 7

第 2 日 3 月 1 0 日（月曜日）

議事日程	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 0

職務のため議場に出席した者の職氏名	7 0
開 議	7 1
一般質問	7 1
中 川 正 弘 議員	7 1
仙 海 直 樹 議員	7 8
中 野 勝 正 議員	8 5
三 輪 正 議員	9 1
高 桑 佳 子 議員	9 8
散 会	1 0 6

第3日 3月14日（金曜日）

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 8
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 9
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 0 9
開 議	1 1 0
議事日程の報告	1 1 0
議会報告第4号 諸般の報告について	1 1 0
議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について	1 1 0
議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 0
議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 0
議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	1 1 0
議案第16号 指定管理者の指定について	1 1 0
議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第17号 指定管理者の指定について	1 1 3
議案第18号 指定管理者の指定について	1 1 3
請願第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める請願書	1 1 3

議案第 19 号	平成 26 年度出雲崎町一般会計予算について	1 1 5
議案第 20 号	平成 26 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 21 号	平成 26 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 22 号	平成 26 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	1 1 5
議案第 23 号	平成 26 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 24 号	平成 26 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 25 号	平成 26 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 26 号	平成 26 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 1 5
議案第 27 号	平成 26 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 1 5
発議第 1 号	新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書	1 1 8
決議案第 1 号	エコパークいずもざき監視特別委員会設置に関する決議について	1 2 0
	エコパークいずもざき監視特別委員の選任	1 2 0
	エコパークいずもざき監視特別委員会の正副委員長の互選	1 2 1
	議員派遣の件	1 2 1
	委員会の閉会中継続調査の件	1 2 1
閉 会		1 2 2
署 名		1 2 3

平成26年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期	日	曜日	会 議 内 容
3月	5日	水	本会議第1日目（招集日）
	6日	木	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
	7日	金	休 会
	8日	土	休 会
	9日	日	休 会
	10日	月	本会議第2日目（一般質問）
	11日	火	予算審査特別委員会
	12日	水	予算審査特別委員会（予備日）
	13日	木	議案調整日
	14日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 5 日)

平成26年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年3月5日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第2号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 6 報告第 1号 町長専決処分の報告について
- 第 7 報告第 2号 町長専決処分の報告について
- 第 8 議案第 1号 町長専決処分について（出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定）
- 第 9 議案第 2号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）
- 第10 議案第 3号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第11 議案第 4号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 5号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 6号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第14 議案第 7号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第 8号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第 9号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第10号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第19 議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第21 議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分
担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第23 議案第16号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第17号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について
- 第27 議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第28 議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第29 議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第31 議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第32 議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第33 議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第34 議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成26年第1回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、2月26日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、中野勝正議員及び3番、中川正弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第2号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第2号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りま
した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

新潟県町村議会議長会第65回定期総会について報告します。去る2月20日に新潟県町村議会議長
会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報
告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

報告第2号 町長専決処分の報告について

○議長（山崎信義） 日程第6、報告第1号、日程第7、報告第2号 町長専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について、町長において専決処分し
たので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第1号 町長専決処分について（出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に
関する条例の一部を改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第1号 町長専決処分について（出雲崎町ひとり親家庭等の医
療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号 町長専決処分についてご説明を申し上げ
ます。

このたびの専決処分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正され、平
成26年1月3日から施行されたことに伴い、出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の
一部を改正する必要が生じたので、昨年12月27日に専決処分をしたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足をさせていただきます。

このたび配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正内容でございますが、適
用対象が拡大されたこと等に伴いまして、法律の名称の変更がございました。同ひとり親家庭等の

医療費助成に関する条例に基づきましてこの法律を適用しておりますので、文言の修正を加えるものでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第2号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第2号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号 町長の専決処分についてご説明を申し上げます。

このたびは、新潟県総合事務組合の取り扱い事務で、公平委員会に関する事務において、燕市及び五泉市が新たに加入することに伴う規約の変更について、平成26年1月22日に専決処分をしたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

総合事務組合につきましては、県内全市町村30、一部事務組合21、広域連合1の52団体で現在構成員となっている全県的な組合でございます。退職手当、公平委員会、職員採用・研修、公務災害、交通災害など、それぞれの団体がそれぞれの団体の事情によりまして個々の業務に加入しております。

このたびの公平委員会につきましては、職員の勤務条件、不利益処分、苦情処理などの事務の公平委員会事務に2団体が加入するというふうなことに伴う規約の改正というふうなことになりま

す。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第3号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第3号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成25年度の当初予算は、32億5,300万円でスタートいたしましたが、途中7回の補正により3億5,300万円余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の減額が主なものであります。また、国の補正予算を受けまして、急遽予算計上したものもあり、事業執行を見通し、繰越明許費を計上いたしました。

主な歳出の追加分につきましては、ご説明いたしますと2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で、大門地内の県道に面した旧酒店の土地・建物購入費、解体費を計上いたしました。

7目企画費では、ノートパソコン4台の購入費を、また、ふるさと出雲崎応援基金の積立金を追加計上いたしました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、障害者総合支援法の施行に伴う、障害者福祉サービス支給管理システムの改修委託料と、また障害福祉サービス費を追加計上いたしました。

3目国民健康保険事務費では、国保特会への繰出金を追加計上いたしました。

2項児童福祉費では、繰越事業となりますが、26年度で策定する子ども・子育て支援事業計画の策定支援業務委託料を、また主に保育所入所にかかわる支給認定から利用者負担算定までの一連の管理システムを導入するための業務委託料をそれぞれ計上いたしました。これは、全国ベースで対応できるシステムであり、全額安心こども基金事業として財源措置をされます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、担い手農家への農地集積のための農地面積的集積促進事業補助金を計上いたしました。

5目農地費では、県からの県営中山間地六郎女地区の換地委託料の追加を、また乙茂揚水機場ポンプ修繕、小木地区農業用水堰修繕事業補助金を計上いたしました。

次に、8款土木費、5項住宅費、4目では、子育て支援型町営集合住宅建設事業に向けての地質・設計審査・消雪井戸調査委託関係費を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、4目防災対策費では、気象情報伝達システム用のノートパソコンの購入費を計上いたしました。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、25年度で設計をしておりました中学校体育館照明等の落下防止工事について、本年度の国の補正予算で採択となりましたので、このたび繰越事業となりますが、関係事業費を計上いたしました。

3目学校給食費では、給食用牛乳冷蔵庫の更新費を計上いたしました。

5目保健体育費は、2目体育施設費では、町民野球場の内野整備費を計上いたしました。

次に、歳入では、町税見込みによる減額、地方交付税の留保分の全額計上、分担金、手数料、寄附金、事業費の確定・執行見込みに伴う国・県支出金、町債の補正、また財源調整により、財政調

整基金の繰り入れを減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額4,273万3,000円を減額し、予算総額を36億5,773万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、279ページからお願いいたします。議会関係からでございますが、人件費関係の増減は、共済費の率の変更また手当の見込みなどによりまして補正してございます。

次に、次のページ、280ページをお願いいたします。総務費関係の財産管理の部分でございます。施設修繕料、これ庁舎の暖房の灯油の屋外の灯油タンクから3階に揚げるブローポンプ関係、ポンプアップしておりますが、それがちょっと不備が出ております。急遽取りかえ修繕が必要というふうなことで、今回計上させていただきました。

あと、支障木の伐採料、これ旧プール、向こう側のプールの斜面の脇に松が2本実はあります。それがちょっと色が変わって危ない状況にあるということで、急遽伐採ということと、消防署のこの脇にある一番手前に、消防署側にありますヒマラヤスギの1本大きなものがあります。これが根が大分危なくなつて、これ倒れると大変なことになるということで、あわせて伐採というふうなことで、3本今回急遽上げさせていただいたというふうなことでございます。

それと、町長の提案のとおり、大門の旧酒店の解体の工事、あと土地、建物の購入というふうなことで今回計上してございます。まず、購入のほうから申し上げますと、土地、建物につきまして300万円での購入というふうなことでございます。銀行が関係しているというふうな部分で、その辺の手續とあわせての金額というふうなことで、内々に話を進めていたというふうな状況でございます。また、解体につきましては、建物2棟でございます。ということで、実は解体の費用という部分、この中には中の残留している残りのストッカー関係がかなりの量入っております。確認しておりますが、それが70万以上やっぱり処分かかるというふうなことで、本来建物解体だけですとこんなにしないんですけど、中の部分があるというふうなことでございます。ということで、一応確認しての内容というふうなものでございます。

続きまして、企画費のパソコン関係でございます。12月でもお願いいたしましたが、実は今後また県のほうからのやりとりで、国を中心とした広域行政専用のコンピューターネットワークL G W A Nというものを組んでおりますが、これがどうしても県の指定業者というふうなことになりまして、3月中に全部対応をX Pから新しいバージョンに対応しなきゃいけないということで、3月中での入れかえ、セッティングが必要になりまして、今回急遽上げさせていただいたというふうなものでございます。そのほかに、職員関係の今後の4月以降の不足台数というか、X Pの部分はまだ

ございました。その辺の部分で、良寛記念館の対応も含めまして、3台追加ということになっております。

それと、ふるさと応援基金関係につきましては、これは25年度中のものを一旦基金に積みまして、26年度予算でご依頼のあった内容に充当していくというふうなことで、今回は積み立てでございませう。

281ページにつきましては、徴税費関係になります。償還金の関係ではこれ税の還付金、これは当初150万でございましたが、不用が出たというふうなことで減額というふうなことでございます。

続きまして、282ページ、民生費のほうをお願いをいたします。社会福祉総務費の積立金、基金積み立てでございませう。これは、羽黒町の坂口様から寄附をいただいたものを積み立てというふうなことでございませう。

障害者福祉費関係、これ町長の説明のとおりでございませうが、障害者総合支援法の施行に伴うシステムの変更ということで、これはこの4月からの施行分に係る部分でのシステム強化と、システムの改修というふうなことでございませう。

それと、20の扶助費で障害者福祉サービス費、大分増えておりますが、これはやっぱり全体的な給付の伸びというふうなことでございませう。

それから、国民健康保険特別会計への繰り出しが今回伸びてございませう。国民健康保険の資格管理システム、70歳から74歳の医療費負担割合、4月以降が引き上げられておりますので、その辺の部分の改修費用、国保ラインのシステム改修にあわせてのバージョンアップというふうなことで、今回繰り出し金で増えている部分でございませう。

以下省略させていただきます、284ページをお願いいたします。子ども・子育て会議関係、子ども・子育て会議の設置をしてございませう。子ども・子育て関連法案が成立しての子ども・子育て支援というようなこと総合的に取り組むというふうなことで、子ども・子育て支援計画を策定するというふうなことになります。これ、歳入のほうがあるものでございませう。ただ、その業者さんお願いして部分的な部分もありますので、その辺の支援業務の委託料を今回計上というふうなことと、実際に子ども・子育て支援の電子システム、これは全国で同等のシステム開発というふうなことになります。支給認定、施設・事業者の確認関係、その辺の開発をとというふうなことで、電算業務を今回新たにというふうな部分でございませう。これも、国のお金が全て入ってくるというもので、後で予算書載ってございませうが、これ今回3月補正で計上して、繰越予算でというふうな部分でのものでございませう。

続きまして、286ページお願いいたします。農林水産業費の追加の部分でございませう。農業振興費の中で、農地面的集積促進事業補助金、担い手農地集積事業ということで、これ担い手への集積というふうな分で、手放した人への協力金というふうなことで、0.5ヘクタール以下は30万円なり、2ヘクタールで50万、2ヘクタール以上で70万というふうな部分で、国のお金が入っているものでございませう。

います。その分が当初見込んだより増えたというふうな部分で、今回追加というふうな部分でござい
ます。

次のページ、農地費の県営中山関係は、これは町長の説明のとおりでございます。

それと、乙茂、小木でそれぞれ農業用関係の修繕の補助金がついてございます。これ、町単独事
業ということで、30%の補助金で計上してございます。

288ページ、これも民有林造林事業、これは当然要綱をもってそれぞれやっておりますが、造林、
間伐の補助関係での増えた部分でございます。

飛びまして、土木費になりますが、290ページお願いいたします。道路新設改良費の部分でござい
ます。改良舗装の追加でございますが、追加してあるもの、これ繰越事業となる部分がございます。
その辺で、消費税が今度かかってまいります部分がありますので、今回追加というふうなものでご
ざいます。

続きまして、292ページお願いいたします。住宅建設費でございます。これは、大門の子育て支援
型の住宅の建設に係る土地で、地質調査、それとプロポーザル設計審査、それと消雪用井戸ありま
すので、どれだけの水量かというふうな部分での調査というふうな部分で今回計上してござい
ます。地質調査関係につきましては、このまた繰越事業というふうなことで、時間がかかるということ
で繰り越しというふうな部分であります。

消防費になります。実は、消防施設費で消防小屋（4—3）の解体工事減となっております。こ
れは、実は12月に計上させていただきましたが、その後発注になりましたが、どうしても3月31日
ぎりぎりまで小屋の工事がかかるということで、既設の部分がなかなか建物ができないもので、引
越しが、車動かすこと、中のまた備品を動かすことできないということで、一旦3月でこれ落と
させてもらって、また年度変えて仕切り直しで解体のほうをさせていただくというふうなことで、
今回減額ということでお願いしてございます。

それと、備品購入費、これもパソコン関係でございますが、これ県のほうから入ってくる情報で
ありまして、気象庁、県のほうから気象情報システムで常に入ってきておりますが、それも古いバ
ージョンのもので、これも設定が今年度中に必要というふうなことの指示を受けまして、新たにパ
ソコンの端末だけ購入というふうなことでございます。

続きまして、294ページお願いいたします。小学校費でございます。学校給食費で施設修繕料を上
げてございます。これ、春休み中というふうなことで、給食室の換気扇、食洗機のパッキン等の急
遽修理が必要が出ているというふうなことで、休み中に行うというふうなことで今回計上いたしま
した。

あと、中学校費でございます。これも、町長の説明のとおりでございますが、工事で中学校の体
育館の照明等落下防止工事、これが国の補正予算、25年の補正予算がつきましたので、先行して実
施というふうなことで、繰り越しての実施ということでございます。

管理業務、また事務費等もこれは消耗品で、事務費等もここに入っているというふうなことでございます。これは、今回議会資料でまた用意してございますので、ご覧いただければと思います。

そのほか、学校給食費で給食用の牛乳冷蔵庫が1台不備になっているというふうなことで、急遽更新というふうなことで今回計上いたしました。

それと、296ページ、保健体育費お願いいたします。野球場の整備でございます。毎年内外野行っておりますが、今シーズンが始まる前に3月で内野の整備もしたほうがより4月以降の対応がきれいにできるのかなということで、今回内野の整備を計上してございます。

以上が歳出の主なものでございます。

戻っていただいて、270ページお願いいたします。歳入関係でございます。町税につきましては、個人の所得割、法人の法人税割等の減額というふうなものでございます。

あと、地方交付税につきましては、留保分全部今回計上というふうなことでございます。まだ未決定なものが特別交付税が3,500万円当初のせてございますが、それはまだ未決定というようなことで、今後決定された段階でまた年度末等追加の専決等をお願いできればというふうなものでございます。

以下、歳出に連動して分担金、国庫補助金関係増減がございます。

飛んでもらいまして、272ページお願いいたします。国庫補助金の教育費でございます。学校施設環境改善交付金、これは歳出のほうで中学校の照明落下等の防止工事の歳入でございます。3分の1が補助金でというふうなものでございます。

続きまして、274ページまで飛んでいただきたいと思います。災害復旧費県補助金でございます。農業用施設、農地災害、林業とのせてございますが、激甚災害に指定されましたが、最終的な部分で補助率増嵩の計算するまで、ちょっと当初のままの50%補助とかというふうな形で上げておりましたが、最終的に農業用施設につきましては、99.4%まで補助率が上がっております。あと、農地が96.1%まで補助率が上がったというふうなものでございます。逆に林道施設につきましては、89が85%になったということでもあります。その辺の部分での最終的な補助率でございます。

以下、18款の寄附金、これは先ほど歳出で申し上げましたふるさと納税の関係での受け入れ、寄附金の追加で上げてございます。

続きまして、276ページ、特別会計繰入金をお願いいたします。住宅用地造成事業特別会計繰入金の減でございます。てまり団地で買い戻しがありまして、分譲を上げておりましたが、今回まだ残っているというふうなことで、売れなかったということで、一般会計に返ってくる分が減ったというふうな部分でございます。

続いて、278ページをお願いいたします。これは、町債関係をのせてございます。それぞれ事業に応じての増減というふうなことでございます。6の教育債、これにつきましては、国のほうで3分の2を起債充当できるというふうなことで、今回充当ということで、実質的には中学校の落下防止

については、一般財源のつけ足しが無いような形で対応できるというふうなことでございます。

あと、264ページにつきましては、継続費の表でございます。これ3年間、23年から3年がかりで防災行政無線のほう取り組んでまいりましたが、25年度で終了というふうなことで、精算の継続費のものでございます。

3表は地方債の補正、歳出に連動した、町債に連動したものを変更したものでございます。

それと、267ページについてでございます。第4表、繰越明許費についてでございます。これ、今回歳出でご説明したとおりでございます。総務費関係は、旧酒店の解体の部分、民生費では子ども・子育てということで、計画作成支援と電子システムの導入でございます。農林水産業費では、中山間の六郎女の換地の部分と、農林水産業費の林業費では船橋田中線の舗装、これはちょっと雨災害で修繕部分になっておりますが、常楽寺の修繕、県単の事業でございます。それと、商工費は、これは天領の観光用公衆便所。土木費につきましては、大釜谷西線、川西6号線でございます。住宅費につきましては、先ほどの若者支援型の地質調査。教育費につきましては、体育館の照明落下防止工事。災害復旧費では、7月末から8月上旬にかけての災害での国費での災害復旧関係での繰り越しというふうな部分で、今回明許費を計上してございます。

そのほか、最後のほうになります。給与関係の表、それと継続費、地方債の調書というふうなことになってございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑のある方はページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんね。

6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 291ページお願いいたします。

住宅費の3目、木造住宅の耐震のところなんですけども、減額になっているのが156万円ということと、これ一件も利用がなかったということになるんでしょうか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 残念ながら件数一件もございませんでした。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） たしか昨年度のほうも利用がなかった、ちょっと記憶違いだったら申しわけないと思うんですが、これ丸々利用がないという中で減額ということなんですけど、当初のほうのものってくるかと思うんですが、その辺の利用がない中でまた続けて予算化していくところは、どういったようなところでそういったような形になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 地震等の関係で、旧の建築基準法で建てられた木造住宅については、地震

のときやはり強度的に問題があるということが指摘をされておりますし、またそういった部分を積極的に改修をして、町民の皆さん方の安全を保つ、国は国民の安全を保つということで、補助をつけている事業でございます。

やはりまだ古い住宅にお住まいのご家庭町内でもたくさんございますので、そういった方々が一棟でも改修をしていただいて、安全な住宅に住んでいただきたいという趣旨で国も進めておるところでございますので、これにつきましては継続をして、少しずつでも安全な住宅に改修を願いたいということで上げさせていただいております。PRの仕方等もあるのかもしれませんが、やはり今までの地震2回なり経験する中で、何となく安全なのかなというふうに思っておられる部分があるかとも思っておりますが、そんなことでよろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 大変わかりやすい説明ありがとうございました。

私も、やっぱり実際安全だろうと思って住まわれている方多いと思いますんで、そういったところまたPRとかで、診断のほうは6年目になりますか。そして、耐震のほうは3年ぐらいになるんですか、事業を続けてやっていると思うんですが、その辺また町民の皆さんに呼びかけて、ぜひ利用していただくようにやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 14款災害復旧費になる……

○議長（山崎信義） ページ、ページ。

○8番（諸橋和史） 297ページ、14款災害復旧費なんですけども、農業用施設災害復旧ということで、先ほど説明がありました農業用施設復旧工事、大分減額になっております。それで、激甚災害になって99.何%という数字でこれで減額になっているのか。

それともう一点は、2目19節の400万円、例えば町単の農地災害復旧事業の補助金なんですけども、これも激甚に相当してこれだけの減額になっているのか。それとも、町単事業としての事業がなかったのか、少なくなったのか、そこらのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 1目の農業用施設災害復旧の15節の工事請負費につきましての農業用施設災害復旧工事の減につきましては、これは単純な工事の請負費の減ということでございます。

それで、農業用施設災害復旧工事、これは国の災害復旧ということで、これの財源につきましては、先ほど歳入のほうでご説明しましたけども、施設ですんで、65%が九十何がしになったと。増嵩になったということでございます。内訳はそうでございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金の町単の農業施設災害復旧事業につきましては、当初かなりの被害があるということで報告を受けながら、やはりそれ以上にまた出るのではないかということの中で、件数を多く見ておりました。そういった中で、自主的な復旧、自力復旧といえますか、

そういったのも含めまして、また全体の事業費、件数が減った関係で個々の事業費も減っているという中で、減になっているという状況でございます。

それから、農地災害復旧につきましても、これもやはり報告があった中で余裕を見た中で予算要求をさせていただいたわけですが、自力復旧並びにその各事業費の減という形の中で、今回減額をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 15節、19節の負担金及び交付金ということで、それはわかりました。

現実的に、町単の農地災害復旧工事ということが、これがひとつ前にもお話ししたんですけども、年配者が多い農業者の中で書類などによつての申請を遠慮したんでねえかなというような気持ちがちょっとしましたんで、そこらのところのないように、またしっかり精査してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 280ページの5目15節と17節、旧中山酒店のこれ財産関係のものでありますが、私旧うしお書店のときにもちょっと若干疑問に思いました。

この買われ方というのが一般的に考えて、例えば壊さなければならぬような建屋を含めて購入をされるということは普通ないんです。一般的には、更地にしてくださいとか、あるいは建屋解体費を減額した中での取引をしましょうとか、こういうやりとりが普通だと思うんです。古い解体しなければいけないようなものまで含めて賄って購入をするというやり方は、一般市場の中では行われていないやり方だと思いますが、どうしてこういうふうになるのかなど。普通で考えれば、壊して更地にしてくださいというか、もしくはどうしてもそれをつけてもその土地は絶対に欲しい。何かの目的があって、その土地以外には利用ができないんだという目的があれば、こちらの先方の条件を丸のみしてでも購入するということもあるかもしれませんが、どうやってこういう買い方をされるのかなとちょっと疑問に思っていたんです。普通であれば、持ち主側が更地にした状態でどうぞという、土地が必要なわけですから、その辺はどうなんでしょうか。私、若干これ合点がいかないんです。いかがでしょう。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今回は、17節の土地、後ろの場合はちょっと今回違いまして、建物を含んでおります。銀行が関係しておりまして、本町は進みますと競売というふうな形になりましたが、その前段での取得というような形で取得になります。登記簿には抵当が入っております。その辺の部分で、それを解除、ご本人との契約の場合、建物にも抵当入っておりますので、その辺の部分、当然契約上取引必要になりますので、今回建物も計上させて、契約上は建物、土地で購入というふうなことになります。

議員さん言われるとおり、解体していただいて町が取得すればいいんですけど、そういう形の特殊事情がございます。金額的には、銀行とのやりとりの中で決まった金額というふうなものでございます。したがって、300万円プラス解体費で700万以上の金額というふうな部分になりますが、ただ実際相手との言い値というわけではありません。本町でも相当の下調べをしまして、やりとりした中でこのようにいう金額を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 抵当権の問題等々あるんでしょうけれども、土地、建物購入費、建物も含めて購入する。

抵当権外したとしても、所有はもう金融機関にあるわけでありましてけれども、私はどうもやっぱり社会通念上何か要らないものまで含めて引き受けざるを得ないような、これがちょっと普通考えるとおかしいなと思うんです。諸事情あるんでしょうけれども、私できれば解体費の半分ぐらい持ってくださいという交渉ができなかったのかなど。これ400万と、中にストッカー等々あるんでしょうけれども、これもいささか市場価格から見るとちょっと高いなど。残存物があっても、70万という話であります。木造解体費そんなに高くありませんので、これもちょっとどうかなど。もう少しよく値段についても、あるいは内容についてもご検討いただいたほうがいいかなど。これ、建物解体がなかったら430万の金要らないんです。例えば行政側があそこにこれらのものをつくりたい、この土地は絶好の土地なんだという、それ負の財産も含めて賄いましょうということになるんです。ただ、要らないものをくっつけて買ってくださいとあって、解体費自分で持つといたら、個人のお金を出す人だったら誰も買わないでしょう。後で目的を考えるのであれば、その土地が今現在すぐに必要なものではないはずなんです。ある程度求めておきたいという希望的なものだと思うんですが、その辺をじっくりと今後においても出てくるのか来ないのかわかりませんが、お考えになっていただければということをお願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下さんのご質問でございます。

今総務課長がお答えをしましたが、ケース・バイ・ケースです。まず、基本的には今私たちが皆さんにお願いをしている土地、建物をこれをどうしても必要とするのか。それとも、将来を見越してまあ一応取得しておこうやということの一つの判断の仕方1つ。もう一つは、これは今総務課長申しましたように、競売物件です。競売物件は、土地と建物を一緒に公告するんです。その公告したものに皆さんがどういう評価価値をして応札をするか、そこにおいて結論が出るんです。不調に終わるのか、あるいは落札をされるのかわかりません。

私たちが、大体今あの土地、建物、競売に付される基本的な価格はいかほどのものかということをお願いいたします。事実上、今宮下さんがおっしゃいますが、土地は300万、解

体費400万にプラス七百数十万、それでは今中山酒店の土地自体の我々が評価している固定資産は幾らかということになりますと、はるかに700万を上回っております。そういう観点からいたしますと、これは町がどうしても取得したい土地。しかも、町のほうにもあの建物が、私もそうです。毎日歩いてみて、これほど危険な建物はない。もしこれが災害で物が落下したときに責任は誰に帰すのか。しかし、競売に付されているような事情であれば、持ち主はとでも対応できない。これは、町の責任ではないと言いながら、町の住民の安全を確保するために何としても土地の必要性、住民の安全を守る必要性、そこにおいて私たちは決断したということを理解してください。

○議長（山崎信義） 1番、いいですか。

○1番（宮下孝幸） じゃ、いいです。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 292ページの9款消防費の防災対策費の中、防災行政無線が工事減となっておりますけれど、これ3カ年計画でことしが最後だと思うんですが、それ前に私も全協でもお話ししたんですが、地区によりまして、屋外の放送がなかなか聞こえないとかいうふうな話があったんですが、その辺も全部大体クリアしてあるんでしょうか、その辺ちょっと確認します。

それと、これを今回終わって、この後のアフターといいますか、その辺はどの程度まだ実際運用してみますと、やはり聞こえないとか出てくるとか思うんで、その辺の対応はどうかお聞かせ願います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 防災行政無線につきましては、2月25日で私のほうで検査を行いまして引き受けております。軽微なものについては、当然3月いっぱいまで補修は業者のほうの責任で持つというようなことでございます。今後は、保守の中で対応していくということでございます。

ただし、防災無線につきましては、農作業をしていて、トラクターに乗っていて聞こえるということとは、ちょっとこれはあり得ないというようなことであります。個別を中心に情報を得る。また、家のそばで作業何らかで動き回っていらっしゃると、また屋外で聞くと。ただ、農作業やっていて、これ方向的には500メートルぐらいしか半径聞こえませんが、そうしますと、これ全町聞こえとなると、無数の屋外局が必要になるというふうなもので、その辺またどういうふうなPRしていくかこれからの課題なんですけど、当然今回のような火災なり、いろんな地震なりというとき、聞かれた方が家族の方呼び寄せてもらうとか、教えに行ってくださいとか、そういうのが大事で、全て無線で対応できるというのは、これはやっぱりちょっと難しいというふうな状況になるかと思えます。まして、建物も離れたような農作業場で、中に入れられてはやっぱり聞こえないケースもあるし、気候にもよるかと思えます。ただ、今の現況の設置した中で、若干の方向、向きを変えたり、これはこれからも業者のほうは対応すると申しておりますので。

あと、実は海岸であるんですが、カラスが巣をつくって、ちょっと危ないようなケースが過去に

2点ぐらいありまして、その辺のネット、高所作業車要るんですけど、業者のほうで対応したいというようなことで、今あるものを向きを変えたり、そういう部分はまた今後対応はできるということでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） いいですか。

○9番（三輪 正） はい。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 287ページの農地費の中の委託料でございますが、119万5,000円ですか、この追加になっているんですが、この追加の内容少しお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 中山間地の六郎女地区につきましては、25年度で実は完了ということに進めてきたわけなんですけど、最終的な調整をとっておいた中で、若干地区境を変更しなくてはならないという事案が発生をいたしまして、それに伴います分筆作業という形の中で、今回県のほうから委託を受けましたという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） そうしますと、これは見通しといたしましては、何月ごろ終了になる予定でしょうか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） これにつきましては、繰り越しということとさせていただいた中で、今のところは秋には換地精算という形で持っていきたいなと、こう考えております。

ただ、分筆ということになりますと、いろいろまた登記の関係で順調にいつてということと考えております。ほかには、抵当権があったりとかいろいろあるものですから、その辺の絡みの中で若干おくれるかとは……おくれられないような形でやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（中野勝正） わかりました。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 294ページ、295ページあたりのお話ちょっとさせていただきたいんですけども、学校関係のものがのっておりますけども、小学校費で4目で通学バス運行事業委託料150万減になってございます。結構大きな額の減だなというふうに思うんですけども、なぜこうなったのか、その理由をお知らせください。

それから、2点目ですけども、中学校費のほうへ行くと、逆に需用費で消耗品費あるいは燃料費が35万、40万と追加になっております。大体当初予算で毎年のもを見て、余裕を持って予算を組

まれているはずなのに、3月に来てまた補正を組むということは、何が消耗品費足りなかったのか。あるいは、燃料費で使い過ぎたのかなというふうに疑問があるわけですが、説明ください。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（佐藤信男） それでは、まず11節の需用費の関係から説明をさせていただきたいと思います。

こちらのほうで消耗品費の追加35万があるわけですが、これは先ほど総務課長のほうからも説明がございましたように、中学校体育館照明等落下防止工事にかかります附帯工事の事務費等がこれ消耗品費で追加をされているものでございます。そういった今後の工事に係るものが追加になったという内容でございます。

それから、その下の燃料費の追加でございますけれども、こちらのほうは灯油が不足をしたということなんですけれども、実は灯油の単価の増加もなっているわけですが、本年度特にその学年懇談会あるいは各種検定の予習授業等の放課後活動の活動がことしは結構多かったということで、燃料費のほうを追加をさせていただいたものでございます。通常ですと、灯油単価の増加分だけであれば何とかなるかなという部分はございましたけれども、学校現場のほうでそれだけ活動が多かったということで、これについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、13節の委託料の関係150万、昨年、それ以降もこれに近いような数字で落とさせていただいているわけですが、これにつきましては、部活動等の上位大会に出場できるか否かという部分が、残念ながら12月補正の段階ではわからないんです。12月補正というのは、大体11月の頭ぐらいでもう数字はじき出しますので、それ以降のいろんな各種大会があるわけですが、そういった上位大会に備えてやはりその委託料等については確保しておく必要がございます。バスについては、A、B、C、Dバス、Dバスというのがその特別活動に使うものでございますけれども、そういった部活動等、あるいは吹奏楽部等、あるいは野球、その他の活動がたくさんあるわけですが、そういったことから12月補正の段階ではやっぱりちょっと見通せないということで、今回落とさせていただいたというものと。

それと、実はこの通学バスの運行業務のまず算定のところからお話をさせていただきますと、これ大規模電源の対象事業となつてございます。そうしますと、通常ですと業者からの見積もりによって見積もり単価ではじき出すわけですが、大規模電源の対象事業ということで、その運行バスの単価根拠というのを明確にしなければならないということで、これ県のバス協会の単価、明確にされている単価を最初の当初予算の根拠単価としておるわけですが、そこでの業者との入札差額というものも発生をいたしますけれども、そういった入札差額の関係、それから今ほど申し上げました部活動等上位大会になかなかその辺がまだ12月補正の段階では見通せないということでございました。

それと、ことしの場合は、また皆さん方ご承知のとおり、1月に雲崎スカイヤーズのチームの

皆さんが県の大会を勝ち抜いて東日本大会、東京大会に出場されたと、そういったことも発生をいたします。そういったことも考えますと、ちょっと早目にはなかなか落とせなかったということをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） さすが課長、丁寧に聞きたくないところまでご説明をなされていました。

通学バスはそれでいいと思うんです。当然余裕を持って予算を組んで、最後結局余ったからということで、それはそれでいいと思うんです。今のその中学校のほうの消耗品費、燃料費の説明聞くと、では小学校は予定どおりの活動であって、何も増えたことはなかったと、逆説的に言えばね、と聞こえるんです。そうじゃなくて、普通はもっとこれだけの活動するだろうからこれだけ予算とっておきましょう。年度末に来て、ああ、ことは少なかったね、余ったねというのが普通だと思うんですが、予算の組み方からして、当初の。これだけの活動するだろう。でも、ことはいっぱいやったから燃料代が足らなくなった。違うんじゃないですか。最初から本来であれば、そういう活動してもらうように教育課としては方針を決めるべきであって、そういう活動があるべきであって、言ってみれば。本来これはこれで、追加じゃなくて減額するべきです。ここへ来て補正でプラスなんてことは、本来あり得ないと私は思います。以降気をつけてください。お願いします。

○議長（山崎信義） ほかにございせんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時30分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議案第4号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第4号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては今年度の給付見込み額等に基づき、2款保険給付費に2,964万5,000円を追加したほか、拠出金の決定に伴いまして、7款共同事業拠出金を891万9,000円減額しております。

一方、歳入予算では、交付決定に基づき5款国庫支出金、6款療養給付費等交付金、8款の県支出金等を歳入見込み額に基づき補正しました。

また、12款の繰越金4,059万3,000円を追加したほか、国保運営準備基金からの繰り入れを行わないこととし、11款繰入金を2,841万6,000円を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ2,118万円を追加し、予算総額を6億2,367万7,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る2月21日開催をいたしました町国民健康保険運営協議会におきまして、ご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 若干国保特会の補正につきまして補足をさせていただきます。

歳出予算のほうからお願いいたします。209ページお願いいたします。1款総務費のほうに125万円を追加をさせていただきました。これは、国保事業報告システムのほうがウインドウズXPで運用しておりますが、そのサポートが終了することに伴いましてバージョンアップする必要が生じたというふうなことに伴うものでございます。

なお、この経費等につきましては、翌年度の調整交付金により措置されるものでございます。

その下の保険給付費でございます。療養給付費を今年度分所要額を追加しております。

続きまして、211ページお願いいたします。7款の共同事業拠出金でございます。拠出金の交付決定に基づき減額したものでございますが、県全体の共同事業の対象となる医療費が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

歳入予算につきましては、今ほど町長が説明したとおりでございます。なお、今回の補正によりまして、運営準備基金からの繰り入れを取りやめましたことによりまして、同基金の年度末残高が6,345万9,000円の見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

- 議長（山崎信義） 日程第12、議案第5号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、介護サービス給付費等の実績見込み額に基づき、2款保険給付費から630万円を、5款の地域支援事業費から55万円をそれぞれ減額いたしました。

一方、歳入予算では、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金及び5款の県支出金を歳入見込み額に基づき減額したほか、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金から610万円を繰り入れております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ609万2,000円を減額し、予算総額を7億2,450万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算をお願いいたします。ページでいきますと、222ページをお願いいたします。1款総務費のほうに要介護認定事務システム改修委託料を追加させていただきました。これは、4月からの消費税の引き上げに伴いまして介護報酬の改定が必要となります。そのために、システム改修に係ります所要の経費を計上させていただいております。

以下、223ページ以降につきましては、決算見込み額に基づき所要の額を減額あるいは追加をしたものでございます。

歳入予算につきましては、今ほど町長のほうから説明があったとおりでございます。

なお、決算見込み額に基づきまして所要の額を調整したところ、若干給付費に不足、財源に不足が生じておりますものにつきましては、介護給付費準備基金のほうから610万繰り入れたところでございます。これによりまして、介護給付費準備基金の繰り入れ年度末残高が946万6,000円の見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありますか。ありませんか。

8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 223ページ、2款1目19節なんですけども、これによりまして、居宅介護サービス給付金が2,500万の減額、それで施設介護サービス給付が2,500のプラスということで、居宅サービスというのが丸々施設と同等な分だけプラマイで推移したと聞くと、そのとおりだと言われれば私はそれ以上聞けないんですけども、居宅サービスの人間の数とか、施設介護の人数とかというも

のがわかりましたら、そこらでちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） この居宅介護サービスの給付費の減の内訳でございますが、いわゆるデイサービスと言われる通所サービス、そちらのほうが1,750万程度、あとヘルパーさん、いわゆる訪問サービス、そちらが500万程度、それと通所リハビリ等が450万程度の減額になっておりまして、一方居宅のサービスでは、ショートステイというような短期入所が840万程度増額となっております。それらをまだ今後給付費の請求でございますが、今後の見込みも含めて年間当初予算から2,500万程度は減額していいだろうということでございます。

一方、施設サービスですが、これは主に特別養護老人ホームに入所される方が当初見込んでいた数よりも増えたというものでございます。特に主な傾向といたしましては、中越圏域外のほうの施設に入所される方が増えたということで、月平均にしますと、平成24年だとおおむね37人程度でしたが、ことは月平均にならしても40人を超えるであろうというふうな見込みから、2,500万円の追加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） よろしいですか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） なかなか厳しい財政をきつとくぐり抜けてやっておられるんだらうなというふうにお聞きいたしますけども、221ページ、今回介護給付準備基金、7款2項ですか、946万あと残しかないということですが、来年度の見通しとしてどのようなもの持っておられますか。

これだけどんどん、どんどん基金が減ってくる、あるいは一般会計から繰り入れてくるということの中で、見込みはどのように考えておりますか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 介護保険事業につきましては、3年間で1期間として、3年間の総支出額に見合う保険料を設定するというふうなことになってございます。

今は、第5期の計画中で、平成24年度、25年度、26年度が同一の保険料ということで設定をさせていただいたところでございます。当然3年間同一の保険料ですんで、第1年次目は若干給付余裕が出て、2年次目で均衡をとって、3年次目で当初積んだ基金を取り崩すというふうな財政の全体のバランスになっているところでございますが、出雲崎町におきましては、若干今2年次目、25年度目でもう給付を受ける方が増えてきたような状況がございまして、610万の基金からの繰り入れということをさせていただきました。

あわせて、今議会に提案させていただきます3年次目となります26年度予算につきましても、極めて厳しい状況でございますが、できればこの基金で賄うような形で保険給付が進むよう、介護予防等に努めていきたいというふうに思っておりますが、これはなかなかそれを超えることもござい

ますんで、やむを得ない場合につきましては、やっぱり借入れを通して給付に支障がないような形で介護保険事業財政を運営していかなければならないものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 大変厳しい数字が残ってきているんじゃないかなというふうに私も肌で感じますけども、ひとつできるだけ予防ということで力を入れていただいて、できる限り基金繰り入れを減らすような方向でお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） ページがちょっとまたがりますので、申し上げますが、今居宅というか、あと施設介護と大きくあると思うんですが、例えば居宅介護の中でデイサービスに通うというか、それとまた短期入所を利用するとか、そういったもの、それは例えばやった場合、この今介護保険の特会、これにどういったような影響があるのかというか、どの程度この介護保険の中から支出というのは出るのかと、その辺。大ざっぱでよろしいですけど、細かい数字はよろしいですけど、大体こういうふうになればこうなるというものを聞かせていただきたい。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 介護保険につきましては、保険者が出雲崎町となっております、その被保険者である方が介護サービスを受けますと、国が定めた介護報酬に基づき事業者さんのほうにそれを給付するということです。

給付するのは、かかった報酬費用の全体の9割を介護保険の保険者、町のほうが給付して、残りの1割は利用者負担ということで、事業者から直接利用者さんに請求が行くという形になってございます。

その町が給付する9割の中で、国が負担する額、県が負担する額、また支払基金が負担する額、それと一般会計から負担する額がそれぞれサービスによって負担割合が決まっております、その財源をもとに、それと残余は保険料を原資として給付費を支払っているというふうな状況になっております。

以上です。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今の説明の中に、これ国の補助金ですとか、いろいろ非常にまた介護度の程度によって違うというのなんで、非常に難しいと思うんです。

大ざっぱに言って、例えばある介護を受ける方がデイサービスを1日間行っただと。短期を1日利用したといった場合は、最終的にはこの介護保険料というか、この会計についてはどういうふうな影響になりますか、当然両方とも支出になるわけですけども。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 的確なお答えができるかどうかあれなんです、各世帯にマニュアルといますか、こういった冊子もお配りした中でご理解をいただいているところなんです、標準の報酬だけでいきますと、今例示に挙げられましたショートステイ、それを1日利用した場合、介護度によって要介護1の場合は682円ですし、要介護5の場合は969円というのが介護報酬ということとであります。

ただ、ショートステイとかそういった施設に行く場合は、そのほかに食事代ですとか、あと居住費等がかかりますので、ご本人さんが支払う額はその1割だけじゃなくて、今のが1割の額なんです、そのほかに居住費とか食事代がご本人さんは利用料として負担をするような形になります。町のほうの保険者といたしましては、この1割を除いた額を給付費という形で事業者に支出すると、支払うというふうな形になっているところがございます。

あと、そのほか施設サービスによりまして、報酬が細かく定められておりまして、なかなかその全体を平易に説明するのは困難なんです、施設ですと、また額が随分変わってきますし、そのような状況でございます。

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第6号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成25年度継続して実施しております老朽管の更新工事は、山谷、大釜谷地内の新しい井戸と浄水場を接続するための配水管工事などを実施いたしました。

このたびは、年度末を迎え、各費目の予算整理といたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,350万円を減額し、予算総額を1億9,113万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、233ページをお願いいたします。1款1目の13節委託料でございますが、現在の出雲崎町第1簡易水道と第2簡易水道を統合するための変更認可申請書を作成するためのものがございますが、精算見込みによります減額でございます。

下の2款水道管理費の12節で、水道水放射性物質検査の減額がございます。水道水の放射性物質検査は、原発事故発生から毎週1回の検査を継続しておりますけれども、平成24年度末までの検査につきましては、新潟県が全県をまとめて行っておりました。平成25年度からは、それぞれの水道管理者が費用を負担するものとなり、当初予算で年間56回分を予算化しておりましたけれども、その後県のほうから緩和的措置ということで、半分を継続するということになりましたので、このたび減額をさせていただくものでございます。

そのほかの項目につきましても、精算見込みによる減額でございます。

戻りまして、歳入、131ページでございます。1款の分担金、2款の使用料関係は、実績による追加でございます。

4款の基金繰入金につきましては、先ほどの歳出で工事費あるいは委託料などの事業費が減額になりましたことと、次のページの前年度繰越金が追加になりますことなどから、基金繰入金につきましては2,075万2,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありますか。ありますか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 231ページですけども、簡易水道使用料、今回滞納繰り越し分で37万4,000円入っていますけども、残りどれぐらいありますか、滞納分は。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 今手元でございますのが、済みません、水道、下水道を合わせたものになりますので、主に大体半分ということになるんですが、全体を合わせますと、200万円ほどになりますので、その半分が簡水として100万円ほどがまだ未納になっております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） ぜひ正直者がばかを見ないように、きちんと収納するようにしてください。お願いします。

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第7号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号、特生排特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびは、年度末を迎え各費目の予算整理をいたしました。これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額40万円を減額し、予算総額を1,930万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（山崎信義） 補足説明ありましたら、これを許します。

建設課長。

- 建設課長（玉沖 馨） 特にございませぬ。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議長（山崎信義） 日程第15、議案第8号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号、農排会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびは、歳出の1款の施設維持修繕工事費と、2款出雲崎地区処理場の機器更新事業にかかわる設計等の委託料を減額し、また歳入では、前年度決算による6款繰越金を追加するなど、年度末を迎え各費目の予算整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額150万円を減額し、予算総額を1億5,450万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、251ページをお願いいたします。2款2項集落排水施設費の施設機能強化業務委託料につきましては、沢田地内にあります出雲崎地区処理場の長寿命化対策として、今年度から3カ年で機械電気設備14機種を更新、入れかえ等をするための実施設計業務を行ったものでございます。

戻りまして、歳入、247ページでございます。2款の使用料関係は、収入見込み額を追加いたしました。

次のページ、6款の繰越金でございますが、平成23年度の繰越事業で山谷団地内の下水道整備工事を実施いたしました不用残が450万円ありましたもので、このような額としては大きなものになりました。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（山崎信義） 日程第16、議案第9号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびは、歳出の1款消費税と2款下水道清掃委託料を減額いたしました。

また、歳入では、4款前年度繰越金が追加となりましたことから、歳出の減額も関連をいたしまして、3款一般会計繰入金におきましては、800万円を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額495万5,000円を減額し、予算総額を1億7,910万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） ございません。

○議長（山崎信義） ありません。

これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第17、議案第10号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号、宅造特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびは、現在分譲中となっておりますまり団地1区画の販売が見込めないことから、歳入に計上しております土地売払収入を減額し、これに伴いまして歳出の一般会計繰出金を減額するものでございます。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額337万8,000円を減額し、予算総額を4,353万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） ございません。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（山崎信義） 日程第18、議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

本計画につきましては、改正過疎法により現在22年度から27年度までの6年間の過疎計画となっております。

このたびは平成26年度以降の予算におきまして、過疎債の対象事業とするために、計画書の本文、事業計画に追加変更をお願いするものであります。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、除雪車格納庫の整備を追加するもので、関連する本文、事業計画への追加記載となります。生活環境の整備では、事業計画中の簡水の老朽管更新事業に松本・上中条地区の追加を、また公営住宅に個別・集合住宅の区分を追加するものであります。

その他地域の自立促進に関し必要な事項には、JR出雲崎駅前に建設する地域拠点施設を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

今議会をお願いしておりますもの、また将来計画しているものの一般会計、簡水会計におきまして、過疎債の対象として財源確保するために、計画書に変更追加するものでございます。

追加の内容は、町長の説明のとおりでございますが、今回議会への提案に当たりまして、変更部分は県との協議が必要となっております。2月18日に協議終わっております。

また、議会資料でも変更内容を対比したものを用意してございますが、新規の事業追加のほかに、事業計画におきまして施策区分の事業費の変更が2割を超えますと、同じくやっぱり県協議というふうなことになります。したがって、今回の比較表の最後のページの欄外に、今回2割を超えた部分についても付記してございます。よろしく申し上げます。

また、議会資料につきましては、33ページに抜粋で掲載してございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第19、議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、特別職3名の期末手当におきましては、年間の全体の支給率は国・県に準拠しておりますが、6月、12月の支給の割合が異なっているため、このたび国・県に準拠し、支給率を改正するものであります。関連する条例を一括で改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、平成22年の臨時議会におきまして、国に準じ特別職の期末手当につきましては、0.1カ月減額してございます。年間が2.95カ月となっております。その際、6月、12月の支給割合を0.5カ月分前後いたしまして、現在国と県と異なっているというふうなことでございます。このたびの改正をすることによりまして、国、県と同月数というふうなことでさせていただきますたいというふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第20、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、県が定める市町村関係の例規通知で市町村職員の給与に関する条例例が改正され、新たに武力攻撃事態等の国民保護活動として、また新型インフルエンザ対応措置のため、他市町村などからの本町に派遣、滞在する場合に、従来の災害派遣手当と同様に、本町がその職員に対して手当を支給するものとして追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、既に災害派遣手当といたしまして、本町が派遣を受けた場合に、派遣で来られた派遣職員に支払う場合の手当が本給与条例の21条の2に規定されております。

このたびは、国民保護活動で派遣で来られた場合、21条の3、新型インフルエンザの対応活動の派遣で本町に来られた場合、21条の4というふうなことで追加というふうなものでございます。

派遣手当につきましては、滞在1日につき6,620円というふうなことで規定されております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 今ほどの総務課長の説明なんですが、派遣されて来た場合に本町のほうでその、対してお金支給するということですが、派遣をする側のほうからは、じゃ派遣された側の人はもらえないということになるんでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 現在16年、19年と地震があり、また雨もありましたけど、本町で派遣を受け、家屋調査なりでおいでいただいた自治体の方いらっしゃいます。本町でこの手当を払った事例は、今のところございません。派遣先のほうで、お互いさまというふうな形でやっていたケースがございます。

ただ、全県的な規定としては、こういうふうな形で載してあると。あとは、個々の災害応援協定なりでの対応というのは、個々いろいろ出てくるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山崎信義） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

議案第13号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第21、議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

本町の簡易水道事業は、その給水対象となる区域人口から出雲崎町第1簡水道と出雲崎町第2簡易水道の2つの事業区域に分けて設置しておりましたが、町全体の給水人口が5,000人以下となりましたことから、2つの事業区域を統合し、新たに出雲崎町簡易水道とする条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

資料をご覧いただきたいと思います。後ろから2枚目の45ページの新旧対照表がございます。ご

覧いただきたいと思います。初めに、出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正でございますけれども、本条例では第3条で簡易水道事業の名称と給水区域を定めております。現在の状況が表の旧の欄に記載してございますけれども、第1簡易水道と第2簡易水道の2つの事業区域にそれぞれ2つずつの給水区域をもって構成をされています。これを一部改正によりまして、左側の表に記載のとおり、町全体を1つの事業区域に統合するものでございます。

続きまして、出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部改正でございますが、資料の次になります。47ページの新旧対照表に記載のとおり、2つの事業区域が統合しますので、新たに出雲崎町簡易水道事業と改正するものでございます。

なお、施行時期につきましては、平成26年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 確認をさせていただきたいと思いますが、これ今事業の名称と区域を統一するというので、例えば災害なんかの非常時の断水のときは、特に問題は出ないんですよね。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） とりあえず町の簡易水道につきましては、大きく分けて第1簡水、第2簡水に分けておりまして、基本的にそれぞれの給水区域の中で何か災害のときは水のやりとりをして調整をするということになっておりますが、緊急避難的な対応ということになりますと、第1と第2の間のやりとりというものも現実発生する場合がございます。

そういったことも含めまして、今回統一をして町全体が1つになりますので、緊急的なそういった事象が発生したときでありましても、何ら問題なくそれぞれの、町全体がそれぞれで水のやりとりができるという形になりますので、そういった対応につきましては、従来よりも柔軟性が増すというような形の変更になります。

○議長（山崎信義） ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（山崎信義） 日程第22、議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

長岡市、小千谷市、見附市と本町との間において締結しております公共施設の相互利用に関する協定につきましては、長岡地域広域行政組合からの相互利用協定を経て、現在の長岡地域定住自立圏の協定項目として引き継がれ、平成22年3月26日に関係4市町で締結されております。

このたびの変更につきましては、長岡市の北辰中学校に隣接する長岡市和島運動広場が本年4月から学校教育財産に所管がえされることから、本協定書別表運動施設から削除されるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

和島地域の北辰中学校につきましては、今回の長岡市和島運動公園と和島野球場が隣接しております。和島運動公園につきましては、もともと中学校のグラウンドとして専ら利用されているというふうなことで、一般開放につきましても、平日の学校授業が優先されているというふうなことで、実質的な相互利用のメリットはなくなっているというふうなことで、このたび長岡市は12月議会定例会で市民屋外活動施設条例から外されたというふうなことで、今回相互協定からも削除というふうになるというふうなことでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第23、議案第16号 指定管理者の指定について、日程第24、議案第17号 指定管理者の指定について、日程第25、議案第18号 指定管理者の指定について、以上議案3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号から18号につきまして一括ご説明を申し上げます。

このたびの上程議案の公の施設につきましては、平成18年4月の指定管理者の指定から初回の3年、現行の5年の2巡目が本年3月末で指定期間を終了いたします。いずれの施設も、地域と密接な結びつきがあり、現行の指定管理者により適切な運営が行われておりますので、本年4月からの3巡目の指定に当たりまして、引き続きの指定をするものであります。

最初に、議案第16号につきましては、3地区のコミュニティー消防センターの指定管理でありまして、引き続き地域の町内会、自治会を指定管理者に、次に、議案第17号につきましては、八手、西越の両農村環境改善センターの指定管理者でありまして、引き続き両地区のセンター協議会を指定管理者に、最後に、議案第18号につきましては、町の林産物等販売所の指定管理でありまして、同様に中越よつば森林組合を指定管理者に指定するもので、各施設とも指定の期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

今回の議案3件につきましては、総務課と産業観光課所管が分かれていますが、総務のほうで一括補足させていただきます。

この指定管理者制度につきましては、自治法の改正以前は管理委託というふうな形で進んでまいりました。したがって、議会議決はなく、予算議決だけで民法上の契約行為によりまして、管理委託というふうな形でしておりました。それが自治法の改正に伴いまして、指定管理者というふうなことで、まず指定管理者の議決というようなことと、関係する費用が発生する場合は、予算というふうなことでなっております。

16号の3コミュニティー消防センター、これは以前からのものでございます。地域でお願いしているものでございます。

17号、八手、西越、これも設置時から協議会を設置するというようなことで、補助事業で決まっておりますので、引き続き指定管理。

林産物の販売施設、これも建物は昭和の時代からのものでございますが、森林組合が変遷を経て現在中越よつば森林組合に引き継いで指定管理をお願いしているというふうなものでございます。

3巡目というふうなことで、過去からのそれぞれの関係する団体、集落にお願いするというようなことで、引き続きまた5年間の指定管理をお願いするというふうなことでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） どうでもいいっちゃどうでもいいんですけど、議案第16号のところの藤巻のコ

コミュニティーセンターに関してですけども、指定管理ですけども、ほかのところは全部何々会とか何々コミュニティーとか何協議会とかという会の名前があるんですよ。そこと調印する、要するに判こを押し合うんでしょうけども、大字藤巻となっていますけど、これ何か会の名前かなんかないんですか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 大字がついておりますので、あれなんですけど、藤巻集落なり、藤巻自主防災会なり、いろんな形があるかと思えますけど、これにつきましては大字藤巻という規約の中で、総代さんを中心というふうな形で毎年運営してきているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） いいですか。

〔何事か呼ぶ声あり〕

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第17号及び議案第18号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について

議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第26、議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について、日程第27、議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第28、議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第29、議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第30、議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第31、議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第32、議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計

予算について、日程第33、議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第34、議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成26年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成26年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに平成26年3月町議会定例会を迎えまして、平成26年度の予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に関する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べながら、議員各位並びに町民の皆さんのご理解、ご協力をお願い申し上げるものであります。

過ぎし年は、政権交代とともに始まり、また、夏の参議院議員選挙では、衆参の多数派が異なる「ねじれ」状態が3年ぶりに解消をされました。

第2次安倍内閣は、「アベノミクス」と呼ばれる経済政策を「三本の矢」に例え、日本経済再生を目指し、第1の矢「金融緩和」、第2の矢「財政出動」、第3の矢「成長戦略」を次々と放ち、低迷していた株価の上昇や円安への移行が進み、景気回復の兆しが見え始めました。日本経済の中心的な言葉となったように思います。しかし、海外景気の下振れの懸念や消費税率の引き上げを控えまして、景気の先行きに対する不透明感を完全に払拭することはできません。国民生活全体として、大変な厳しい状況の中ではありますが、そのような中で、第4の矢となりますか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致決定は、強烈なインパクトを残しながら、今後の経済効果への期待もあり、日本中が湧いた明るいニュースとなりました。

反面、近年の異常気象による大災害の発生、あるいは特別警報の運用も議論となり、大自然の猛威が各地につめ跡を残しましたが、台風26号による土石流の直撃を受けました伊豆大島は大惨事となり、東日本大震災からの復興の長い道りを歩んでいる途上の日本にあって、再び体験した「想定外」の天災に、自然の脅威を再認識をさせられました。さらに、「南海トラフ巨大地震」に対する危機意識の高まり、小笠原列島における海底火山噴火による新島の出現など、日本が火山列島であることをいや応なく思い起こすこととなりました。

また、日本は、TPP交渉に正式参加をしましたが、交渉の行方によっては、食の安全、医療、雇用、保険など、国民生活全般に大きな影響を与えることが予想されます。特に、米などの農産物の重要5項目としましても、完全撤廃の例外措置獲得に向け、我が国の外交手腕が問われるところとなりました。さらに、原則5年後の減反政策廃止の方針も示されました。ますます、日本式農業が問われることになった年でもあり、現政権に係る話題は途切れることなく、大きな転換期となるような動きも相次いだ1年であったと言えます。

そのような中で、平成26年度の政府予算案が、昨年末に前年度比3.5%増の一般会計予算総額95兆

8,823億円と示され、2月28日には衆議院で可決されまして、現在、参議院で審議中ではありますが、本年4月からの消費税率8%の引き上げによる新たな社会保障制度の財源活用の初年度となります。あわせまして、2月6日に、消費税増税に備えまして、景気を下支えをしますところの経済対策を盛り込んだ平成25年度補正予算も成立をし、成長戦略の実現を図る競争力強化が盛り込まれました。

また、県におきましても、平成26年度予算が2月19日、前年度に比べ24.6%増の1兆5,685億円と発表されました。現在、県議会で審議されているところでありますが、このように国・県とも、大きな動きの中で、本町も、将来のまちづくりを左右する3つの主要事業が具体的に動き出すこととなります。

1つ目は、海岸地区の玄関口となる石井町交差点から米田間の展望坂を中心とした国道352号の道路改良。

2つ目は、若い世代をターゲットとした「子育て支援型の町営集合住宅」の建設。

3つ目は、エコパークいずもぎき第3期工事に向けた具体的な行動。

以上、これらの事業につきましては、本年度をスタートとして、将来を見据えた、本町のさらなる飛躍に向けた重要案件として、取り組んでまいります。

平成26年度の予算編成の最重点施策といたしまして、長引くデフレからの脱却を目指した経済政策「アベノミクス」により、積極的な経済成長戦略が展開されていますが、地方においては、いまだ実感として感じられる状況にはなく、4月からの消費税の引き上げとともに、これからの社会状況をさらに注視していく必要があります。

また、町税、地方交付税への影響も不透明であり、引き続き厳しい財政運営を想定をした中で、「職員一人一人のコスト意識」の徹底と事業に関する「必要性・効率性・有効性・優先性」の検証によりまして、町民各位の安全安心の確保、地域の福祉増進を図りますとともに、以下の3点を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

災害に強い組織・人づくりにつきましては、近年の大地震、異常気象による大災害の多発化の傾向に伴いまして、引き続き災害に強い町、そして地域組織・人づくりを目指し、防災減災対策を推進をいたします。

常備消防事務につきましては、現在、柏崎市に委託をしており、柏崎市消防署出雲崎分遣所に消防・救急対応の職員が常駐しております。この建物の年数は経過し、また、2回の大地震を経ることから、老朽化がかなり進んでおります。今後、町として分遣所庁舎を保持することになり、2カ年にわたり建設を進め、消防・防災機能のより一層の充実を図ります。

常備消防、地域消防が一体となって、実践的な連携訓練を実施し、緊急時の対応に備えながら、今後も消防車両や格納庫の維持・整備、装備機材の強化を図ってまいります。

また、防災意識・環境の強化として、ソフト面におきましても、集落・町内の皆様のご理解を

いただきながら、全町での自主防災組織、防災備品の整備、防災士の養成、さらに防災訓練を通して、自助・共助の意識の醸成を、ハード面においては、引き続き、津波避難路等の整備をさらに実施をいたします。

活性化への子育て支援型町営集合住宅、あるいは地域振興拠点施設の建設についてでございますが、旧JAの跡地につきましては、検討委員会から、ご提言をいただいた施設とは異なる形での整備となりますが、決して議論の根本にあった、駅前周辺の活性化の基本方針とは、変わるものではないと確信をしております。

思うに、若いご夫婦、あるいは小さな子供さん、駅前周辺をベビーカーや手をつないで歩きながら、買い物に、そして、観光客が駅前案内所でパンフレットを見て休憩するなどし、また、趣味を持った方々のグループから明るい声が聞こえ、やがては、駅前道路を小学生の皆さんあるいはそれぞれの大勢の皆さんが列を、おいでをいただきまして、人の集まりを大切にしながら、これからの地域の活性化が図られている姿を思い描きながら事業を実施してまいります。

旧JA跡地には、定住人口拡大に向け、子育てに優しい住まいと環境を基本に、2カ年の事業といたしまして、子育て支援型町営集合住宅を建設いたします。また、JR出雲崎駅前には、町の玄関口として、情報発信・コミュニティー機能を持った多機能的な地域振興拠点施設を建設いたします。

ご当地食、イベントを通じての新たな全国への情報発信でございますが、昨年は、「国際ご当地グルメグランプリ」で、本町商工会の「サザエの炊き込みご飯」がグランプリを獲得したこと、また、年2回開催をされております「出雲崎美食めぐり」の食べ歩きが大好評となったことは、やはり、地元・本物を大切に、そして、これを生かされてきた地元関係者の努力のたまものと思っております。平成26年度におきましては、より一層、全国に向けてのご当地食発信に支援をいたしてまいります。

天領の里も、本年で20周年を迎えまして、ゴールデンウィークからスタートし、1年間を通じ、記念イベントを行います。

また、6月には、本町で4回目となりますところの全国良寛会の総会が開催されます。これらを支援するとともに、定番となっておりますところの既存のイベントの開催はもとより、人の集まりを求め、全国に向けて、より一層の情報発信をしております。

平成26年度の主要施策の概要についてでございますが、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり。国の「好循環実現のための経済対策」の実施に基づきまして、消費税引き上げの低所得者への影響緩和のための「臨時福祉給付金」も、また、同様に子育て世代に子育て世代臨時特例給付金の支給事業も行います。

障害をお持ちの方が地域で自立して生活できるよう、ふれ愛サポートセンターいずもぎきの就労施設の改修補助を行ってまいります。

障害者の日常生活を営む上での共同生活援助や働く場の提供としての就労継続支援など障害福祉サービスの利用支援、相談支援事業所の支援をいたしてまいります。

人工透析者への通院費、精神障害者の医療費助成、障害者手当の支給等を引き続き実施いたしながら、障害者の原則的負担の軽減を図ってまいります。

発達障害児とその家庭を支援するために、引き続き家庭児童相談員を配置をいたします。

高齢者が在宅においても安心して生活できるよう、緊急通報体制の整備、寝たきり老人と介護手当の支給、紙おむつ等の支給、福祉タクシー券の支給等々の支援を行ってまいります。

高齢者が健やかに自立した生活が送れるように筋力向上トレーニング、あるいは認知症予防教室等の介護予防事業の充実も図ってまいります。

子ども・子育て会議を経まして、将来に向けての本町の子育ての指針となる「子ども・子育て支援事業計画」を策定をいたします。

また、小学校就学前の3、5歳児の子供たちの健全育成のために、子ども育成支援金の交付もいたします。

放課後の家庭において保育できない小学校低学年児童等のために、放課後の児童保育事業を継続しながら、児童の健全育成を図ってまいります。

保育料の軽減措置を継続しながら、保護者の経済的負担の軽減をもさらに図ってまいります。

子どもの医療費助成につきましては、入院・通院費とも、高等学校卒業まで制度を拡大をして助成をいたします。また、子育て支援として乳児おむつ等の支給も行います。

予防接種につきましては、町独自で妊婦さん・子供のインフルエンザ、おたふく、水ぼうそうの接種費用の助成も引き続き行います。また、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種の費用についても、新たに助成をいたしてまいります。

町民の健康づくりを栄養、食生活面からさらに推進するために、引き続き行政栄養士も配置をいたしてまいります。

国民健康保険、介護保険料につきましては、保健、医療、福祉の連携を強化しながら、適正な給付並びに安定かつ健全な財政運営に努めてまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりにかかわることでございますが、国道整備につきましては、国道352号の展望坂道路改良案が県から示されたことで、具体的に動き出します。事業主体は県ですが、町としても積極的に県や関係する方々に協力してまいります。

若者定住のモデル集合住宅になるよう、旧JA跡地に木造3階建ての子育ての支援型町営集合住宅の建設を2カ年継続で実施をいたしてまいります。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、二次改良を中心として、町内6路線において実施し、生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

道路交通の確保、除雪体制の機動化を図るために、ドーザーの購入もいたします。

住宅リフォーム助成制度は、平成26年度も引き続き実施をし、快適な住環境の整備を支援いたしてまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続し、町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいります。

簡易水道では、老朽化した水道管の更新を計画的に進めますとともに、良質な水を安定して供給するために、大釜谷浄水場整備工事を実施いたします。

農業集落排水や公共下水道の処理施設では、耐用年数を経過した設備が増加しておりますことから、順次更新を行いながら、施設の延命化を図ってまいります。

消防出雲崎分遣所の移転建設により、消防・救急防災機能のより一層の充実と、共同実践訓練による町消防団との連携強化を図ります。

防災訓練を通しながら、自助・共助の防災意識の向上を図り、津波における避難道路を引き続き整備をすることにより、防災意識・環境の強化を図ってまいります。

活気・活力に満ちた産業のまちづくりでございますが、昨年末、TPP交渉の閣僚会合が閉幕しました12月10日、政府は、米の生産調整を5年後の平成30年度に廃止することを明記した新たな農業強化策を正式決定しました。また、TPP交渉におきましても、本年に妥結が持ち越されておりますが、農産物にとって、日本は厳しい状況にあることに変わりはなく、将来の妥結に備えての農政の大改革による国内産業の強化を図る瀬戸際に来ております。特に中山間地域を抱える本町といたしましても、将来の農業を展望する厳しい年となると認識しております。今後ともこれらの動向を最大限注視してまいります。

本町の平成26年産米の生産数量目標が発表されまして、対前年比1.7%減の1,711.48トンが示されました。前年度の全国的な豊作による米余りの影響によるものになります。去る2月7日に生産数量の農家配分のための転作推進員・農家組合長合同会議によりまして配分方針が決定されましたので、今後もブランド化と環境に配慮した出雲崎産の米づくりを積極的に推進していただきたいと思っております。

県営中山間地総合整備事業として予定される八手地区の新規採択に向けて準備を進めてまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者、集落営農組織の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力に推進をしてまいります。

農地・水保全管理支払交付金は、平成26年から多面的機能支払交付金となり、担い手に集中する水路、農道等の維持管理を地域で支えるために、地域資源の基礎的保全活用や質的向上を図る共同活動への支援を行います。また、中山間地域等直接支払交付金は、第3期対策は平成26年で事業満了となりますが、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下防止を図るため、引き続き、積極的に取り組み地域の増加を働きかけてまいります。

県単林道事業により、急勾配箇所舗装1路線、被災箇所改良1路線を実施し、引き続き、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

国は、平成23年度から漁業所得補償制度を導入しております。県内の中核漁業基地である出雲崎港の整備と資源管理型の漁業・栽培漁業を積極的に進め水産物の安定供給に努めてまいります。さらに、先進的に取り組んでおります漁獲共済に対する補助も継続実施いたします。

旧JA跡地の整備とともに、JR出雲崎駅前にこの地区のにぎわいを取り戻すための情報の発信など多機能的な地域振興拠点施設の整備を図ってまいります。

引き続き商工業経営者の資金調達に便宜を図りながら、県信用保証協会に対する保証料の一部を補給をいたします。

産業観光まちづくりを推進するに当たりまして、商工会への安定的な運営費助成、さらに、「サザエの炊き込みご飯」の国際ご当地グルメグランプリ受賞でのネームバリューを生かして、さらなるメイドイン出雲崎のPRを支援を行います。また、町の観光協会活動事業の補助拡大、地域資源を生かした着地型の観光商品の開発を進めながら、通過型の観光から滞在型観光を目指しながら、誘客による地域の活性化を図ります。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つための引き続き県と連携をしながら海岸清掃を行いながら、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。

観光拠点施設である天領の里につきましても、開館20周年を迎えるため、指定管理者と連携を図り、1年を通しながら各種イベントを展開し、また、年数の経過とともに施設の更新を進めてまいりましたが、第3駐車場に隣接をする観光用トイレを改築いたします。

夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、小中学校教育課程の編成を効果的に専門的に指導するために中心的役割を担う管理指導主事を引き続き教育委員会に配属をし、小中連携を重視した教育を行います。

小中学生、一般住民を対象にした教育講演会も引き続き実施し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実も図ってまいります。

文化芸術体験事業の一環といたしまして、県と共催で山形交響楽団を招いて「ふれあい音楽教室」を小中学生、一般住民を対象に行います。

小学校の理科授業における実験・観察分野を重視しながら、総合的な理科の学力向上を目指すために、引き続き「理科支援員」を配置いたします。また、中学校におきましては、スムーズな授業進行を図るために、中学校教職員に対する専門の「情報教育支援員」を新規に配置をいたします。

小学校の通学バス運行事業につきましては、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ活動等にも有効に活用を図ります。

中学校校舎のパラペットの補修を行い、生徒の安全と教育環境の維持に努めます。

平成23年度から実施しておりますところの地域に眠っている宝物を掘り起こす「出雲崎宝もの新発見事業」につきましては、3年目が終了いたしまして、一定の整理のついた宝物を冊子としてまとめ、さらに今後2カ年をかけて踏み込んだ調査を行いながら、地域文化の伝承・発信を図ってまいります。

本年6月には全国良寛会総会が4度目9年ぶりに本町で開催されることになりました。「良寛生誕の地」としての地域での再認識、情報発信をする機会に恵まれましたこと、また、あわせまして、本町のシンボルとしての記念館を、全町を挙げて支援・PRすることが必要となっております。これらを契機にさらに魅力ある遺墨品の展示や一層工夫を凝らした企画展を開催しながら、来館者の増加を目指してまいります。

それから、中央公民館、海岸公民館のトイレにつきましても、洋式に改修し、暖房便座・ベビーキャッチャーを取りつけ、また、オストメイトに配慮した施設も導入し、利用者に優しいトイレとして、計画的に改修をいたしてまいります。

町民と協働で築くまちづくりでございますが、下校時の子供に関連した事件等に対応するために、引き続き不審者情報の共有と防災行政無線の活用を図りながら、大切な命を地域全体で守ります。

地域づくり活動を進める団体に対しまして、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ります。

平成27年度からの社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の導入や運用開始に伴う住民基本台帳システムの改修を行ってまいります。

今後も、職員定数の適正化を図りながら、行政の効率化に努め、町財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発、また、町民の立場になり、ぬくもりのある行政サービスが実施できるよう推進をいたしてまいります。

なお、平成26年度の主要施策の項目につきましては、平成25年度補正予算を受けまして、新年度に事業を繰り越したものを含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めてまいります。

総括でございますが、以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、33億2,300万円、前年比2.2%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億9,100万円、前年度比0.5%増。介護保険事業7億3,700万円、前年度比3.8%増。後期高齢者医療5,910万円、前年度比3.1%減。簡易水道事業3億1,630万円、前年度比79.0%増。特定地域生活排水処理事業1,820万円、前年度比7.6%減。農業集落排水事業1億3,910万円、前年度比10.7%減。下水道事業1億8,720万円、前年度比6%増。住宅用地造成事業370万円、前年度比90.1%減。

以上、特別会計の合計では、前年度比で6.5%増の20億5,160万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比3.8%増の53億7,460万円となっております。

むすびでございますが、内外ともに、社会経済情勢は、刻々と変化をしており、引き続き予断を許さない状況が続いておりますが、冒頭申し上げましたように、本町の将来のまちづくりを左右する3つの主要事業を具体的に動かすこととなります。

大変厳しい財政状況の中で本町の知名度を高めながら、内にあっては多くの町民の皆様方の願いや痛みを自らのものとしながら、血の通ったぬくもりある行政を進めるために、リーダーシップを発揮しながら、全身全霊を傾注し町政運営を進めてまいります。

また、事業計画の完熟度、諸条件が整わないことにより当初予算に反映されなかった施策につきましても、年度途中においても、条件が整い次第、実施してまいります。

議会並びに町民各位の皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げながら、平成26年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（山崎信義） これにより議案第19号から議案第27号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

補足説明は午後からとして、しばらく休憩します。

（午後 0時08分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

○議長（山崎信義） 町長の施政方針が終わっておりますので、補足説明があれば、順次これを許します。

最初に、議案第19号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第19号の一般会計予算から補足説明お願いいたします。

午前中の町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料といたしまして、当初予算案の概要を用意してございます。基本的な考え方、規模、前年度比較、推移、分類、指標、主な事業など概要をお示ししております。また、あわせて当初予算補足説明資料というふうなことで、新規、拡充、大きく増額したようなものにつきまして抜き出して説明資料を用意いたしました。資料の16ページからというふうになってございます。また、最後には、位置図等の図面も用意してございますので、参考にあわせてご覧いただければと思います。

それでは、一般会計予算書、1ページをお願いいたします。第1条、予算総額33億2,300万円ということで、語呂のよい数字となっております。前年度に比べ7,000万円の増加であります。

第2条、継続費、これにつきましては、7ページに第2表として載せてございます。町営住宅の

町営集合住宅、消防署分遣所の2事業につきまして、2カ年事業としての継続費での執行をお願いするものでございます。したがって、2年分の一括の発注でそれぞれ年割上限額定めるというふうなことでございます。

第3条につきましては、地方債でございます。8ページに第3表として、地方債を起す事業を整理してございます。

また、歳入でご説明いたしますが、歳入でまた詳細なことはご説明いたします。4条につきましては一時借入金、5条は歳出予算の流用についてというふうなことでお願いいたします。

続きまして、歳出の補足ということで、事項別明細書35ページからお願いをいたします。歳出、議会費につきましては、大きな動きございませんので、説明省略させていただきます。

次の37ページをお願いいたします。37ページ、総務費の総務管理費の部分でございます。ここも、大きく動きはございませんが、実は本年度3月末で退職者が3人ございます。一般行政職では2名の者と、あと現業職員が1人の退職ということで、3名になってございます。現業職員1名につきましては、今度は一般行政職での採用というふうなことを予定してございます。したがって、一般職員給、総務費の中で昨年は12人の計上でございましたが、今回はその部分13人ということで、1人プラスで仮にここで予算を上げているというふうなものでございます。

続いて、39ページをお願いいたします。広報費、広報のほうになります。18節備品購入費ということで、広報用デジタルカメラ1台を今回、21年購入から5年経過いたしました。頻度が高いということで、1台の備品購入をお願いしてございます。

次に、41ページをお願いいたします。財産管理費でございます。その中で、済みません、41ページの工事請負関係、旧青山さんからいただいたお宅でございますが、昨年も1階、2階クロス張りをしてございます。26年も通路また床板、また昔の前の方が使っていたらしゃったトイレは、現在使っていないんですけど、そこも撤去というふうなことで、あと蔵回りの床というふうな部分で、蔵全体の修理はできませんが、蔵を残してのちょっと最後の補修をしたいというふうなことで今回上げてございます。それと、2階の和室に2台のエアコンというふうなことで、今回公有財産で上げてございます。昨年ちょっと夏が暑かったということで、ちょうど夏場に向けまして大学2校からおいでいただきまして、扇風機用意いたしました。大変難儀されたと聞いておりますので、今回エアコンをというふうなことで予定してございます。ただ、景観に配慮して、脇出しで表に見えないような形でちょっと考えていきたいというふうなことで配慮した配置にしたいというふうなことでございますので、よろしくをお願いいたします。

それと、公有財産購入費で、庁舎自家発電機用軽油タンクというふうなことで、実は庁舎裏の駐車場に自家発電機用意してございますが、これも何時間しかもちませんので、450リットルぐらいのタンクを予備燃料として軽油を保管したいというふうなことで、燃料もずっと入れておきますと悪くなりますので、マイクロバスに利用できますので、マイクロでそこで給油もやりながらタンクと

して利用していこうというふうなことで、常時そのぐらい備蓄というか、用意しておこうというふうなものでございます。

続きまして、42ページお願いいたします。これは、企画費の中での委託料の中ほどお願いいたします。出会いサポート事業の業務委託というふうなことで、2年目の事業というふうなこととなります。25年は6月の補正予算でお願いいたしまして、10月実施というふうなことになりましたが、26年度は前回の反省点でございます。また、10月やった以降、関係した職員なりまた集まりまして、いろんな反省点聞きました。その辺の部分を踏まえまして、来年は対象人数はちょっと若干減るかもわかりませんが、年2回に世代を分けて実施したらどうかというふうな部分で今計画してございます。詳細については、またこれから詰めてまいります。年2回の予定というふうなことで考えております。それと、住民基本台帳システムの改修委託料と。これも、いわゆるマイナンバー制度というふうなものでございます。27年の10月からそれぞれ一人一人に社会保障税番号制度に伴う番号が振られるというふうなことで、社会保障関係、税関係で一連のものがあるということで、全国一人一人に国民に番号がつくと、付与されていくというふうなものでございます。以下、例年のものでございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、44ページお願いいたします。防犯対策費でございます。消費者行政啓発パンフレットというふうなことで、これ実は県のほうが基金事業で持っておりまして、100%基金の事業になりますけど、消費者行政で振り込め詐欺含めていろんな部分の社会での犯罪に対するものということで、パンフレット等の作成してまた配布する事業というふうなもの、県から来ておりますので、そっくり県財源で実施するというふうなものでございます。

続いて、45ページ、徴税费につきましては、昨年輕自動車の購入がありましたので、26年はなくなりましたので、減額しているというふうなものでございます。

続いて、46ページ、賦課徴収費をお願いいたします。中ほどの委託料、固定資産評価替作業電算委託料、これにつきましては3年に1回の評価がえの年というのが27年になります。その前年に電算作業を行わなきゃいけないというふうなことで、27年の固定資産評価がえに伴う電算の委託処理というか、改修の委託料というふうなものでございます。以下、省略させていただきます。

47ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。これも減額しておりますが、去年は戸籍の全国的なクラウド事業、災害があったときいろんなところでデータを保存するというふうなクラウド事業の仕事がございましたので、25年で終了いたしましたので、26年はその分が減額になっているというふうなことでございます。

続いて、48ページお願いいたします。一般旅券発給費でございます。備品購入費で旅券交付端末機が備品で計上させてもらっております。実は、19年の3月にこれ導入して、権限移譲とともに旅券の交付をしてその手続に使っていたものでございますが、7年経過というふうなことで、保守も再契約というふうなことで2年延長してまいりましたが、ぎりぎりのところで今回備品購入で更新

というふうなことでお願いしたいかなということでございます。

49ページは、選挙費についてでございます。26年度につきましては、町関係の選挙では農業委員会の委員選挙、一般選挙というふうなことで、任期満了は7月19日というふうなことでございます。定数5人というふうなものでございます。この関係費が今回のついででございます。

続きまして、50ページお願いいたします。新潟県議会議員一般選挙費でございます。この任期満了につきましては、1年以降先になります、27年の4月29日が任期満了でございます。ただ、告示が9日前だと思いますが、そうしますと、大体4月の第2また第3あたりで過去に選挙しているようなケースもございます。ということで、準備費といたしまして、26年度中に既に発生いたしますので、県議会選挙につきましては、26年と27年2年に分かれての事業計上というふうなことになりますので、よろしくお願いいたします。

統計関係は、51ページでございますが、指定統計費で農林業センサス調査員報酬というので、これは27年2月1日に5年に1遍の農林業センサスですか、これ世界ではございません。農林業センサスが実施されてございます。

52ページ、監査委員費は、省略させていただきます。

53の民生費のほうをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金、これは前年に比べまして600万以上ちょっと増えております。これは、人件費に係る部分でございます。正規の職員の採用というふうな部分で、人件費が増えたというふうな部分で、町からの補助の上乗せというふうなことで今回計上してございます。

続きまして、54ページご覧いただきたいと思えます。委託料の中ほどより上のところで、障害者相談支援事業委託料ということで、これも昨年比べまして400万ぐらい増えてございます。また、歳入のほうで申し上げますが、緊急雇用、平成19年のリーマンショック以来県が基金設置してございました緊急雇用の制度の中で、障害者の相談支援業務ということでお一人採用というふうなことで、これ委託しておりますサポートセンターのほうで採用というふうなことで、そのお金が基金から町に入り、町がそれをそのまま委託料でサポートセンターのほうに流すというふうなことで、1人分増えているというふうなものでございます。

続いて、55ページ、負担金の関係で下のほうになります。町障害者就労施設改修補助金ということで、これはにつきましては継続して旧出雲崎小学校のサポートセンターの部分での施設の改修を行っておりますが、今回はトイレの改修というふうなことで、法人のほうへ2分の1補助というふうなことで計上してございます。続いて、扶助費の中ほど、障害福祉サービス費でございます。これも、1,000万近く増えてございます。これ、ことしこの2月から尼瀬のグループホームの開設、またサポートセンターで就労継続支援金が増えているというふうな部分で、これは歳入が4分の3国県が入ってくるというふうな財源のもとでの事業となっております。

続いて、56ページお願いいたします。国民健康保険事務費でございます。ここのところ国保会計

への繰り出しが増えておりましたが、26年につきましては、法定外繰り出しをしなくて済むというふうなことで、25の場合は1,000万円という形で用意しておりましたが、26は法定外繰り出しなしというふうなことでございます。それと、国民年金事務費についてでございます。これ、27年度の10月から消費税10%に合わせての関係になりますが、低所得者対策というふうなことで、国民年金含めまして所得77万円以下の方、これ支援給付金というふうな形で月5,000円の上乗せというか、給付が行われるというふうなことで、その判定システムを今年度中に改修する必要があるというふうなことで、その判定システムの改修委託料を計上してございます。老人福祉費関係、これ2,000万円ぐらい比較で減となっております。これ、科目の組み替えというふうなことで、高齢者の障害者向け住まい関係、あと紙おむつ、以下寝たきり介護、高齢者タクシー、寝たきり寝具、緊急通報、外出支援というふうな、今まで老人福祉費に計上していたものを保健福祉費のほうに組み替えをいたしました。高齢者サービスの提供を一体的にというふうなことで、同じ費目で整理したほうがいいだろうというふうなことで、26年から老人福祉費から費目を移したというふうなことでご理解いただきたいと思っております。2,000万円という数字は、そういうふうな動きの中でというふうなことでございます。

保健福祉センター関係でございます。57ページ中ほどでございますが、これ工事関係でふれあいの里の排水路布設工事というふうなことで、強い雨降るとなかなか池の水路の関係があふれているというふうなことで、大体56メートル前後ぐらいの改修になるのではないかなというふうなことでございます。

続きまして、59ページ飛びましてお願いいたします。先ほど申し上げました上のほうから寝たきり関係、高齢者、障害者向け紙おむつというふうなことで、この辺の費目が老人福祉から移ったものでございます。

続いて、59の一番下でございます。臨時福祉給付金事業費ということで1,800万円増えてございます。これ、目の新設というふうなことで、時限的な制度でございますが、消費税の8%の対策というふうなことで、町民税非課税者、そのうち課税者を扶養していると対象にならないそうでございますが、町民税非課税者の方々に1人当たり1万円、さらに老齢基礎年金の受給者の方についてはプラス5,000円というふうなことで、1万5,000円を最終的には交付というふうなことで給付金でございます。それと、そのシステムの導入というふうなことで、これは国の政策でございますので、10分の10国のほうが負担するというふうなものでございます。1万円の対象が1,100人程度現段階でございます。それと、加算が900人程度というふうなことでございますが、今確定申告を行っております。この国税が所得税が確定して、本町今度町の町民税の確定してからの給付というふうになりますので、ちょっと時期的には7月過ぎになるのではないかなというふうなことになります。

続いて、61ページでございます。報償費の町子ども育成支援、これは例年の事業の継続でございますが、4歳から6歳の方を対象に年額3万円を支給というふうなものでございます。これ、財源

としましてふるさと出雲崎応援基金というふうなことで、ふるさと納税を財源にさせてもらっております。今の段階で85人程度を対象で見込んでいるというふうなことでございます。それと、報償費の一番下でございます。子ども・子育て会議委員報償というふうなことでのってございます。これは、25年の途中から始まったものでございます。今回当初予算に計上というふうなものでございます。

61ページ、児童措置費関係についてでございます。保育園の委託料関係でございます。これ、出雲崎保育園、定員100に対して94人ぐらい。小木之城が45人に対して30人の見込みというふうなことになってございます。

続いて、62ページでございます。児童福祉施設費、これ工事費、川西児童遊園の駐車場整備というところで、入り口に小屋もございまして。この壊した中で乗り入れを楽にというふうなことと、ちょっと舗装して駐車できるような感じでというふうなことでやってきてございます。

子育て世帯臨時特例給付金、先ほどの高齢者対象の方の給付金と似ておりますが、児童手当受給されている方に1万円支給というふうなことでございます。大体450人ぐらいを予定しているというふうなことで、電算システムをあわせて改修ということで、これも国が全額見るというものでございます。

衛生費関係につきましては、65ページご覧いただきたいと思っております。扶助費の中ほど、子どもの医療費助成、これも施政方針にあったとおり高校生まで拡大というふうなものでございます。それと、委託料で定期予防接種、これにつきましては小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮がん、これが任意から定期予防接種に変わりましたので、今回は定期予防接種に計上してございます。それと、これも施政方針でありました扶助費で、高齢者肺炎球菌予防接種、これにつきましては75歳以上の方で1回限りということで3,000円助成というふうな制度にしてございます。

66ページご覧いただきたいと思っております。子宮がん健診委託料と乳がん検診委託料、これ委託料のところ、昨年に比べて50万と30万それぞれ増えております。これ、子宮がんは20歳から60歳まででございますが、5歳刻みでクーポンをお願いしているんですが、あと乳がんは40から60で5歳刻みということですが、なかなか5歳刻みでクーポンお上げしていますが、健診受けられない方もいらっしゃるということで、そういう方を強化年間というんでしょうか、そういう方々をちょっと強化して受診、受けてもらおうかということで、今回予算を上げているというふうなもので、早期発見というふうな部分で考えているところでございます。

以上、保健福祉課の衛生費関係でございます。

5目以降は、環境衛生費、これは町民課の所管になります。

68ページご覧いただきたいと思っております。備品購入費でございます。蜂の巣の駆除の防護服でございます。最近1セット購入いたしました、新しいもの用意してございますが、実は昨年あたり蜂の巣が大きかったりなんかして、自分でやりたいんだけど、1セットじゃ怖いというので、2人でや

りたいんでというふうな話も大分ありました。ということで、もう一セット追加して2セットで対応できるような形でというふうなことで予定してございます。それと、負担金の関係で、町有害鳥獣担い手緊急確保事業、これも補正予算で25年に上がったものでございます。狩猟免許第1種なんでしょうか、銃のほうの銃猟免許というんでしょうか、その散弾銃の関係でしょうか、そういう方を養成というふうなことで1人分、これ半分が県の補助で入ってくるというふうな事業でございます。

69ページ、これは減額になっておりますけど、塵芥処理費、これは昨年生ごみ用の指定袋の作製がありましたので、今年はなしということで、比較で減というふうなことでございます。

70ページの労働費関係は、省略させていただきます。

71ページ、農林水産業費関係でございます。今回農業委員会費で、交際費で農業委員会会長交際費というのを設けさせていただきました。実は、いろんな近隣の各市町村確認しましたら、今まで本町の場合報償費で対処した部分もございますが、交際費として持っているところがあると、結構ほとんどというふうなことをお聞きしまして、少額ですが、今回計上させていただいたというふうな部分でございます。

続きまして、72ページでございます。農業総務費関係でございます。1,400万程度減額となっております。これは、職員の今まで配置していたものがちょっと観光費のほうに動く部分も出てまいりまして、これは人間の動きによる職員給の減でございます。

74ページお願いいたします。農林水産業費の農業振興費でございますが、ここで新たなものとして有害鳥獣防止対策協議会負担金というふうなことで、これイノシシなどの作物の被害防止を図るため、協議会を町でつくるというふうなことで、協議会の経費につきましては国が半分出すというふうなことで、協議会での計画を作成して計画的な駆除を行うというふうなものでございます。それと、育苗ハウス防風ネット、これはJAさんが育苗ハウスつくっていらっしゃる場所の防風ネットの整備と、出入り口が桂沢が1カ所でございますが、それが手前のほうでもう一カ所分けるというふうなことで、舗装関係を含んでの補助でございます。

それと、75ページでございます。報償費で八手地区圃場関係の委員報償でございます。これは、28年度新規採択に向けてのものでございます。今後また年度途中で調査費関係の補正があれば、国の補助がつけばまた補正も出てくるかなと思いますが、今回は委員報償のみというふうなことになってございます。それと、19節の一番下、多面的機能支払交付金ということ、これ新しい事業なんですけど、実は今までありました農地・水保全管理支払交付金、それを継承して制度を拡充されてのものというふうなことでございます。共同での共同作業の協定、農地の維持活動、補修活動などをやった場合、これは直接交付金が国、県から出ますし、町のほうもそれに見合う4分の1になりますが、交付金を出すというふうな制度でございます。金額、幅広い、活動によって金額も変わってくるというふうな部分でございます。

続いて、76ページでございます。繰出金、農業集落排水の繰出金、減になっております。昨年に比べて2,000万ぐらい減になっておりますが、これ公債費、農業集落排水事業自体が建設財源として地方債を起こしていますが、その公債費が減ってきているというふうな状況で、一般会計からの繰り出しが減ってきていると。下水道会計も同じでございます。それと、改善センター委託料、指定管理料、これ議案第17号でお願いしている両改善センターの指定管理料の計上でございます。

続きまして、77ページの地域交流施設整備費、これ今まで農林水産業費に上げておりましたが、建物の用途からして観光インフォメーション的な意味合いも含めるというふうなことで、7款の商工費に計上いたしました。あわせて、係る人件費もそこで商工費に1名増というふうな形で、今回組みかえているというふうなものでございます。

林業費関係になります。78ページご覧いただきたいと思っております。今回需用費の中で、間伐材木工キット製作費ということで、小学校での授業で木工品の製作というふうなことで、また文化祭等で利用していければというふうなことで、今回計上してございます。13は、林産物等販売用施設の管理委託、これは議案第18号で森林組合に委託の部分で、指定管理の部分でございます。それと、工事請負関係は県小規模治山工事、これは大釜谷と良寛記念館になりますが、良寛記念館の左側の斜面が崩れております。そこ2カ所というふうなことで、今予定しているというところでございます。あと、県単林道工事、これにつきましては、船橋田中線の林道舗装を予定しております。

続いて、80ページでございます。漁港費、海浜清掃委託料でございます。これ、昨年から国庫補助を入れております。事業費的にも100万円増えているというふうなものでございます。

81ページにつきまして、これ先ほど申しました商工費で職員1人を増やしております。それで、比較で増えているというふうなものでございます。

82ページでございます。商工振興費の中の商工業振興促進事業補助金でございます。これは、20万円増えております。商工会に対する補助でございますが、25年の活躍とともに、一層の活動の充実というふうなことで増額しているというふうな部分でございます。

それと、83ページの役務費の広告料でございます。この辺100万円減となっております。昨年ちょっと今まで関係いろいろ支援していただきましたエイ出版というところの「ディスカバージャパン」ということですか、そこら辺の広告出しておりましたけど、今回は3月で終わりというふうなことで、今回はのせてございませぬ。委託料の海水浴関係、これも海水浴場の整備委託料、国庫補助のものでございますが、130万円ほど増えているというふうなものでございます。

84ページでございます。薬師堂関係、これ案内看板の設置でございます。それと、「美食」めぐりから各イベント関係、これ継続で過疎事業を、過疎をほとんど入れてございます。それと、観光協会の活動事業の補助金、これも充実というふうな部分で、観光ガイドの養成なり、観光宣伝の拡充というふうなことで増額になってございます。

続いて、85ページ、天領の里の20周年記念事業、これも5月のゴールデンウィークからいろんな

催し物、芸人さんをお願いしたり、コンサートなりというふうなことで、20年の感謝のイベントを年間通じてやっていくというふうなもので、今回上がってございます。工事関係につきましても、観光用公衆トイレということで、柏崎側の小さなトイレでございますが、既に解体済みでございますけど、道の駅というふうなことで、これ国交省の補助の道の駅関連で、防災安全交付金事業を該当して建設しようということで財源用意してあるところでございます。備品購入関係は厨房、物産館、レストランでそれぞれ炊飯、ショーケースなり、製氷機の関係で購入を更新という形で上げてございます。これ、この辺は議会資料20、21ページでイメージとしてございます。観光トイレの関係は載せてございます。……失礼しました。ページで20、21は、地域交流施設整備費でございました。JA出雲崎駅前解体が既に終了してあります旧本屋の土地でございます。そこで、2階建ての建物というふうなことで、観光案内、町の情報発信等の多機能の内容、多機能の施設を建設というふうなことで、86ページに設計は終わっておりますので、管理と建築工事のほう載せてございます。これの財源といたしましては、林業費のほうの補助、基金事業になりますけど、県が持っています林業関係の補助と過疎関係を充てるというふうなことでございます。

土木費につきましては、飛びまして88ページお願いいたします。軽自動車1台更新で上げております。平成16年の実は中越大震災以降でのリースでございましたが、大分傷んできている状況でありまして、更新というふうなことでございます。

89ページにつきましては、備品購入で除雪機械1台ということで、除雪体制10台のうち、これ入れますと町が8台所有、持ち込みが2台ということで、10台体制には変わりはありませんが、そんな形で、民間の持っていられる方が町のものに変わるというふうなことになります。

続いて、90ページでございます。道路新設改良費関係でございます。工事請負関係に路線載せてございます。尼瀬稲川継続、船橋継続、大釜谷継続でございます。川西6号も継続でございます。あと、吉水桂沢線ほかは、これまた新しい新規で、小さい規模のものでございます。街道端線は、これ乙茂でございます。これ、議会資料の22ページに位置図を載せてございますので、またご覧いただければと思います。

橋りょう維持費関係でございます。委託料で橋りょう維持修繕設計、これ船橋でございます。そのほか工事関係は米田の西川田橋、やっぱり同じく米田三栄橋、藤巻の屋郷橋というふうな橋の橋りょう維持修繕でございます。

それと、次のページ、91ページの工事請負関係、排水路整備、これは大寺、川西ということで、雨のたびにちょっと床下に水が上がるというお宅がそれぞれございました。この辺の改良整備によりまして、改善できるんじゃないかなというふうなものでございます。

砂防費の印刷製本費は、これは土砂災害ハザードマップの作成でございます。大門、沢田、神条、吉川、松本、藤巻、山谷の8カ所のハザードマップの作成でございます。

続きまして、92ページでございます。下水道費、先ほど申しましたとおり、公債費が減になって

ておりまして、1,400万程度繰り出しが減になっているということでございます。それと、住宅費、新生活支援金、これ山谷団地で1件該当になる予定でございますので、計上してございます。

93ページ、街なみ環境整備事業費、これは継続事業でございます。社会資本整備交付金を受けての本町内の避難路、また尼瀬の排水路部分、あと海岸背後地、これは25で今現在住吉町やっておりますけど、それでもう終わりでございますが、あと井鼻あたりのちょっと公園関係で残している部分の遊具がございますので、それを全部整備して26で完全に終了というふうなものでございます。

94ページお願いいたします。住宅環境整備費、これにつきましては、診断と耐震改修ということで、診断は6年目になっております。継続で予算は計上してございます。住宅リフォームも、これは3年でというふうなあれもあつたんですけど、4年目というふうなことで、また継続しての実施ということでございます。

それと、住宅建設費、これ目を新設いたしました。

失礼しました。それと3目は、住宅環境整備費ということで、今まで住宅復興費というふうな形にしておりましたが、内容的にはちょっともう形が変わってきているかなということで、住宅環境整備費というふうな形で3目名称変更してございます。

さらに、4目はJA跡地の関係で、専用の目を設けたということで、住宅建設費ということで新しく起こしてございます。設計関係、管理関係の委託料、広告関係、宣伝関係の委託料、それと本体工事でございます。これは、2年継続というふうなことで、継続費に需用費のせてございます。これは、また議会資料27ページで、工程表関係スケジュール表ご覧いただければと思います。

95ページ、消防費でございます。ここにつきましては、常備消防の委託料が今回減になってございます。それ、25年に消防、これは柏崎のほうですけど、退職者が15人ぐらいというふうなことで、出雲崎ができたときに採用に、出雲崎、高柳ができたとき採用になったというふうな方々がそれぞれ退職というふうなことでちょっと退職金の負担が来ておりましたが、26はそれほど多くないということで、常備消防費は負担金は減になってございます。ただ、工事請負関係で、消防は分遣所の建設工事というふうなことで、今回議会資料28、29で用意いたしました。なかなか狭い土地の中での、あと車が右左に分かれて出て行くかというふうな部分で、いろいろ設計段階で消防本部のほうとも協議ずっと重ねておりますが、そんな段階で結果的には3階建ての建物というふうなことで用意をさせていただくというふうなものでございます。これにつきましては、財源も一般財源で予定しておりましたが、東日本大震災を受けて消防署の庁舎自体も起債対象になるということで、緊急防災事業というふうなことで、これは過疎債と同じような充当、交付税措置があるということで、大変有利な事業でございます。それと、地域の元気交付金、これは25年で国から交付金受けたものを基金で積んでおりますので、この2つの事業合わせてほとんど一般財源なしで建てることかできるというふうなものでございます。

96ページお願いいたします。消防施設費の下のほうの工事関係でございます。消防小屋の2—1

の修繕工事、これ乙茂でございますが、外壁、屋根関係、あと細かいところの修繕予定してございます。あと、消防小屋4—3の解体工事でございます。これ、先ほど議決いただきました3月補正で一旦落としまして、26でまた解体をというふうなものでございます。建物自体は、この3月で完成というふうなことになりますか。備品購入費で一番下でございます。防火衣でございます。これ28着購入予定でございます。実は、火災現場で先頭に団員が行くという、当然あることでありまして、今まで普通の雨合羽の中でいたんですが、やっぱり大変危険というふうな部分もありまして、また国のほうも、装備品の指針の改正というのが来ております。ということで、とりあえず筒先2人防火衣を配備できるような形で今回上げさせていただくというふうなものでございます。

97ページは簡易水道関係、これは勝見、久田の消火栓の修繕予定してございます。自主防災の活動報償金も継続でございます。災害時の非常物資、これにつきましては大体5年で食べ物、飲み物というふうに変ってきておりましたが、常時備蓄というふうなことで、考え方は4,500人の人口3分の1、1,500人程度のまた半分ということで、700食ぐらいの備蓄をというふうなことで予定しているというふうなものでございますが、水と食べ物それぞれまたちょっと内容が違いますけど、常時の備蓄を用意しているというふうなものでございます。あと、無線の関係、中型免許の講習、これ毎年継続しております。人数増えてきておりましたが、継続で行いたいと思います。

98ページ、津波関係の避難路の工事、あと備品購入費で実は夜間での出動、また操法の大会での練習等で投光器がありますが、どうもやっぱり暗いというふうなことで、今ちょっといい形のものでバルーン投光器というんで、大変明るい投光器ができております。これは、自家発とセットでありますと、被災現場でも機動力上がるというふうなことで、2台今回用意させていただいたというふうなものでございます。自主防災の組織機材関係は、これ継続でございます。

教育費の関係でございます。99ページ、これ人件費の関係の影響額でございます。

100ページ、教育振興費、入学祝金、これも継続でございます。小学校30人、中学校33人程度予定しているというふうなことでございます。

101ページ、委託料で教育講演会でございます。これ、乙武洋匡さんを講師としてお願いしたいということで、秋口10月を予定しているものでございます。

以下、102ページまでお願いいたします。報償費で中ほど、理科支援員謝金ということで、これは25年からのものでございますが、小学校理科における科学的な思考力、判断力を上げるというふうなことで、総合的な理科の学力向上を目指したものでございます。支援員を配置しているということで、中学校の理科の先生の退職OBをお願いしてございます。2年目でございます。

それと、103ページ、グラウンド側溝清掃料、これ小学校のグラウンドの校舎側のほうの側溝がございまして、これしばらくちょっと掃除していないんで、今回掃除というふうなことで清掃料を上げてございます。それと、委託料で小学校の体育館の照明落下防止の設計業務でございます。これ、26年に中学校をやります。それで、この事業まだ残っておりますので、27年で終わりと聞いており

ます。27年には、小学校のほうを中学校と同様に国庫補助の対象に持っていきたいというふうなことで、事前に設計のほうを手つけさせていただくというふうなことで、設計料を計上してございます。

104ページは、工事関係で小学校の児童玄関のひさしの防水工事、これ大規模電源充ててでございます。

105ページ、106ページは省略させていただいて、107ページです。今回新規になりますが、報償費で情報教育支援員謝金ということで、これスムーズな事業振興を図るというふうなことで、先生が主にパソコンの知識等を持った専門員の方配置して、先生の支援をしていただくということで、週4時間程度ご勤務いただくというふうなものでございます。

109ページ、工事関係でございます。これは、中学校の外壁補修工事、パラペットの工事でございます。これは、電源の交付金を財源にしてございます。

続いて、110ページお願いいたします。中学校のパソコンの借上料増えてございます。これリースが終了いたしまして、再リースもやっておりましたが、パソコン教室41台全て更新というふうなことで、今回上げているものでございます。

それと、110ページの一番下で調理師給1となつてございます。これ、実は定年退職者、今の閣議決定しておりますが、制度化はまだ完全ではないですけど、公務員で退職した者、希望があれば年金の支給まで再任用することをしなさいというふうな閣議決定になっておりますが、これは調理師の方が定年退職いたしますが、1年間の再任用を希望されましたんで。ただし、これフルタイムではなくて6時間勤務というふうなことで、ケース・バイ・ケースで対応ということでございます。給料自体は半分程度になるというようなこと、1年間に限りというふうなことでございます。

続いて、112ページでございます。報償費関係、社会教育総務費、宝ものの発見ということで継続で、これは既にご説明しておりますが、より詳細な調査というふうなものでございます。

113ページ、これは負担金で全国良寛会大会の関係でございます。6月7日、本町でということと、ふれあい音楽教室はこれ6月18日、県の主催で山形交響楽団がおいでになるということでございます。

続きまして、115ページまで飛びます。工事関係でございます。公民館の電話、これ大分古いもので、再リース重ねておりますけど、ちょっと電話機全体を入れかえというふうなものと、公民館のトイレです。1階のトイレでございますが、多目的トイレということで、ベビーキャッチャー、オストメイト、おむつ台は既存についているというふうなことで、その辺の部分のトイレの改修をとるというふうなことでございます。海岸公民館もトイレの改修、これは洋式、暖房便座に予定してございます。ただ、これで施設全部ではなくて、もう一年で大体ほぼ洋式対応また暖房便座対応は終わるんじゃないかなということでございます。

続きまして、118ページの良寛記念館関係でございます。これは、直営の2年目というふうなこと

でございます。

以下、112ページまでお願いいたします。体育施設関係で、修理の工事が出ております。ゲートボール場の屋根の修繕、これは最後になる。3年間でやっておりましたが、3年で終わります。あと、体育館の防球ネット取りかえ、野球場の電気関係の工事ということでございます。

それと、123ページ、公債費についてでございます。これ減額になっておりますが、実は産業廃棄物、南沢中田線と稲川の道路を当時廃棄物処分場つくるとき、産廃専用道路というふうなことで町のほうでしております。実質元利償還金については、交付税措置以外は事業団が町のほうに寄附で入れておりました。これが15年経過して全て終了いたしましたということで、元金の返済が大きく減ったというふうなことでもございます。この分交付税も減るといふふうな、歳入が減ることになります、その辺の分で数字で大きく動いているというふうなものでございます。

あと、12ページに戻っていただいて、歳入のほう簡単をお願いいたします。町税関係でございます。減額の傾向で見込んでおります。

固定資産については、家屋が若干増えるというふうな予算になっております。

軽自動車横ばいでございます。

14ページ、たばこ関係も横ばいでございます。

そのほか譲与税関係、これ総務省の示したものを見通しで計上それぞれしてございます。

16ページ、ゴルフ場利用税関係でございます。これにつきまして、同額にしておりますが、ゴルフ場にお聞きしましたら25年、歴年で1月から12月が4万、25年は1月から12月4万1,104人ございました。前年の24年が4万498人ということで、25年は606人ぐらい増えているというふうな部分で、ちょっと増えてきたかなというふうな状況でございます。

あと、10款の17ページ、地方交付税についてでございます。若干1,600万ぐらい増やしてございます。これは、普通分で上げてございますが、ちょっと不透明な部分もございますけど、実は留保分が25年もちょっと2億近いというふうな形で、多かったというふうな部分で、今回ちょっと上げて大丈夫かなというふうな部分で、これを上げましても1億以上の留保を予定しているというふうなものでございます。

18ページにつきまして、電源の交付金、これは中学校の外壁でございます。13の分担金、これは小規模林、これは大釜谷関係でのものでございます。

続きまして、22ページまで飛んでいただきまして、国庫補助金で民生費、社会福祉費補助金でございます。臨時福祉給付金関係、子育て臨時特例給付金関係、先ほど歳出で申し上げましたが、それぞれ国のほうが100%見るといふふうな歳入で上がっております。

以下、歳出に連動いたしまして、それぞれ委託金関係増減ございますが、歳出と連動しております。

25ページの最後、下になりますが、緊急雇用創出事業というか、先ほど申しましたが、県の基金

事業で、これふれあいサポートセンターのほうで相談員の配置のための県から基金の受け入れでございませう。

26ページは飛びまして、27ページ、財産歳入関係でございませう。建物貸付料がこれ増えております。50万程度増えております。これ、石井町の安部さん宅を貸しているというふうな部分と、グループホームに尼瀬で1軒町有物件を貸しているというふうな部分、それぞれ期限がございませうけど、26は増えているというふうな部分。あと、財政調整基金の利子が増えております。これにつきましては、昨年から今まで定期預金等での運用を財政調整基金しておりましたけど、2億円について社債を購入しております。北海道電力の社債購入しております。その辺の部分で、社債とはいいいながら、ちょっと安定的な部分での運用というふうなことでやっております。その辺の部分で100万円ぐらい運用益が増えているというふうなものでございませう。

以上、29ページでございませう。繰入金でございませう。それぞれ繰り入れが入っておりますが、特に財政調整基金3億7,000万入れてございませう。25が2億8,000万でございませう。9,000万ぐらい増えているというふうな部分ですが、これは子育て支援型住宅の建設に充てるというふうなことで増えているものでございませう。

あと最後、34ページ、町債関係でお願いいたします。起債の起こす部分、これ障害者民生費関係は、これ全部ソフト事業の過疎を充てております。あと、道路関係は、ハードというふうなことでございませう。ただ、消防の分遣所だけは、これ緊急防災減災事業という、過疎と同じ交付税措置率のものを充てているというふうなものでございませう。宝ものも、過疎のソフトというふうなものでございませう。

以上で歳入終わらせていただきます。

最後に、125ページの給与の関係を説明させていただきます。125ページ関係、特別職になっていきます。これは、大きく動きはないということですが、先ほど申し上げましたとおり、127の一般職の部分でございませう。再任用が1名おりますが、これは再任用は定数に入らない。短時間勤務、6時間未満の勤務については、6時間勤務までは定数に入らないというふうなことでなっております。したがって、予算上の計上では、一般会計につきましては、教育長は分類上は一般職になりますけど、61名でございませう。それと、簡水、下水道、集排で各1名、国保で2名、介護で2名ということで、全体で68名プラス町長、副町長加えまして70名体制ということで、これは昨年と変わらないということですが、外出しで再任用職員が1名というふうなものになっております。

以上、長くなりましたが、一般会計のほう終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） 次に、議案第20号から議案第22号について補足説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） では続きまして、議案第20号から順次補足説明をさせていただきます。

特別会計予算の冊子のほうです。まず、国民健康保険をお願いいたします。ページでいきますと、

17ページから歳出予算から主なものにつきまして申し上げます。1款の総務費でございますが、これは県の指導等によりまして、平成26年度から国民健康保険事業に従事する職員の人件費を特別会計から支出するというふうなことがございまして、当初予算におきまして職員2人分の人件費を計上させていただいております。その関係で、比較で前年度より伸びているところでございます。

続きまして、19ページから20ページにかけてでございます。国保の支出の大宗を占めます保険給付費です。療養諸費につきましては、3億3,369万8,000円というふうなことで、前年度よりも少なくなっております。一般の被保険者が減りましたこと、そして今年度の実績等も踏まえまして、1人当たりの療養給付費の減を見込んだの予算計上ということになっております。

次に、23ページをお願いいたします。上段のほうに、3款で後期高齢者支援金等ということで6,482万3,000円計上してございます。これは、後期高齢者支援制度に対する支援金ということでございます。

次に、25ページをお願いいたします。下のほうに7款共同事業拠出金がございます。これは、内容2つございまして、1つが高額医療費共同事業拠出金、これは1件80万円以上の医療費に係るものです。いま一つが保険財政共同安定化事業拠出金、これは1件レセプト30万以上の医療費について、それぞれ県内市町村の国保全体で拠出をして保険料の平準化、そして国保財政の安定化を図っている事業に対する拠出金となります。

次のページで26ページ、27ページをお願いいたします。2項に保健事業費でございます。こちらのほうに、国保の人間ドック、また脳ドックに対する助成金を予算計上させていただいております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象に1人当たり2万円を、脳ドックにつきましては、30歳から70歳までの5歳節目年齢の方を対象に1人当たり2万5,000円を助成するという形で実施していきたいというふうに思っております。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。ページ戻りまして、8ページをお願いいたします。国民健康保険税でございます。平成26年度の見込みは1億838万円という総額になってございまして、前年度とほぼ同額となっております。国保税の税率につきましては、毎年見直しを行っているところでございますが、平成26年度につきましては、25年度の税率に据え置くということで予算を編成しております。これは、医療費の伸びがそんなに伸びないだろうというふうなこと、また被保険者の減というふうなことを総合的に予測いたしまして、税率据え置きで対応できるのではないかとというふうなことで編成をいたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。上のほうに国庫支出金でございます。国庫負担金として8,402万3,000円というふうなことで、前年度よりも減額をしております。これは、一般被保険者に係る療養給付費が前年度より下回るというふうなことに基づき、国庫支出金も少なくなるだろうという試算でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。真ん中に7款前期高齢者交付金1億8,223万3,000円

でございます。前年度より2,780万3,000円の増となっております。支払い基金から示された金額で計上しておりますが、前期高齢者に係る医療費の増が見込まれたもので増えているというものでございます。

14ページお願いいたします。1目のほうに一般会計繰入金でございます。平成26年度におきましては、一般会計の法定外の繰り入れは行わない中で、国保事業を運営していきたいというもので、いずれも法定内の繰り入れでございます。低所得者に対する保険税の軽減分、あるいは年齢、所得構成等の基準により繰り入れがされる一般会計からの繰り入れのみを計上しております。下のほうの基金繰り入れでございますが、こちらのほうにつきましては、1,002万9,000円を繰り入れさせていただいているところでございます。

国保会計につきましては以上です。

続きまして、介護特会につきまして補足説明をさせていただきます。同様に歳出予算のほうからお願いいたします。50ページをお開きください。1款総務費のほうでございます。こちらのほうも、国保特会と同様に26年度から職員人件費を介護の特別会計から支出するということといたしまして、職員2人分の人件費を計上しております。

次、53ページをお願いいたします。下のほうに介護サービス給付費ということで、6億4,198万2,000円を計上いたしました。前年度よりも1,252万9,000円の増となっております。これは、3月補正でも補正をさせていただいたところでございますが、施設介護に係る給付費が伸びております。この傾向26年度も続くものというふうな見込みのもと、予算計上をさせていただいているところでございます。

次のページ、54ページをお願いいたします。介護予防サービス給付費ということで、要支援1、要支援2の方に対する予防サービス給付費を計上しております。2,249万7,000円ということでございます。

次に、歳入予算について申し上げます。戻りまして、43ページお願いいたします。介護保険の1号被保険者の保険料でございます。1億2,191万4,000円を見込んでおります。介護保険料につきましては、現在第5期事業計画中で、平成24から26年度まで同じ保険料率となっております。それぞれの段階ごとの保険者数により見込んでいるところでございます。

次、44ページお願いいたします。真ん中の国庫支出金がございます。介護給付費に対する国の負担金であります。1億2,296万6,000円ということで、負担割合は居宅サービスに係るものにつきましては国は20%、施設サービスに係るものにつきましては15%の負担率というふうなことになっておりまして、その合算額を計上しております。

その下、45ページ下のほうです。4款支払基金交付金ということでございます。こちらも同様に、介護給付費に係る支払基金からの給付割合は、29%の負担割合となっております。そちらの額を計上しております。

次のページ、46ページお願いいたします。こちら介護給付費に係ります県からの支出金でございます。県からの負担割合は、居宅に係るものにつきましては12.5%、施設サービスに係るものにつきましては17.5%の負担割合で交付される金額を計上しております。

その下47ページ、一般会計からの繰り入れでございます。この1目介護給付費繰入金、これは一般会計からの介護給付費に対する負担割合は、12.5%ということになっております。その金額に応じまして当初予算に計上させていただいたところでございます。

介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして説明をさせていただきます。ページで76ページをお願いいたします。歳出予算の主なものでございます。後期高齢者医療広域連合納付金ということで、県内全市町村で構成しています新潟県後期高齢者医療広域連合に対する納付金5,668万5,000円でございます。この内訳といたしましては、保険料納付分と保険基盤安定化に係る国、そして町からの負担金の合計額を計上しているところでございます。

次に、歳入予算72ページに戻っていただけますでしょうか。後期高齢者医療の保険料でございます。後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに見直すことになっておりまして、平成26、27年度の保険料は、現行の24、25年度の保険料に据え置くことというふうな方向で現在広域連合のほうで進められているところでございます。それに基づきまして、当町の予算におきましても、保険料据え置きという形で予算を計上させていただいているところでございます。後期高齢者の保険料につきましては、均等割率が3万5,300円、所得割率が7.15%ということになっております。

下73ページです。一般会計からの繰入金でございます。こちら、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金を一般会計からの繰入金ということで予算計上をさせていただきました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） ここで、再開以来1時間がたちましたので、しばらく休憩します。

（午後 2時19分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○議長（山崎信義） 次に、議案第23号から議案第27号について、補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第23号、簡易水道特会につきまして補足説明をさせていただきます。

簡易水道事業では、安定した給水とより良質な水を提供するために、新しい水源井戸4カ所と浄

水場1カ所の工事、あわせて関連する水道管の整備を行ってきました。平成26年度は、これら施設の供用を開始するための工事、あるいは継続しております老朽管の布設がえ工事を予算に計上いたしました。

歳出から説明いたします。90ページをご覧ください。1款総務費の13節上下水道料金システム改修委託料は、消費税の改定に伴うシステムの変更費用になります。全体で27万円必要になりますが、本会計と下水道など汚水処理の3会計で費用をあん分し、それぞれの会計に計上しております。

下のページ、2款水道管理費では、光熱水費が昨年9月からの電気料の改定あるいは消費税の影響で2割ほど増となっておりますし、その他各費目におきましても、消費税の影響で増額が生じております。93ページの3款水道施設費でございます。1目の配管布設整備費、13節では平成27年度に予定する工事の設計委託を行うものになります。15節の管路工事は、老朽管更新1,240メートルほどを予定しております。

その下、2目15節の水源整備工事につきましては、常楽寺と相田の新しい井戸に運転制御の電気設備を設置いたしまして、小木浄水場と一体で稼働させるものの施工になります。また、浄水場整備工事につきましては、大釜谷地内に浄水場を新たに建設するもので、大釜谷、山谷の新しい水源井戸の供用が可能となります。この浄水場の規模や設備は、小木の浄水場とほぼ同様になりますけれども、資料の32ページに平面配置図がございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、水道使用料のほか施設整備に必要な財源として、国庫補助金、基金繰入金、簡易水道事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第24号、特生排の特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。特生排会計につきましては、例年どおり維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第25号、農業集落排水特会につきまして補足説明をさせていただきます。本会計では、出雲崎地区処理施設の長寿命化対策を今年度から平成27年度までの3年間で実施しております。平成26年度の主なものといたしまして、125ページをご覧ください。一番下の表、2項集落排水施設費の15節、施設機能強化対策工事でございます。出雲崎地区処理場の日常の運転状況管理と、異常時の警報発報を行います監視装置、それから汚水処理に係る曝気攪拌装置2台の交換の工事費用を計上いたしております。この財源につきましては、国の交付金、起債を計上しております。このほか集落排水の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。

続きまして、議案第26号、下水道特会につきまして補足説明をさせていただきます。下水道特会につきましても、今年度から久田浄化センターの電気機械設備の更新を開始いたします。これにつきましては、平成30年度までの5カ年間で18機種、34台のオーバーホールですとか、交換を予定しておりますが、財源といたしまして、国の交付金事業の対象になるものでございます。今年度は、実施設計委託と、それからポンプ2台、流量計2台の交換を実施いたします。このほか、例年同様

施設の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。

次に、最後になります。議案第27号の住宅特会でございます。平成26年度につきましては、川東団地、深町団地、てまり団地の施設管理に係る費用と、それから山谷団地にごみ箱を設置する費用を計上いたしております。また、昨年秋にてまり団地の買い戻しがありました1区画につきましては、今年度引き続きの販売となっておりますので、土地売却収入とそれから収入の一部を一般会計へ戻します一般会計繰入金計上してございます。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第27号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第27号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時38分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参

りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（山崎信義） 議案第19号から議案第27号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。
-

◎散会の宣告

- 議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午後 2時41分）

第 2 号

(3 月 10 日)

平成26年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成26年3月10日（月曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長補佐	矢島則幸
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中 川 正 弘 議員

○議長（山崎信義） 最初に、3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） それでは、トップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願ひいたしますが、一般国道352号線の出雲崎拡幅について質問申し上げます。

その前に、この国道改良計画は10年以上も前から話があつて、ループ橋がいいとか、あるいはトンネルでどうだというようなことで、一時トンネルでは議会に素案も示されたこともございます。昨年山陰地方を研修し、島根県のループ橋を見てまいりました。相当な広さが必要でありました。出雲崎で採用したら、海の中まで引っ張ってぐるっと回ってこななければならない。これは、山の中だからできる仕事だな、出雲崎では到底狭い海岸地区では採用されない案だなというふうに感じてまいりました。

また、トンネルでという素案が示されたときには、トンネルで海岸地区に出たらすぐ旧道とぶつかり、そこを立体交差にする。そして、町の中の交通が遮断されてしまうということで、議員からも猛反対出ましたし、町長からもこれでは町の活性化にならないということで見合わされた経過もございます。この間長岡の地域振興局の担当は、転勤等があつたり、あるいはいろいろと問題があつたりで、言ってみれば長々とここまで引っ張ってこられたなというふうな気がいたします。そんな中で、町長始め執行部の粘り強い行動により、やっと今回の法線が決定になったものと、心から町長初め担当課に対し、職域を超えた熱意とそして敬意をあらわします。また、ここにそれまでの長い長い努力によって、この法線が示されたことに対しまして、お礼申し上げます。ご苦労さまでした。一言だけ最初に申し述べておきます。

さて、それでは質問させていただきます。昨年暮れ、12月4日に長岡地域振興局から関係住民に対して、国道の整備計画の全容が説明されました。また、その後話に伺いますれば、県において費用対効果などの観点からの審査もパスし、いよいよ予算がついてくるものと思っております。この拡幅は、町百年の大計と言っても過言ではなく、早期の着工と完成が待たれるところです。この計画された道路、今の現道の外側にもう一本の道ができるというイメージを持っておりますが、そう

するとちょうど妻入りの家並みの真上を通るような、あるいは人家の上をあたかも通るような感覚、まるで歴史ある出雲崎の町へいざなう誘導路のようであるのかなというふうに感じております。また、車窓から眺める眺望のよさは、今よりも余計に海側に出るわけですから、そしてまた広々とした道路、その向こうに家並み、そして日本海、その向こうに佐渡、必ずや観光スポットとしての評判を呼ぶものと私は今から心がわくわくしております。

そして、住民においてはでございますが、現道のその道路が2倍の広さがあるということは、説明会で示されました。しかしまだ、どのような幅で、誰がどれぐらいの土地がひっかかるのかというぼんやりとした図面しか示されず、どこまでかかるのか、どこまで補償、補填してもらえるのか、大変不安に思っておられるようでございます。まだやっとならぬ県からのゴーサインが出たばかりとは認識しておりますが、早期にしっかりと法線を住民に提示し、公開し、用地交渉に早く入るべきだと思いますが、これからどのようなスケジュールでどのような展開になっていくのかお聞きしたいと思います。当然相手のある話ですから、今現在は大ざっぱな計画でしょうが、ひとつお聞かせください。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 352改良工事についての中川議員さんのご質問にお答えしたいと思うわけですが、議員さんのおっしゃるとおり、関係する住民各位の心中はひしひしと伝わってまいっておるわけでございますし、私もしっかりとその関係する住民のいろいろの問題を我がこととしてしっかりと受けとめながら対処してまいりたいということをもとにひとつお伝えをしておきたいというふうに思うわけでございます。

私も昨年の秋、また議員さんもそうですが、これにかかわる法線の発表がありました。こういうことで進めたいという県の大まかな法線が示されたわけですが、縮図は約1,000分の1という図面でしたので、見ましても確かに今おっしゃるように、関係する住民の皆さんのお住まいにかかるということは想定ができるわけですが、まことにもって明確ではない、想定の上で感じられたというところがございます。そういうことですので、これにつきましては少しでも早く正確な図面をつくってもらいまして、それぞれ関係する住民の皆様方をお願いをしながら、これらの問題に対してのご理解を深め、実現に向かって進めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

タイムスケジュールでございますが、新潟県では国道352号出雲崎の展望坂、展望坂拡幅事業ということになるかと思っております。これにつきましてようやく、昨年はいくまでも長岡地域振興局整備部における試案ということで示されたわけですが、その後常に申し上げておりますように、ビーバイシー、費用対効果、大変な費用がかかるわけですので、果たしてそれだけの財政を投入しながら効果はどうかという検証が進められてまいったわけですが、ここにまいりましてようやくその関門を突破いたしまして、新規事業採択路線という承認を受けたという喜

ばしい報告もいただいております。初年度まずどの程度調査費が計上されるのか、この辺がスタートラインに立つというわけでございます。私といたしましても、この問題につきましても、県あるいは地域振興局地域整備部の関係する皆さん、あるいはそれぞれかかわる皆様方に積極的に働きを進めながら、これに対するしっかりした調査費を新年度計上されると思いますが、していただきながら、どんどん作業を進めてもらいたいというようにお願いをしまいたいというふうに思っているわけでございます。

事業を進めるスケジュールといたしましては、まず確定した図面のもとで、道路のセンターぐいを打つための路線測量あるいは皆さんもご承知のように擁壁のところにとどめ擁壁、設計のための実施調査を行いながら、並行して道路の詳細設計図を進めてまいるという手順でございます。これにつきましても、27年度に入るわけでございますが、早い時期に用地の幅ぐいが打てる精度の図面を持って第1回目の地元説明会ができれば、まず順調な滑り出しとなるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございますので、これらのスケジュールに基づきまして、詳細、さらにまたそれに基づく住民のいろいろな要望なり、いろいろなものをしっかりと受けとめながら、この事業の早期完成を図ってまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） なかなかこれから調査費がついて云々ということで、時間がまだまだ読めないだろうなというふうに思っておりますけれども、これから予算がつき、そして測量が終わって、いろいろ今度入ってくる時に出てくる問題が多々あるかと思っております。現道は、幅員も狭く、今交通の難所であって、大型のバスの通行が嫌がるような、交通安全の観点からも先ほど私が申したような観光道路になるといった観光産業を推進する観点からも、一日も早い国道の拡幅完了が待たれるわけなんですけど、しかしこの道路が13メートルという広さを持っている広い道路ということで、先ほども町百年の大計と申しましたが、100年を見据えるためにはこれくらいのもものが本当は必要なんだというふうに思っておりますが、しかしこの工事には当然大変多くの住民が関係し、必然的に多くの多難な用地交渉が予想されます。国道ですから、当然国、県が先頭になって行うものでしょうけれども、早期の着工、完成のためにはできる限り手厚い補償を町としても後押ししていくことが重要ではないのかなというふうに思っております。また、町もそのためにいろいろな代替地を提案したり、あるいはいろいろなものを後ろからサポートしてあげなければならないんじゃないかなと思っておりますが、そのために町はどうすべきことなんでしょうか、町長、町としては重要なことは、これを早く完成するためには何が一番重要だと考えておられますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、これはもう大変な事業になろうかというふうに考えておるわけでございますので、まず冒頭申し上げましたように、私はやっぱり関係する住民の立場にしっかりと立って、いろいろな問題が出てこようと思っております。今議員さんがおっしゃいましたように、住宅かかって代

替地が必要とする。あるいは車庫の問題とか、あるいはそれに伴う費用の問題とか、いろいろな関係が山積をしておると思いますが、私はこれはやっぱり国、県の問題と、国道ですから、どうもしかし私はやっぱりこれはもう重ねて申し上げますが、全力を挙げて、例えば代替地を必要とするならば、近辺にも町の所有する土地もございます。あるいはいろいろな面の要望が出てまいりましたときには、もうしっかりと重ねて申し上げますが、もう受けとめまして、最善を尽くして住民各位の大変なご協力いただくわけですから、もう誠心誠意私は努めてまいるということが私はやっぱり何としても重要だと思うんです。それがやっぱり関係する皆さんのまたそれなりの苦勞を伴うわけですし、苦痛も伴うわけでございますが、またご理解いただく最も大事なステップだというふうに考えていますので、重ねて申し上げますが、私は国、県といえども私たち町の問題としてもうしっかりと対応するというその意気込みでこの問題の早期完成を図ってまいりたいというふうに思うわけでございますので、また関係する議員の皆さんからも大変なご協力をいただかなければならないわけでございますが、その点はまたひとつよろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 町民の側に立った、本当に自分がその場にあつたらどうだろうというふうな気持ちで町も対応していただきたいというふうに思っています。

さて、ここで実は私は矛盾した考えを持っています。というのは、この土地で自分の土地、建物がひっかからない私にとって、13メートルと言わずもっともっと立派な道路をつくってもいいんじゃないか。逆に、関係した住民あるいは住民が減少して地域が成り立たなくなるのを不安がっている住民を知っている私としては、町民の力がダウンしている町内を見てきている私には、少しでも道路幅を狭くして、町民の負担を少しでも軽減してあげたほうがいいんじゃないか、2つの矛盾した考えを持っております。

そのために、私は今回本当に道路なんて勉強したことございませんけれども、道路構造令勉強させていただきました。本当に13メートルの道路が要るのか。新潟県の指針も勉強させていただきました。要るんですね、残念ながら13メートルは。せつかく今この道路は、第3級という国道になるようでございますが、そのときには片側3メートルの車道が必要である。あるいは2メートル以上の歩道が必要である、あるいは路肩は50センチ以上必要であるというのがちゃんと法令に決まっているんです。これを無視することはできないです。ということの中で、私は今実は踏ん切りといいますか、心が決まりました。50センチや1メートル狭まった道路をつくったって、何のメリットも町にはない。私は、この道路はある特定の人間やある特定の町内のことを考えることはまず第一ですが、それよりも町の益。国益、町益、町の益。町の益ということは、町益というんですけど、広辞苑開いたら町益という言葉載っていません。国益が載っていても町益という言葉は広辞苑に載っていませんけども、あえて町益と言わせていただきますが、そのためにこの道路が町にどれだけ寄

与するのか、町にとってどれだけのあるいはメリットがあるのか、それを一生懸命考えながらやっ
ていかなきゃならないんだろうなというふうに考えております。多分今この道路で狭めることがで
きるとすれば、堆雪帯、除雪するときの雪を置く場所、今回1メートル50とってありますけど、そ
れが1メートルないしもう少し狭めてもいいというぐらいの若干のものしかきつと削ることはでき
ないんだろうなというふうに思っておりますけども、これから用地交渉が始まったり計画が進んで
いく課程で、この法線をあくまでも生かした上で、派生的に出てくるであろう案件が出てくるだろ
うと思います。多少の変更、追加は認められるもんのかなというふうに心配しておるんですが、
それは例えば一つ、石井神社の下でございます。多聞寺さんからずっと昔の擁壁がつながっており
ます。今回の道路改良には、一切そこは触れられておりません。もう確かに2度の地震でびくとも
しませんでした。頑強なものだからそのままがいいという理論もあるでしょうが、せつかくいい道
路になるんだから、そこも何とか手を入れてもらえないのかなというふうにも思っております。

また、もう一つはカーブの頂点でございます、一番上上がった。駐車帯をもう少し大きくして、
今ここに県から示された図面では、まだまだ外側へ伸びる道路としての余力はあるというふうに私
は思っておりますが、そしてそこで駐車帯をもう少し大きくして、ちょうど清水の舞台のような格
好になるでしょうが、海を見るビューポイントとして生かすことはできないのかな。私は、そんな
妄想を描いておりますが、町はそんな意見をもし100歩譲ってそれもいいことだと思っただけ
ら、国、県に積極的に述べていっていただくということはできるのかどうなのか。変更は
あくまでも認めないんだ、この現道でいくんだということなのか、町長のお考えをお聞きいたしま
す。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今中川議員さんからこの改良工事に伴う幅員の問題とか、あるいは附帯するい
ろいろな事業等についてのご提言があったわけでございますが、私は今ここにおきまして、先般発
表されました法線に予断を持って対応するということはできませんが、基本的には私はこれから申
上げたいと思っておりますが、中川議員さんの気持ちと同じでございます。基本的には、今からそれを
どうします、こうしますと私は言われる段階ではございません。基本的なことを踏まえながら、こ
のように考えておりますので、ご理解いただきたいと思うわけでございますが、待望の352号の拡幅
事業をようやく新規事業採択としてなったわけでございますので、申し上げましたように平成26年
度からいよいよ実施のための作業が始まるわけでございます。改めて現地測量もなされるわけでご
ざいますし、複雑な構造物も連続をしておりますので、調査ボーリングあるいは実質調査等々も追
加しながら、詳細な構造が固められていくであろうということでもあります。

道路の法線や構造などは、県からしっかり検討していただいた上で一つの案が示されるわけであ
りますが、町といたしましてもその示された基本方針はしっかりと受けとめながらも、しかし先ほ
ど来からいろいろ話題になっております。関係する住民各位の問題、あるいはカーブにおける石井

神社の擁壁を含めた若干そういう面の修正がされれば住民各位の負担が少なくなる。あるいは私がいつも申し上げておりますように、この展望坂は先ほど中川議員さんもおっしゃっております。かつて川端康成さんがトンネルを越えたら雪国だったというあの名文が残っているわけでございますが、私もやっぱりこれは交通上の問題もございまして、観光の観点からいたしましても、あの坂を下ったら本当に先ほど来からお話あります妻入りの街並あるいは良寛堂、あるいは佐渡を展望できるというすばらしい観光拠点になるわけでございますので、これはやっぱり今ご提案のあった、そういう観光に資するやっぱりそういう附帯的なものも要望すべきものはしていかなきゃならないというふうに思っています。

要するに、私は究極申し上げたいことは、基本的な路線なりそういうものが県は積極的に進めているわけでございますので、その法線が示された段階で、やっぱりどうしても私はこの事業を進めたい、どうしても今回の機を逃せばもう絶対日を見ることはできないということでございますので、できるだけそういう基本はしっかりと踏まえながらも、やっぱり町側の関係する皆さんの、あるいはまたこれから町の将来を考えたときにおける、こういう面についてももう少しこういう改良あるいは手を加えながらということは積極的に申し上げていかなきゃならないというふうに私は思っています。

そのようなことでございますので、要はここに調査費がついて、基本的な設計がしっかりとなされて、そして今の法線ですとこうですよというものの幅を与えた段階で、さてこれでどうなるのか、そこにおける段階で町としてもまた国、県にお願いすることしっかりとお願いしながら、住民の要望に応えられるところは応えていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 町長の考え方は、了解いたしました。最初から方針決められたときに、これではだめだということではなくて、しっかりとこの法線を遵守しながら、そしてまた最終的にくい打たれるときに、それではこの部分はどうなんだろう、これはどうなんだろうというふうにご提言していただきたいというふうには私は思っておりますけれども、実はこれできるのかなと調べておりましたら、高田土木がちょうど大糸線、小谷道路計画というのがございまして、下に大糸線がある、そして川の流れ、姫川の流れと、本当に急峻なところに道路をせり出して短期間で道路改修したということがわかりましたけれども、ああ、国はこういうことがあるからあの展望坂もちょうどせり出して、歩道部分をすっかりもうせり出しにできるという確信を得ているんだというふうには思いますけれども、ひとつここから先は町長の出雲崎の観光に関することとかかわってきますけど、あれができたときには町長どうでしょう。観光の目玉になるとお考えになりませんか。すなわち今家並みを見る一番いいポイントは、夕日がこの辺、一番上の良寛記念館の上です。でもそれには、足の悪い人はあそこ上がっていくの大変なんです。下りも急峻なところ降りてこなきゃいけない。でも今の展望坂が広がって、あそこに車とめられて、すぐそこから目の前の家並み、そし

てまた日本海を見られれば、一番の出雲崎のビューポイントになるとお考えになりませんか、お聞かせください。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 重ねて申し上げますが、川端康成、雪国の中にうたわれる湯沢以上のインパクトが大きくなる、私は展望坂の改良だと思います。確かに虎岸ヶ丘もすばらしい景観がございます。あそこは残念ながら、若干の視野を遮るところもございますが、今の展望坂の皆さんも既にご覧になっておりますが、あの狭いところに三脚を立てて、佐渡あるいは夕日を撮影される方がたくさんございます。私は、そういう観点からいたしましても、出雲崎これからも観光立町のためにいろいろな作業を進めるわけでございますが、そういうものがまたキーポイントとなって、大勢の皆さんから、よし、そういうところ行ってみようかというような、まあひとつ出雲崎志向、出雲崎をリピーター客が大勢おいでになるということを期待しながら、私はやっぱりそのためにも相当の費用が投じられると思うんですが、審査の段階で十分そういうことも加味された中における今回の新規採択事業ということが決定した大きな要因もあるかと思うんです。そういう点も含めまして、何としてもこれを実現したいということには、やっぱり私も全力を挙げる。そのためには、県、国からも十分なるご配慮もいただくということが必要じゃないかと、もろもろの点を含めまして、もう全力を挙げて対応しなきゃならんというふうに考えていますので、また皆さんのご協力もいただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 3番、中川議員。そろっとまとめてください。

○3番（中川正弘） そろっとまとめに入ります。もう少し時間あればと思ったんですけど、この辺でまとめに入りますけども、町長、これは多分言うはやすく行うはかたしで、なかなか簡単にはいかないと思います。2つの面において、1つは町民の理解を全員から希望に沿ったような形での了解を得るということは、大変難しいことだと思います。というのは、今現在でも早くしてくれという人がいるんです。もうおらとこは、この車庫も壊したくてしょうがなかった。計画にひっかかったらすぐやってくれ。あすにでも壊してくれ。俺幾らでも土地出すよという人と、いや、出雲崎の家並みといいますか、妻入りの町、町長もご存じでしょうけども、一番前の旧道のほうから店、茶の間、居間、台所というふうになってきます。その一番の生活空間のところをひっかかってくるんです。一番前の店がひっかかるならば、これはある程度誰でも、ああ、いいですよという話になるでしょうけども、一番大事な生活空間がひっかかってくる。俺は、絶対嫌だという人も多分出てきます。そのときに、町が親身になって町民の立場に立ってやっていただきたい。

この前実は、建設課長とそんな話をしていました。きょう欠席ですけども、今の補償は違うんだそうですね。今の補償というのは、ただ潰したところを補償するのではなくて、その潰れたがゆえに生活ができるような補償をしていただけるというふうにお話を聞きました。それを町民の方は、多分知らないです。3メートル削られたら、3メートル分の補償しかないと思っています。ですか

ら、そういうふうな補償もあるんですよ、あるいはこういうふうにもしてもらえるんですよということも早目に町のほうから、あるいは県のほうから掲示していただきたい。そしてまた、この道路が一日も早く開通して、ああ、出雲崎の道路よくなったな、出雲崎の海見に行ってみようかというふうな形で、どんどん、どんどん交流人口が増えるように私は期待しております。そのための道路であって、ただただ道路を拡幅するだけの道路ではないんだというふうに私は強く思っておりますけれども、町長、最後に一言だけまた発言の機会をお与えしますが、それでよろしゅうございましょうか。

○議長（山崎信義） 町長。まとめてください。

○町長（小林則幸） 先憂後楽、なせばなるなさねばならぬ何事も、ならぬはなさぬことなりという昔からの格言がございしますが、やっぱり過去の歴史を振り返ってみましても、例えば今直面をしております国道352、寺西線、県道、あの最も私たちが学童、生徒たちの安全確保のための歩道を何とかして早期に完成をしたいということを願っておったんですが、ようやくまとまったという段階です。そこには、皆さんもご承知のように、店舗のウインドーがなくなったり、住宅を全部買ったり、今まで営々と続けた営業をやめなければならないという人もございました。本当に心中を察するところがあったんですが、理解をいただきまして、ようやく完成といたしますか、事業執行ができるという段階を迎えております。あるいは過去のいろんな町外の歴史を見ましても、例えば私は三島あるいは和島の今の河川改修で全くすごい住宅は全部買って移転をしている。それも当初は大変厳しかったと思うんです。しかし、やっぱり将来の町あるいは将来のやっぱり生活設計、個人の生活設計もそうですが、そういうものが十分に理解されたことによって、この事業が成功していると私は思います。なせばなるなさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけりと、これは人がなさなきゃならない。やっぱり全力挙げて、これは私たちは先ほど来から強く申し上げます。申し上げますように、住民の皆さんに不利益を与えるようなことのない、そのことによって将来設計がまた今より以上の将来の明るい展望を開けるような補償なり、あるいはそれに伴う一つの移転なり、そういうものはこれは確実にやらなきゃならん。ならなければ理解いただけませんね。そういうことの中で、先ほど来から申し上げますように、全力挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○3番（中川正弘） 終わります。

◇ 仙海直樹 議員

○議長（山崎信義） 次に、6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私から子供のメディアコントロールについて、通告に従いまして、教育にかかわることですので、教育長のほうにお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、メディアコントロールとは、子供たちがテレビやゲーム、パソコン、インターネッ

ト、携帯電話、スマホなどの電子メディアにかかわる時間を減らすことを言います。現在の子供は、これらのメディアにかかわる時間が長いため、睡眠時間の減少に伴う学力低下や体力の低下、あるいは視力の低下、また落ちつきがないなどさまざまな悪影響が出始めてきております。しかしながら、現代社会において日本国民自体がこれらのメディアとはかかわらずに生活していくことは、むしろ困難、不可能に近く、総務省の通信利用動向調査によると、平成24年度末にネットを利用した人は約9,652万人、これは日本国民10人に8人以上に上る数字になるわけでございます。このようなことからしても、ネット社会は急速な発達を遂げるとともに、メディア全体も急速に社会全体に浸透してきているわけでございます。

昨年の11月12日に総務文教常任委員会で、議会閉会中の所管事務調査として小中学校を視察したときに、小学校から提示していただいた資料には、平日にテレビとゲームを合わせた時間が高学年ですが、4時間というのが約20%、5時間以上が25%以上になり、合わせると50%近くに上っています。これは、平日の1日に子供が帰宅してからそのぐらいテレビやゲームに時間を割いているという数字になるわけでございますが、また中学校においてもインターネットによる生徒間のトラブルが起こるなど、メディアに対する危機感を抱かざるにはられません。

そこで、まず教育長にお伺いいたしますが、小中学生のテレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話などのメディアの使用についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、仙海議員のご質問にお答えいたします。

メディアの使用についての考えについてであります。近年の急激な情報通信技術の進展に伴いまして、今ほど仙海議員も数字を上げられて、非常に多くなっている状況をお話しされました。インターネットや携帯電話は、私たちの日常生活に欠かせないコミュニケーション手段となっております。その恩恵は、非常に多い反面、子供たちのテレビ、ゲーム機あるいはインターネット、そして携帯電話等の過度な利用や依存は、子供たちの健全な育成によい影響を与えるものではありません。長時間のテレビ、ゲーム機等の活用は、例えば人とのコミュニケーション力や家庭学習時間、あるいはまた学力の低下、そして精神面、行動面の安定性を欠いて、体力不足あるいはネットいじめ、あるいはまた今月の町広報紙にも記載されておりましたが、早寝早起きの弊害のもととなって、朝食摂取に影響してくるなど、子供たちの発達に著しい影響があるなどと認識しております。したがって、子供たちのメディア全体の接触時間を少なくする必要があると考えております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 私も先生と同感のところがございますが、やはりそういったものが大変心配されるところでございますが、若干ちょっと違った視点で私申し上げさせていただきたいと思うんですが、私今ほど危機感を抱いていると申し上げましたが、現代社会においてやはりこういったインターネットも含めたゲーム、携帯電話もそうですが、こういった現在あるものをどう安全、安心に

使用していくかという、そこにかかってくるんじゃないかなというふうにも考えているわけがございます。

ゲームに関して言えば、親子で例えば子供と一緒にゲームをやっているというのも、これもまたひとついいんじゃないかなという考え方もあるわけなんです。それが例えば親子の子供とのコミュニケーションになることがこれが前提であるならば、例えば時間をくぎってやるですとか、親子でそこで子供との会話、触れ合いが生まれてくるのであれば、これは全く排除するものではないというふうに思っているところでございます。よくないのは、やはりゲームに子守をさせる、あるいはビデオ、DVDなんかもそうなんです、テレビに子守をさせて親は別のことをしているとかいう感じでメディアの接触時間が子供と長いということがあれば、これはいささか問題なのかなというふうにも考えております。

そして、携帯あるいはインターネットについては、やはり相手の顔が見えないというところで、やっぱり見知らぬ人と知らず知らずのうちに繋がって接触しているかもしれないという、こういった危険性が含まれていることと、あるいはまた今問題になっておりますが、ワンクリック詐欺というような、こういったものの危険性も含まれているわけでございますが、こういったことにやっぱり十分気をつけさせた中で、例えば家族がいるところでしかインターネットは利用できないようにする家庭内のルールをつくるとか、そういったような家族間のルールを決めるようなことを行うとか、このような今の時代に合ったメディア教育というものをやっぱり行っていかなければならぬのかなというふうにも考えておりますし、中学生の場合ですと、特に進学を機に高校やその他学校に進学されることを機に、やはり携帯電話やスマホを持つという生徒が増えてくると思います。そういったのも含めて、やはりそういった危険性をももちろん家庭教育もそうですが、学校教育の中でも指導していただきたいというふうに考えておりますが、2番目の質問に入りますけれども、そういった意味からして、現在小中学校でこういったメディアコントロールについての取り組みというものは、こういったものが行われているのか、お伺いいたします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、次の質問はメディアコントロールの取り組み状況であります、学校での、当町小中学校での取り組み状況につきましては、まず携帯電話やスマートフォンの所持率は、出雲崎小学校、出雲崎中学校とも全国の比率に比べて低い状況にあります。しかし、ゲーム機の所持はやはり全国と同様、特に小学校では1回の利用時間率は高い状況にある。それは、今ほど仙海議員がご指摘されたところでありまして、このような状況から現在小学校におきましては、ハッピーライフウイークといいまして、生活習慣改善運動でありますけれども、あるいはまた全国メディア実態調査、全校メディア実態調査、あるいは児童への指導、学習参観と学年懇談会、講演会などを行っております。

中学校では、生活を見直す元気アップ週間、これは目標を持ちまして、6時間以上の睡眠時間の

確保あるいはテレビを含めて家庭メディア利用時間を2時間以内とするなどの項目を立てて、これについては現在のところ80%以上の達成を見ております。これらの設置やあるいはまた専門家の講師を招いての生徒への指導講演、視聴覚教育など、ほぼ小学校と同様な活動をして取り組んでいるところであります。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 小学校のハッピーライフウイークですか、これは私も子供がいますので、大変家庭と子供と学校が目標を立てて、何時間以内にしよう、何時に起きよう、1日どういったスケジュールで過ごそうという感じで、先生とも約束し、家族とも約束しというような感じで、非常に私いい取り組みだなと思って、子供もまた一生懸命やりますし、親もまたその約束した紙をまた学校に出さなきゃだめですので、親もまた真剣にやるよといった面で効果あるんじゃないかなというふうに考えておりますし、先生今ほどおっしゃった、中学校のほうでメディアの2時間以内にするという取り組みですか、6時間以上の睡眠というので、80%以上の生徒さんが達成しているということがすごいなと思って、やっぱり2時間以内というのはなかなか厳しい。テレビ、メディア含めて2時間というのはなかなか生徒さんたちも努力されているなというふうに私今ご説明いただいて、そういうふう感じたところでございます。

私たちの時代は、やっぱり生まれたときからテレビやゲームがあった時代でございます。そういった私たちあるいはもう少し下の年代の方たちがやっぱり親になっている今、そういった時代、子育てしている時代になっておりますから、どうしてもそういった接触時間が長くなるということが懸念されるのかなというふうにも考えておるんですが、先日小学校で学習参観がございました。私も参観に行ってきましたが、その後各教室で懇談会が開催されて、私の子供のクラスもそうでしたが、メディアコントロールについての話し合いが持たれたわけでございます。今回が初めてではございません。話を聞くと、やっぱり子供と親の間に約束を決めているとか、あるいは決めているんだけど、子供が約束を守らないとか、親もわかっているんだけど、ついつい子供にゲームとかビデオ、DVDを見させてしまうとか、いろんなそういった悩みを持っている父兄の方たくさんいらっしゃるんです。そういった親が子供にメディアコントロールを行うときに、どういうふうに対処したらいいかが親御さん自身がやっぱり悩んでわからないときに、相談に乗っていただけるような体制というものが町のほうというか、学校になるのか、そういったものがあると非常にまた親御さんのほうも1人で悩まずに済むみたいな、そういった感じが私聞いていて思ったんですが、そのようなことについて先生としてどうか。私ちょっとこれ通告にないんで、大変申しわけないんですが、そういった相談するようなことについてどうお考えか、お願いいたします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 先ほど来のお話の中で、また親子の決まりとか、あるいはそのもとになる考え方、安心、安全性の使用法についてのまたお考えであると思います。その中で、保護者との非

常に強いつながりのもとに、メディア機器等を使っていかんきゃならないだろうというようなことのお話かと思っておりますが、私も議員と同様に、同じようにそんなような考えでおります。やはり実際問題、全国学力テストの6年生のその生活実態調査の資料がございますけども、携帯電話やスマホの使い方について家の人と約束したことは守っていますかというふうなことで、実際にスマホとか携帯電話持っていない子供たちが多く、これは70%に近い数字であります。しかし、その中で持っている子供たちがいろいろと約束を守って、使い方についてしっかり守っているというのは、ほぼ守っているというのを含めて約24%ほどであります。そんなことを考えると、保護者の事務連絡をとりながら、さらにそういうおっしゃるような形を持っていかんきゃならん、そのように考えています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 3番目の質問に入らせていただきますが、早期に親御さんたちに私今言ったような感じで啓発する意味から、子供が小さいうちにこういったことを未然に防ぐ意味もあるんですが、乳幼児健診や例えば保育園、こういったものとまた連携して、メディアに対する危険性だとか、依存症、ゲームに対するそういったものをそういった健診や保育園など、機会に早目に保護者に啓発を行っていったらどうかというふうに考えているんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） メディアのその影響を考えますと、早期から保護者へ啓発の必要性は、仙海議員と同様の考えでございます。乳幼児健診時には、母親に対してメディアを見ながらの授乳等はしないように勧めをしておりますり、あわせて子供の心と言葉の発達のために、メディアの長時間使用の弊害について説明をしているということでもあります。

保育園の現状をお聞きいたしますと、行事等の活用以外では、保育中にテレビやビデオなどのメディア媒体を見る時間はないということでもあります。なお、家庭におけるメディアと向き合う時間等についての啓発などは特に行っていませんが、連絡文書の中にはお子さんとの時間を大切にしたいという一文を入れて、保護者の皆様にお伝えしているとのことでもあります。

また、2月には今度小学校に入学される保護者の方々に1日体験入学がございますが、その折に町の家庭児童相談員からメディアの影響について話をさせていただきました。小さいうちからのメディアコントロールにつきましては、議員おっしゃるように保護者、家庭のまた協力が不可欠であります。小中連携を図っていくことはもちろんであります。さらに未就学児を預かる保育園との連携強化について、関係課と連携を密にしながら、啓発など対応してまいりたいと考えております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 大変力強いご答弁ありがとうございます。

そもそもやっぱり大前提は、もちろん家庭教育ですよね。親の責任です。ゲームを買い与えたり、

そういうふうに行っているのももちろん親なんですけど、その中でやはり行政としてもまた手助けといえますか、協力していただきながら、やっぱりやっていかなければならないのではないかなというふうに考えておりますが、そういった中で4番目のほうですが、このメディアコントロールについて、実態調査やプログラム開発、人材育成などを行政として事業計画をして策定するべきではないかというふうに質問させていただきますが、私先ほども申し上げたとおり、小学校のほうで先日講演会があったんですが、長岡市の山本地区の取り組みで桂小学校の校長先生にお越しいただいての講演でございました。山本地区の2つの小学校、そして1つの中学校、そしてこの3校のPTAで、地区の2つの保育園と保護者会、そして山本地区の町内会の連合会といった地域全体が一体となってこのメディアコントロールについて目指しての取り組みでございました。また、他県の例ではございますが、2年間の事業計画として実態調査からプログラム開発、ガイドブックとかの作成も含めた中で、地域サポーターをまた要請したり、啓発をするといった一連の流れでまたメディアコントロールに取り組まれているところもございますが、こういったものについてはいかがお考えになりますでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） これにつきましては、先ほど申し上げておりましたが、メディアの実態調査については、小中学校で若干対応が違いますけれども、機器の所持あるいは利用時間、あるいは利用上の決まり、親の把握、心身の影響など、今まで以上に調査を重ねてまいりたいと考えております。こういうふうな中で人材育成というふうな形でのそれを啓発するような方々というふうな、そういうものは非常に大事になってくるわけですが、県教育委員会でも生徒指導の担当者等に対して、一堂に集めて研修会を実施いたしております。町教育委員会でもメディアの活用につきましては、校内あるいは保護者への研修会を要請しておるところであります。特に来年度は小中一貫の町教育計画にノーメディアデーの取り組みを含むメディアコントロールを位置づけて、学年に応じた指導をプログラム化して、意図的、計画的に進めることといたしております。

いずれにいたしましても、携帯電話あるいはスマホ、各種ゲーム機などを与えるのは保護者であります。保護者の皆さんの中には、ゲーム機等がパソコンと同等の機能を持っている、あるいはインターネットに接続できるということを知らない保護者も少なからずいらっしゃる、こういうような現状はあるかと思えます。こういうようなことを考えますと、学校だけで対応することは非常に難しい問題であります。家庭の子供に対して、いかに指導できるかが大きな鍵となっております。このような子供を取り巻くメディアの現状を考えますと、教育委員会としても青少年問題協議会あるいはまた青少年育成町民会議等を幅広く活用しまして、みんなで取り組むなど、保護者に対する啓発活動を進めることが重要と考えております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 来年度、教育計画の中にノーメディアデーということで盛り込まれるというこ

とでご答弁いただきました。これは、毎月何日、ノーメディアデーにしようみたいな感じの取り組みになるのかどうかちょっとわかりませんが、今ほどおっしゃられたように、親の中にもやっぱりよくゲームがネット制のものを入っているだとか、ゲームでネットができるだとか、やっぱり親が子供よりもゲームやネット、そういったものに対して詳しくならないといけないのかなというふうにも私感じております。私なんかもちょっとまだその辺よくわかっていない部分があって、子供のほうが逆に詳しくなったりして、ゲームでそういうふうにならなくていいのかなというふうなところも含めてやっぱり家庭教育の中でやっていかなきゃならんのかなというふうに感じております。

最後の質問のほうに移りますが、若干メディアコントロールとは違う質問項目になるかと思いますが、きめ細やかで行き届いた教育のために、教職員の増加の検討はできないものかということでお伺いしたいと思いますが、まず先生方の人数というものは、県のほうにお話をして増やしてもらうことが町としてできるのかどうか、枠か何かあると思うんですが、その辺についてご説明いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 教員の定数につきましては、現在は国が3分の1、都道府県が3分の2を設けて費用として当たっているわけでありますが、その中で教職員定数のほうのことは、学級数に応じて定数が配当される形になっております。さらに、それに上積みというふうな形は、加配というような言葉で申しておりますが、加配はその学校の状況を見て与えるものであって、しかもその数は、県教育委員会が保持している教員数は非常に限られた人数である、そういうふうなことでどの学校も加配があるというふうな形ではございません。そのような配当になっております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海議員。まとめてください。

○6番（仙海直樹） 私今申し上げましたのは、やはりこういったメディアにかかることが原因なのかどうかということにはわかりませんが、現在の子供の中ではやっぱり落ちつきがない子が多いとかという話をやっぱりお聞きします。ですから、教員がやっぱり配置されれば、クラスを増やすことで少人数学級で授業が行われたりもできるわけがございますし、そうでなければ教育補助員という形で例えば落ちつきがない子がいれば注意を促したり、または勉強を教えたり、そういった先生が1人でも2人でも増えれば、やはり今よりさらによりよい教育ができるのかなというふうに思っておりますが、このような意味からしても教職員なんですが、今ほど国3分の1、県3分の2というふうにおっしゃいましたが、これを町単独の予算で採用することというのは可能でしょうか。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 教員の町が抱える、それは可能であります。それに関連しまして、町では現在議会のご理解を得て、教員補助員あるいは介助員、来年度1名増員のお願いをされているところでご

ございますが、その中にALT、理科支援員など手厚く配置していただいております。この教職員増加につきましては、町においては学習対応とか、あるいは生徒指導上の問題など、非常にそれが継続的で特異な状況があれば検討していかなきゃならないと考えておりますが、私まは何よりも教師の力を高めていくことがきめ細かい指導あるいはまた行き届いた指導にさらにまた結びつくのでなからうかと考えておるところでもあります。もちろん教職員がいっぱいいれば、そのものももちろんそうであるだろうとは考えますが、何よりも教師の力を高めていく、それじゃ教師の力というのはどんなことかという、私は使命感あふれる教職に対する情熱あるいは専門的知識をいかに発揮できるかの教師の力量、指導力、そしてまた教師自らの人間性、人間力の高め、そして教師一人一人が組織として機能すること、そのように考えております。きめ細やかで行き届いた教育も、このような観点から重視して学校を今後とも指導していきたいと、そのように考えております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海議員。まとめてください。

○6番（仙海直樹） 最後にします。

教師の力を高めていくということで、ぜひまたお願いしたいというふうに私のほうも思っているわけですが、これは他県のお話でございます。少人数学級を導入した事例が載っておりますが、導入したことにより学力が向上して、不登校、欠席率が低下したというふうに載っております。その効果が生まれた要因なんです、そういった少人数学級の編成により、教室にゆとりができて心にゆとりができた、そして担任業務にゆとりができたということと、あわせて教員の意識として、耳を傾けよう、声を傾けよう、手をかけよう、その結果、授業が改善されて効果が生まれたそうでございます。私が申し上げるまでもなく、もちろん先生十分ご承知と思いますが、なかなかこれ一朝一夕にはいかないと思います。しかし、卒業式やそういったご祝辞あるいはご挨拶のときに、よく子供を町の宝だというふうに表現をされてご挨拶なさいます。そういった子供たちの町の宝の未来に何か支援という形でしてあげていきたいというふうに私また考えておりますし、子育てに優しい町としてまたそういったところもぜひ前向きにご検討いただくことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） この際しばらく休憩します。

（午前10時30分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 中野勝正 議員

○議長（山崎信義） 一般質問を続けます。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） それでは、漁業問題ということで、ヒラメ養殖の土地について町長にお伺いするわけですが、この問題においては、平成23年の12月に一般質問で中川議員のほうからヒラメ養殖場跡地の活用という中で町長のほうから答弁いただいた中があるわけですが、その中で町長は、その用地については一石二鳥ではなく一石三鳥を考えていると、やりたいというようにお話をいただき、それを踏まえまして24年の社会産業常任委員会所管事務、その中で取り上げいただきまして、その中で1年ぐらい社産でいろいろ調査したり、勉強したりした中で、内容としては実際に昨年の5月に社会産業常任委員長のほうから報告がありました。その報告の中でちょっと読ませていただきますが、この調査は平成24年3月より継続して調査をしてきました。漁業者との話し合いの中で、漁獲の低迷、漁獲量の減少、後継者の問題、特に出雲崎漁業生産組合によるヒラメの養殖について意見交換をしました。事業開始が昭和58年で、平成11年度でここでは終了と書いてありますが、それで平成16年2月に理事会が開催され、あとは会議が開かれておりません。議会の一般質問、全員協議会等で取り上げられ、議論もされました。委員会としては、どのような解決方法があるかを検討を重ねてきました。設立当時は38名で発足した組合は、平成16年で19名、20年の初めは11名、事業が終了しているため、平成12年からの補助金の返還が開始、残存価格が多額で返済についての助成の話もありました。委員会として、行政担当課から定款や今までの資料を提出してもらい、検討しました。生産組合の厳しい事情も理解できるが、組合員には返済の義務があり、甘えあってはならないと返済に対する具体的な考え方がなければならないこと、議会として補助金の返済に対する指示や命令はできないこと、補助金の返済には行政、町、県、国が求めるものであり、その成果が生じて対応を求められたときに審議すればよいと可決になりました。生産組合、町、漁業との最終会議は平成18年2月で、その後開かれていません。平成24年12月現在で平成16年2月に役員になられた方は7名でおられます。今現在1人またお亡くなりになったということで、今現在では6名だろうと思いますが、行政とこの方々との協議が必要だと思いますということで、25年の6月にまとめた内容を平成25年6月6日に委員長ということで私どもになりました。その内容を踏まえて町長にお聞きするわけですが、1つは生産組合の厳しい事情も理解できるが、組合員には返済の義務があり、返済に対する具体的な考え方がなければならないというふうな内容ですが、これについて町長はどのように考えていられますでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまのヒラメ養殖の問題につきましては、平成23年の6月と12月に諸橋議員さんと中川議員さんからのご質問いただいたところでございます。内容等につきましては、今議員さんのおっしゃったようなことの質問に対してお答えをしているわけですが、率直に申し上げまして事業主体はあくまでも出雲崎漁業生産組合ということでございますので、ヒラメ養殖場の財産処分につきましては、清算することになっておりますが、今中野議員さんのおっしゃ

るように、諸般のもろもろの情勢の中で非常に困難というふうに推察をしながら、私たちもこの問題に対してはいかに対処すべきか、非常に苦慮しているというのが現実でございます。

この問題は、最も大事なことは、補助金の返還にかかわる法的な今のところ拘束力があるわけでございますので、これを解決するためには非常に金額等々を考え出しますと、至難な問題が横たわっています。しかし、私はやっぱりただ単に手をこまねいておるんじゃなくて、町とか議会あるいは水産庁関係のそれぞれの皆さんの今の現状を踏まえて、緊密なる連携をとりながら、いかに解決策があるか模索をしていかなければならないという段階だなというふうに感じております。これ以上今の段階、かつてはこの地に太陽光発電をどうだというような話題も提供されました。ぜひひとつ対応してもらいたいということでしたが、現在のところは実現に至っておらないという状況でございますので、跡地利用を含めた私は一石三鳥と申し上げましたことは、跡地利用に対する的確なるある方向づけができれば、何とか私はこの問題をクリアできるのではないかとというふうに考えています。そういうことも考慮しながら、これからもあらゆる機会を捉えながら、対処してもらわなきゃならんというふうに考えておりますので、また皆様方のご協力もいただきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） その中で、先ほど私がお話しした中では、組合員の数が今現在多分6名ぐらいかなというふうな認識なんです、この方に対してあくまでもヒラメ養殖グループが設立してこうやっているんだという中でなっていますので、本来であればどう普通に町民の人考えても、そういうのは自分たちでしなければならぬですよということだろうと思いますが、おもむろの事情等でなかなか何十年もなっていないという中ですので、町長のほうでその辺に何とか返済に対する考え方を今言う相手の生産組合とお話をするのもうされているんじゃないかなと私は思います。ですから、その中の具体的な方策等が考えがありましたら、お話をお聞きしたいということです。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） こういうことにつきましては、率直に申し上げておこなきゃならんと思っています。これらの問題、議会からもご指摘もございますので、解決策に向かって今残っている生産組合、漁業を通しながらも話をしているんですが、全く答えは出ない。これは、率直に申し上げておきます。全く答えは出ません。そういう中に、これをどう解決するのか、そういうもうかつての38名の皆さんの組合自体がもう全然減少しておりますんで、今残っている方々に対しても、かつては平成16年の段階で皆さんはこれを清算したいという決意はしてあるんです。してあるんですが、そこ全く進展はないんです。というのは、補助金返還という大きな負担がかかるということで、とても対応できないというのが今日に至っていると私は思うんですが、そういう問題で今私たちがこの跡地利用なりいろいろな問題をクリアするために、これを壊さんきゃだめだ、更地にしなきゃならんというような段階で組合員に、今法的なそういう残存物に対する補助金の返還等とてもじゃ耐えら

れる金額じゃないです。はっきり言って耐えられないと私は思います。そういうことの中で、公的な拘束力あるんだが、それをいかにクリアして、今の現状を踏まえていかにクリアするか。今国もいろいろの公共施設なりそういうものに対しては、老朽化して撤去しなきゃならんということの中で、国の金も入れなきゃならないというような方針が出ているんです。時代は変わっているんです。現実をしっかりと踏まえてもらった中で、現実はこうなんだということを相手側に納得させ、理解させて、法的拘束力をいかに緩和しながら解決するかというのが私はやっぱりこれからの解決策の以外にないと思います。そういうことで、またさらにひとつ努力してまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 当然町長のことですから、努力されて前向きにこれをやっていかれるだろうと思いますが、やはり私も現場見させていただいた中で写真撮ってきたわけですが、荒れ放題というふうな様式しか頭に浮かびませんが、やはり今現職の町長の中でこれをまとめていかないと、禍根に残すようなことになるとなかなかまた前に進まないのではないかなと私は思いますので、その中でやはり23年から話がありますので、そろそろ政治決断の中でやらせていただければ、私どもも真剣に議会としても話を聞きながら、またそうしなければならないという方向性でなるのであれば、肌を汗をかかせていただきたいというふうな気持ちを持っているわけでございます。そんな中で、やはり町長から、よし、わかったよと、そうすれば俺の政治生命とまで言いませんけども、俺の中でこの与えられた任期の中でこれももうやるよというような、前回町長のほうは26年においては3本の矢ということで3つ大きな課題を掲げていたわけですが、そのまま4本も5本も今わかりませんが、もう一つ尼瀬のヒラメ養殖については具体的に考えを町長から述べていただいて、私どももやっていきたいというふうに考えております。

2番目についてですけども、これはやっぱり町長のほうからそういう結論が出ないと、私ども委員会としては補助金の返済に対する指示や命令をなかなかできないというような委員長報告もあるわけですが、これは私はやはりリーダーの首長の町長から方向を出していただいた中でしないと、わけですので、これを理解していただきたいというふうに、議会もただはねて、おら知らないよということではないですので、この辺で町長のほうからやっぱり具体的に話を持って、私どももしていただきたいというふうに思います。

3番目でございますが、補助金の返済はやはり町、県、国が求めるのであるということに委員会としてはなっているし、私もまたそういうふうになるけれども、今言う生産組合の方が7名、6名という人数の中でやっていると、さっき町長も言われましたけど、返済はなかなか難しいと、そうであればその対策として、このような方法、考え方があつたよという考えがあつたよであれば聞かせていただければということでございます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今中野議員さんから委員会が補助金返還を命令するわけでない、全くそのとおりでございます、事業としては廃止をしたんじゃないです。中止をしているんです。廃止という段階であれば、確実にその法令に基づいた制約をしっかりと履行しなければ、これは大変な問題になるんです。だから今のところは事業中止なんです。継続、もう現実はどうじゃないです。そういう観点からいたしまして、今の段階であなた方すぐ補助金を返すとかどうかという問題は超えています。今中野議員さんおっしゃっているように、はっきり私は担当にも申しあげているんです。県の段階では、そういういろんな縛りなりでなかなか厳しいと。わかったと、私もひとつ県としっかりと、ちょっと話題も出してるんですが、しっかりと対応しながら、水産庁関係等々でこの現実と法的な論拠、根拠のギャップをいかにあなた方はどう考えるか現実を訴えながら、やっぱり私はできる限りこの問題をそういうひとつの了解を得られるとするならば、早くあの土地をきちっと整理すべき段階に来ていると私は思うんです。

そういう意味で、先ほど申しあげましたように、なせばなるならぬは人のなさぬなりけりという言葉がございますので、果敢にやっぱり挑戦をして、もう今の現状では絶対的に解決できません。率直に申しあげます。解決できる根源は、生産組合があの状態であれば、あの人たちから返還なんか求めたって到底応じられないです。応じてまいりません。これは現実です。それは、当然だと私も思います。そういう観点からして、超法規的とは申しませんが、現実を踏まえてしっかりとこの問題をリアルに捉えながら、関係機関に働きかけながら解決する以外道はないと私は思っています。ただし、一石三鳥を申しあげているんですが、そこにおける理外の理で土地利用に対するある程度の何か目標を持った皆さんおいでになれば、それはその段階で相殺なりいろいろの関係が出てくるんですが、だから一石三鳥というのは私はそれを狙っているんですが、今のところなかなか解決策は見出せないとなると、そういう上級機関との話し合いをしながら、何とかこれを解決しなきゃならんということをおしあげていきますし、行動してまいる所存でございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 町の町長の考え方と言うと、要は町としては補助金出したわけですよね。そののは、自分の政治判断の中では、今の言う6名の中の組合員の方には、もうそういう負担の力がなかなか難しいと。その中で、そうであるのであれば、町の負担分は町は町長の政治判断で考えて議会に報告する。そして、あと国、県ののはなかなか今の現状だと難しいと、厳しいという町長の答弁ですが、これは私はこれこそ政治、町長の7期、町長の中でやっていただけると私は思います。町長でなければこの問題がなかなか解決しない、ですから町長に皆さんが託しているというふうに私は理解しているわけですが、そのためにやはりもう話し合い云々、今言う中では難しいというのは、私も聞く範囲だと難しいというふうに理解していますし、町長も今のお話だとまあ難しいというような答弁ですので、難しさは皆さん全部わかると。じゃ、その方向性をじゃどうするかということだろうと思うんですが、それはやはり政治の中で解決していただかなければ前へ進まな

いのではないかなと私は思います。ですから、それを町長から頑張ってください、求めていただきたいというふうに思います。

それから、委員会としては行政と組合員が協議が必要であり、行政から求められたら審議するというございですが、全員協議会とかいろんな中でそういう議題が上ることがあるわけですが、その中でやはりこの問題もどうでしょう、町長、ことしじゅうに何とかめど立ててやっていただかないと、私も現地見させてもらったとき、尼瀬のあそこ草ぼうぼう大変になっているし、関係なければさっと観光の人は通るかもわかりませんが、あそこにいられている町民の皆さんにしてみれば、大変な、何とかというふうなのが私はあるだろうと思いますし、人のことだからそんなに関係ないやという方もいるかもわかりませんが、やはりこれはしてやらなければだめなのではないかなと思います、その辺については町長、どういうふうに理解されていますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど当然この施設をする残存価格というのがありますが、その中における町がこの生産組合に求める補助金返還額は約200万です。県と国に求められるものが1,570万程度あるんです。これが大きいんです。これは、町の200万は議会なりの裁量あるいは皆さんのご理解いただければ、これは免除ということもあるんですが、今申し上げる国、県の残存価格に対する補助金の返還額は約1,500、600万ぐらいになるんでしょうか、あるんです。それが問題ですから、私はやっぱりこれを何としても解決して、あれを中野議員おっしゃるように、いろんな様子から見てもあのやっぱり建物は出雲崎にとってマイナスイメージです。そういう意味で、私はできるとは言いませんが、もう断言できるわけでも、全く法律的問題でございしますが、その中で先ほども申し上げておりますように、ひとつ県を通しながら、県としてはなかなか簡単にいろいろ答えも出されないという問題があると思いますので、そういうもの皆さんと協議しながら、場合によっては私が国のほうへ出向きまして、今の現実をしっかりと訴えて、何とかひとつ最善の方法はないかという行動は起こしていくということを私は担当にも伝えておりますので、そのように行動してまいります。成果、結論はどうだということは私は申し上げませんが、最善を尽くしながらこの問題の早期解決を図ってまいりたいという気持ちには変わりありません。

そういう意味で、議会の皆さんもいろいろご心配いただいておりますが、しばらく私たちにお任せをいただいて行動しながら、逐次また過程についてはご報告申し上げながら、いろいろご理解いただくとこはご理解いただいて、何としてもこれを解決しなきゃならんかなというふうに思っています。私は、大胆に申し上げますが、率直に申し上げまして、あの土地を有効利用できるとするならば、これは町が責任を持って対処してもいいと私は思うんです。これは、町の最大のやっぱり観光メッカのああいう残骸をさらしているのは本当に遺憾です。私は、もうこれは私の考えです。私は、場合によっては町は責任を持って対処してもいいんです。そして、跡地を完全にうまく利用すれば、これはそんなのにかえがたいプラスアルファ出てくると思うんです。それは、最終的な判断になり

ます。そういうことのないリスクを回避しながら、やっぱり解決すると、最善の努力をするということが大事だと思います。それで私は、積極的に行動してまいります。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長の説明だと、町の補助金は200万と、それと県、国が1,570万ぐらいと、その中で1,570万ぐらいが物すごく難航しているというお話でした。そこで私は、一つの提案なんですけども、これはやっぱり町長政治生命をかけるの当然ですけども、私ども議会も一緒になってまたやるつもりはありますけども、町長のほうから議会に提案というか、そういうのをぜひ議会も真剣にそれをやってくれと、だからというような説明等があれば、私どもも全力で議論しながら考えていかなければならないし、そうするべきだと私は思います。

その中で、私は一つの提案なんですけども、もし町長が提案されたときに、これ議会で何もしていないわけですから、何とも私は言われませんが、私は議会としても町長1人であれだったら、議会も代表、議長もいられますし、また生産組合の代表の方もいられるわけだから、働きかけるにはやっぱり国、県で言えば、今で言う、昔で言えば陳情でしょうか、そういうふうなことも私どもは視野に入れて、早急にやってやるという姿勢を見せてやるべきだろうと思うし、町長もその気持ちだろうというふうに私は理解今しました。ですから、その辺のを踏まえた中で、町長、私どもにそういうような提案等をされる考えがおりかどうか、お聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 最善の結果を得るためには、ケース・バイ・ケースのあらゆる利点を活用しながら、臨機応変に対応しながら結論を、いい結果を生み出すような方法をしっかりと踏まえながら、また皆さんと相談させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。まとめてください。

○2番（中野勝正） 今町長からそのように議会に提案するという理解でよろしいでしょうか。そういうことであれば、私どもも真剣にこの問題を審議しながら、議長を中心に協力していきたいというふうに私は思いますが、まだこれは私個人のあれですので、議会としてどうのこうので、議長と相談したい、させていただくということでこの質問を終わらせていただきます。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 私は、空き家対策条例の制定をということでございます。この件につきましては、平成24年の6月議会での一般質問で宮下議員のほうからも老朽化放置家屋対策についてという質問もされております。その節、町長のほうから対策のガイドラインの策定を進めているところでございますというようなことで、また検討いたしますという答弁でございました。あれから約2年がたっておりますが、その後情勢がいろいろまた変わりました、当時は県内ではこの空き家、空き

地条例の適正化に関する条例といいますか、これを制定している市町村というのはごくわずかか、ほとんどなかったかと思いますが、今現在は昨年12月現在で約13市町村が制定で、その後各地でまた制定の動きがございます。というのは、それだけもう情勢が非常に大変になってきておるといふことでございます。

当町につきましても、2年前の4月のあれは爆弾低気圧といいますか、すごいのがございまして、まだ一部には当時の建物が撤去されないで放置されているというふうなこともございます。その前に、平成25年9月に街並み景観推進協議会さんのほうで調査いたしました。これは、海岸地区だけでございますが、697軒のうち空き家が113軒あるということでございます。当時から見ますと、また若干増えているかもわかりません。そのほかに空き地が177区画あるということでございます。これは、海岸だけのものがございますが、面積的には件数的にも旧西越地区のほうが多いわけでございますので、この辺の状況をどの程度町のほうで把握されているのか、それをまずお聞きしたいと思っております。

お願いいたします。

〔何事か呼ぶ声あり〕

○9番（三輪 正） 今通告文にないというような話聞きましたけども、私は通告文にそれ載ってなくても、当然これをやるからには現状把握というものがまず第一歩かなと思って質問したわけでございます。

それは、さておきまして、そういったことで多分あるかと思うんで、私が知っている限りでもかなり空き地、空き家ございます。それで周辺の方は、かなり困っておると。すぐ隣のうちの屋根が穴があいて、風が吹くたびに何か飛んでくるとかいうふうなことがございます。

それと、問題はだんだんこれから相続の関係で一番今困っておるわけでございます。昔は、相続となると、極端に言えば少しでも財産が欲しいというようなことがあったかと思うんです。最近いろいろ聞きますと、管理が大変だから財産は余り相続したくないというふうな形でございます。中には、町に寄附をしたいというようなこともあちこちから聞くんですが、町もこれ受けても、これはなかなか使用する、必要なところであれば町もありがたいというふうにも多分なるかと思うんですが、そうでもないんで、非常にこういうふうなものが増えてきておるわけでございます。その辺のことで、町長、この辺をどうちょっと考えておられるか、それちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 質問要綱いただいている空き家対策条例についてお答えをします。

この件につきましては、今議員さんがおっしゃるように、13市町村が制定をしております。24年にも見附市が空き家等の適正化に関する条例を制定してから県内も動きが出てきているところでもあります。未制定の市では、担当部署も決まっておらないというところもあると聞いておりますが、

やはりいろいろお話がございしますが、個人の財産についてどこまで行政が踏み込んで対応できるか、最終的には先ほどもお話がございせんが、税金も投入できるか、やるべきものかなど、限界がたくさんございします。そのようなところもありまして、未制定のところでも二の足を踏んでいるところも聞いておりますが、本町におきまして過去に宮下議員さんからご質問をいただきまして、条例は制定はしておらないが、行政対応のガイドラインを定めまして、個々のケースで相談対応しておるといのが実態でございします。

先ほど見附市と言いましたが、見附市におきまして所有者や名義人は何代も前の人で、今三輪議員さんがおっしゃったとおり、子は既に見附市の縁故のない、もしくは相続人が十数人おり、市の呼びかけに応答がない、返答がない、またそのような筋合いはないと対応を拒否される事例がたくさんあり、当然そういった物件については対応できないものもたくさんございします。また、あくまでも個人の所有物であり、自治体がうかつに手出しができないと、あるいはまた代執行で撤去したといたしましても、その費用を回収することはできないなど、条例を制定しても問題の解決に至ってはいないという心配が常にあるものであります。全く本町においても同様のケースが出ております。本町も条例制定、それと同様に他への被害防止、危険防止のため、建物の最低限の保存措置とロープ、ネットをかけて対応している事例があります。25年も1件対応しております。今後も同じケースが出てくると思われます。粘り強く対応してまいりたいと思っております。

また、行政区などから相談のあった空き家については、地域と一緒にして庁内で横断的に情報を集め、関係者に連絡して対応を要請しているところでもあります。今後は、見附市議会からも先進的な取り組みをされている団体から課題や法的な対応、現地対応など、直接現場のやりとりを伺いながら、実効性のある条例制定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほどお話がありました、どこの市町村も特に相続の問題、これは国レベルで考えてもらわなきゃならないというふうに感じております。

○議長（山崎信義） 三輪議員に申し上げておきますが、通告書に沿って質問してください。

9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 原則的には、私はそれやっているつもりなんです、申しわけありませんでした。

それで、今町長のほうから制定のほうに向けてということで、前向きな答弁をいただきました。それで、実際すぐお金が町の経費が出るとかいうことは、それは次の段階になるかと思うのです。その前に、私はとにかくやはりそういうふうな土地、空き地、空き家を持っている方がまず認識してもらおうような形が大事かと思うんで、特に先ほど言いましたように、誰も相続をしないと何年も放置していられると、じゃ何かあったとき、じゃ誰に連絡すればいいんだかというようなこともありますし、そういう関係者の方も意外と、いや、俺は関係ないやというふうなのが意識として非常にあるんじゃないか。そういった意味で、条例をつくることによって、町のほうがそういったの

はやっぱり実態を調べていただいて、あそこの空き地については、これは誰々のもので、今は相續がこうなってんだというようなことで、非常にこれは地域の方困っている例がありまして、私の聞いたところだと、うちが、庭、家屋が余りにももう草ぼうぼうで、木も生えてきて、周辺じゃとてもじゃないけれども、おっかないというか、それこそけものすみかになるとかということで、昨年の秋何人かで草刈りをしたというふうなことを聞いておりますが、それも持ち主の方に連絡がつくかどうか分からないうちでやっているというふうなことでございますので、こういった事例がまだまだ増えてくるかと思っておりますので、ぜひ制定を来年なんて言わないで、何とか再来年じゃなくて、26年度くらいに何とか制定していただいて、これは内容につきましては、各町村、条例の内容はいろいろかと思いますが、実際のお金を出して処分をするというのは、本当にその後の段階で、まず皆さんにこうだということに関係者の方から認識してもらおうという意味でも私は制定は必要かなと思っております。

それともう一つ、以前から当町は、空き家・空き地情報バンクというものがございますけども、こういったものも早目にもし例えば放置するのであれば、何年もたってから空き家バンクに登録とかいっても、なかなかこれは借りる方なんかいないと思うんですが、でも即というか、そういう事例が発生して間もないものであればそう傷んでいないと思うんで、場合によっては負の財産がプラスの財産になるという可能性もあるかと思うし、町の今定住等も一生懸命今働きかけてやっているわけですが、そういった関連もあるかと思うんですが、その辺の考えは。町長さん、お願いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのおっしゃるように、空き家バンクと条例制定のリンクをいかにするか、それを定住促進につなげるべきじゃないかと、全くそのとおりだと思いますが、今町も町内から世帯全員が転出または死亡で住む人がなくなったという場合は、手続に窓口に来られた場合は必ずその家の管理者の連絡先、また町内の身寄り、知人を申告してもらいまして、何かあったとき連絡とるような体制をつくっております。平成25年は、この件が23件聞き取りを行っております。これは、窓口以外の課でも情報を共有する体制を横の連携をとっておりますが、中にはなかなか現実的には難しいケースもありますが、これはもう当然のことと思うんですが、しかしながらもっと早くからこのような体制をとる必要があったと思っておりますが、これ以上の危険家屋を出さないためにも、三輪議員がご指摘のように、事前にきっちりと対応をしてまいらなきゃならんというふうに思っております。

また、この聞き取りの際に貸し家とか売り家などとしてバンクを利用してはどうかとお願いし、登録も進めておりますが、議員の言われるとおり、空き家の有効利用として丁寧な説明をしているところではありますので、今後ともこういう状況が増える可能性は十分あるかと思っておりますので、単に空き家になったからというんじゃなくて、活用できるものはできるだけいろんな皆さんから活用していただけるようなやっぱり町も知恵と努力をしていかなきゃならんというふうに思っている

わけでございますので、いろいろなこれは個人の所有財産というものの中に公の立場で余り立ち入ることもできない状況もございますが、できるだけ相手側もよし、あるいは町もよし、近隣もよしの十分な体制がとれるところは十分体制をとりながら、ご指摘のようなことのないように最善の努力をしまいたいというふうに思っていますので、よろしくひとつまたお願いしたいと思えます。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） いろいろ前向きな答弁させていただきました。

それで、先ほちょっと私が質問の中で、通告文にないものを言いました。特に全町的な空き家とか、これはぜひまた今後進めていただきたいなと思っています。本当私もいろいろのところでちょっと情報等を聞くんですが、やっぱり最近相続の方が昔は意外と割と町内だとか県内におられたんで、連絡とるにも非常に楽だったんですが、最近は県外、場合によっては国外という方もあるんで、そういったのが今後の管理ということになると、本当にこれ大変な作業になるんで、少しでも早く情報をとるなりしていただけたらいいかなと思います。

それで、佐渡市あたりはこれは空き家を、これは佐渡市だと思うんですが、補助しまして、少しでも住めるようなとき、そういったときは条件をつけてですが、ぜひ住んでもらうんあれば、うちを修理するときは多少なりとも町も自治体も援助しますよというふうなこともやっておられますので、その辺ぜひまた研究させていただきたいなと思います。じゃ、この質問はこれで終わります。

続きまして、佐渡金銀山世界遺産登録の取り組み強化ということでございます。これにつきましては、私で平成22年の6月の全員協議会、それから同じく22年の9月の一般質問でも佐渡金銀山の登録についての連携強化ということを一般質問しております。そのときは、まだ佐渡金山が世界遺産になるなんていうのは、まだかなり遠くの話だろうというふうなことでございました。県内もそうですし、県全般で余り盛り上がっておらなかったんですが、ことしの2月の9日に世界遺産推進の県民会議が発足いたしました。そして、議会としましては団体加入の願いがありまして、議会としても加入いたしまししょうということで、この出雲崎町、それから教育委員会、それから町商工会、それから町内では出雲崎郵便局、港郵便局さんが加入されたということで、県外もあるかもわかりませんが、約700の団体等が加入されたということで、新潟市でありました会には町長さん初め議長、それから私も行きまして、町内では商工会の会長さん、それから街並推進協議会の委員長さんも来ておりましたが、一応約600人くらいの参加者で、とにかく新潟県のためにもぜひ佐渡金銀山を世界遺産にということで盛り上がったわけでございます。小林町長は、参与という役職につかれたわけでございます。そんなことで、これから全県的に盛り上げていくかと思いますが、今後出雲崎町、ただ頑張りましょうじゃなく、具体的に何かこういうふうにしまししょうというふうなことがありましたら、そのとき私もぜひつけてくださいということで、バッジそれからつけておりますけども、そんな何か盛り上がりが必要じゃないかと思うんですが、その辺町長のちょっと考えをお願いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） まず、佐渡の佐渡金銀山世界遺産登録が今後スケジュール的にどう進むのかということをおもって皆さんもご承知とは思いますが、改めて情報を共有しておきたいと思うわけですが、これは2016年、平成28年になります、国がユネスコに対しまして推薦書をまず提出するという段階です。そして、この夏ごろ、エコモスというのがあるんですが、このエコモスが現地調査に入るというのが今後の予定です。最終的には、平成29年の6月ごろに世界遺産委員会の審議を経て世界遺産に登録するかしないかの決定がなされると、本当にスケジュールはもう決まっているんです。そういう中に、今三輪議員さんがおっしゃるように、さらにこれを全県的にひとつ盛り上げて、何としてもスケジュールどおりに、究極は佐渡の金銀山の世界遺産登録に向けて頑張ろうというところで県民会議、推進県民会議が発足したという過程でございます。

既に着々ともう準備は進めているわけですが、その中における出雲崎と今議員さんのおっしゃるようにならざるべきかということにつきましては、これはもう言うまでもなく、佐渡金銀山との町のかかわりというのは、金銀が荷揚げをされて北国街道で江戸に運ばれたという一つの拠点となるわけでございますので、これは佐渡とは切っても切れない面がございます。今までにもそのかかわりを十分持って対応してまいりましたが、いよいよ具体的になってまいりました。先ほど三輪議員さんおっしゃったように、参与の就任喜んで就任をさせていただきましたし、当日甲斐市長ともいろいろと今後の進め方、町としての対応をどうすべきか、また市長さんからもいろいろ要請があり、私も話をしました。その結果、担当からうちの産業観光課に町長との話し合いも進めてあるので、お互いに具体的に今後さらにひとつ関係強化をして、この世界遺産登録に向けて頑張っていこうと、いろいろのことをひとつやってみようという文書も届いております。そんな関係で、私たちもこれからは全力を挙げて取り組んでまいりたい。既にスケジュールは決まっているんですが、そのスケジュールどおりに事が運ぶように、もう最善を尽くす、我々の町がどういう要請があるか、町も積極的に働きかけながらやっていきたいというふうに思っているわけですが、今申し上げましたようにこれから具体的にまた連携をとるための、いろいろな具体的な行動についても打ち合わせをしてみたい。

さらに、新たに観光用名刺の台紙、シールも作成いたしまして、その中に佐渡を世界遺産にというロゴマークを使用するように考えております。台紙ができましたら、また議員各位にもご案内申し上げますので、できましたら名刺の中にそれをひとつご用意いただければ幸いです。改めて申し上げますが、世界遺産に記載されれば当出雲崎の歴史的な背景もありますので、天領の里あるいは町の中、町全体の観光、また注目を浴びることにならうかと思いません。千載一遇のチャンスと心得ながら、全力を挙げてまた議会の皆さん、町民各位のお力添えをいただいて、スケジュールどおり事を運ぶようにあらゆる角度からまたひとつ行動してまいりたいというふうに思っているわけでございますので、また議会各位におかれましても、ぜひひとつまたご協

力もいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 町長のほうからいろいろ前向きな答弁いただきまして、本当に非常にこれ出雲崎にとっても今後プラスになるんじゃないかなと考えております。ただ、一般的にはなかなか佐渡金山は出るんですが、じゃ出雲崎のかかわりということになると、意外と知らない方、知っている方というのは少ないんです。だからこの際、もうとにかく金銀は100%出雲崎の港に上がったんだということ、よく聞かれるのは寺泊だろうという方が結構いるんです。いや、そうじゃないと。寺泊一回もないはずで。100%出雲崎のはずです。そういったところをもっとPRをすべきだと思うし、たまたま今甲斐市長さんの奥さんも出雲崎の方でございますので、その辺の結びつきが非常にいいかと思います。

それで小木は、港はことし開港400年でございます。それでなぜ小木の港が開かれたかということ、当時の佐渡奉行の大久保長安がとにかく出雲崎に一番近いいい港は小木なんだということで佐渡が決まったというふうになっておりますので、ことし5月10日の式典を初めいろいろのものが予定されておりますので、またこの辺出雲崎としても連携できるところはやったほうが今後非常にプラスになると思いますし、また北国街道もここから北国街道を経て江戸まで運ばれたわけですので、そういう関連も出てくるかと思います。

それと、最後ひとつお願いですが、出雲崎の佐渡金山の関連としましては、例えば代官所跡ですか、それから金銀御用小路ですか、それと佐渡金山の絵巻、これは天領の里に1つございますし、あとは一番メインなのは御金蔵だと思うんですが、以前もかなり何十年も前ですが、たしか榎谷組さんのあの周辺で発掘されたというふうに聞いて、それが確かにそうかどうかというのは私はちょっとわかりませんが、何かその辺に掘らなくてもここだというのがわかれば、そこに御金蔵跡の例えば石碑を建てるとかいうことであれば、出雲崎を訪ねた方も、ああ、佐渡金山の関係でこういうのがあるんですねというふうなのがありますので、その辺もぜひ考えていただきたいと思ひまして、最後も町長その辺もちょっと考えぜひやるというようなことでお願いしたいと思ひます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今三輪さんのおっしゃるように、佐渡と出雲崎のかかわりというものにつきましては、いろいろなメディアを通して、本当に金銀は出雲崎上がって、そこにおいて佐渡より運ばれたという大きな拠点は出雲崎だったということをやっぱり情報発信をしていかなきゃならんかなと思ひているんです。それには、やっぱりそういう一つのいろいろな今おっしゃるような歴史的な事実、背景をしっかりとしなければならんというふうには思ひています。御金蔵跡についても、かつて相当調査をして、ある程度確定をしたんですが、それについてまたいろいろ意見もありまして、実際にはいいところまでいったかなと思ひたんですが、ちょっと確定ができなかったという事実もござひます。歴史は、つくられるんじゃないんですが、そういう歴史的な事実があるわけですか

ら、出雲崎その金銀上がった、それを一時保管する御金蔵というのもあるんだよという、何かこれはもう間違にないんですから、ただどこにあったかというのは、史跡の事実としては確認できない。これは事実なんです。だからそういうものは事実あったんだという、何か実証する、何か形としてそういうものも復元というよりも、復元たって大変ですから、そういう一つのものをおいでいただく方々にもやっぱり知ってもらおうというようなことも必要かなというふうに考えていますので、今おっしゃるような佐渡とのかかわり、その中における出雲崎との歴史的な背景、その事実関係をしっかりとまた来た方々からご理解いただくようなあらゆる努力をしていかんきゃならんかなというふうに思っていますので、またそれなりの町の今そういう歴史的な事実に基づいた、いろいろな意味の環境づくりをしておりますので、大事な時期でございますので、また前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長さん言われたように、ぜひ今後進めていただきたいと。
質問を終わります。

◇ 高 桑 佳 子 議 員

○議長（山崎信義） 次に、4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） それでは、私のほうから最後になりますが、地域力を高めるための施策について、これをお聞きしたいと思います。

人口減少や少子高齢化、先の見えない経済不安など、これまでに経験のない新たな時代を迎え、地域を取り巻く環境は大きく変化してきました。地方の自治体は、人口減少に歯どめをかけようとするさまざまな対策をとっており、出雲崎町もそうですが、一定の効果は上げているものの、自然動態の大きなうねりは努力で必死につくった社会動態の波をいとも簡単にのみ込んでしまっているのが現状です。必ず来る超高齢化社会を乗り切るために、今地域の力をつけていかなければならない大切なときだと考えます。これから少数の若い世代が多数の高齢者を支えなければならないのは、何も年金制度だけの話ではありません。行政においても、支援機関でも同じことが言えるはずです。少ない人数になればなるほど地域で見守る、地域で支え合うということが重要になってきます。お年寄りだけでなく、子供も働く世代もみんなが地域で助け合って生きていかなければならないと思います。

地域力とは、難しい言葉で言いますと、地縁組織等の多様な主体が一体となって、地域の課題解決に取り組む力とされています。つまり地域集落の結束があればそれでいいわけではなく、それぞれの地域や組織が自分たちにできること、できないこと、得意なこと、足りていないもの、このようなものを地域資源といいます。これを出し合って、それぞれの地域の課題解決に協力し合っていかなければこれからは大変になると思います。しかし、ゆとり教育は個性を重視する風潮を推し

進めて、地域の人口減少、高齢化とあわせて若い世代の流出が進み、地域の結束力が低下しているのもまた事実です。出雲崎の将来を考えたとき、今こそ地域の結びつきをより強くするために力を入れていくべきと考え、これからの施策について次の3点を一括で伺います。

1つ目は、人材、人についての課題です。地域コミュニティ活動を活性化する上で、それを牽引するリーダーなどの中核的人材の存在や実際に活動する多くの地域住民の存在が重要です。しかし、多くの地域や組織で高齢化や後継者不足、参加者の固定化、減少などで人材不足に悩んでいます。例えば出雲崎町には、企業や団体を退職されて、豊富な知識や経験をお持ちのシニア層の方々も多くいらっしゃいます。その方たちは、既に地域の中心として活躍しておられるわけですが、多くの地域の活動に課題を感じながらも、その課題を具体的に共有したり、解決策を話し合ったりする場が限られているように感じられます。セミナーや情報交換会などの開催で、すぐに効果があらわれるわけではないかもしれませんが、意識の啓発、意識改革は今とても重要なことなのではないでしょうか。県や長岡、柏崎などの近隣市町村でもセミナーが行われています。県開催のセミナーへの参加は、出雲崎町として大丈夫だと思うんですけども、長岡市民、柏崎市民が対象のセミナーもあります。出雲崎町民がそういったセミナーに参加できるようにできないでしょうか。また、参加費、交通費などの補助をすることも考えられないでしょうか。情報を流して、参加を募り、地域活動に係る人材育成や質の向上を図っていくことが必要と思いますが、それについて伺わせていただきたいと思います。

2つ目についてです。2つ目は、資金、金の問題です。地域コミュニティ活動を活性化させる上で、自主的な活動、運営資金の確保、その充実化は不可欠なのですが、多くは会員からの会費や町からの補助金による収入に依存しています。自主的な資金調達の確保は、ほとんど行われておらず、何か事を起こそうというときは、必ず資金繰りに悩むこととなります。そして、それが地域活動の活性を阻害する要因にもなっていると考えられます。出雲崎町では、地域づくり活動を応援しますということで、対象経費2分の1以内、15万円程度の補助があります。対象事業も幅広く、とてもありがたい制度だと思います。県でもさまざまな補助金の制度がありますが、いつ、どのような助成金の募集があるかは不定期ですし、また大変にわかりづらく、NPOのように資金調達も一つの仕事として捉えていないと、ほとんど見逃してしまうと思います。

例えば隣の長岡市では、市民協働センターというところが行政とNPOとの協働で運営されており、自発的活動に関する相談業務やほかの団体や企業及び行政との橋渡し、そして補助金に関する相談、照会もここで行っております。補助金について言えば、登録制で関係する補助金の募集があった場合には通知するシステムになっているようでございます。出雲崎と長岡では、もちろんボリュームが違いますから、同じようとは思いませんが、県や国、町の支援情報を発信できる窓口を設置できないか、また一つ目のセミナーとちょっとかぶりますけれども、実際の活動例や自主財源確保のノウハウを提供することはできないかということについてお聞きしたいと思います。

最後は、3点目、サロンのことについてです。地域活動を活性化させるために、人と人のつながりを数多くつくらないなりません。それには、何といても顔を合わせる機会をたくさん持つことだと思います。形や方法にはいろいろありますが、住民の皆さんからも要望のあるこの地域のお茶の間の設置についてです。サロン事業としては、町でさまざまな企画をして、現在9カ所で実施しているとのことですが、もちろんこれからも力を入れていただきたいと思います。そういった月2回の実施されるサロン事業とは別に、いつでも誰もが利用できる地域のお茶の間、こういう場所を提供できないかと考えています。既存の施設にそういった部屋を設けるとか、今ほど三輪議員が質問されましたが、その空き家の利用をするとか、どのような場所で、またどのような形でというのはいろいろ考えられますが、ぜひそういう場所があるといいと思います。

以上、3点ですが、施策についてお聞かせください。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 冒頭に高桑議員さんの非常に貴重なご意見を承っておりますので、ちょっと過去にさかのぼって、この出雲崎町がどういう今高桑さんがおっしゃったようなことを実践してきたかというのを、大きな成果があったということを申し上げたい。

私は、皆さんのお力添えで昭和63年町長になりました。直ちにこの町をどうするのかということで、地域をみんなで考える地域おこしの委員会というのを発足しました。これは、36人の皆さんから参加いただきましたが、この中で三輪さん、諸橋さん、中川さんがおりました。このみんなで考えるまちおこしの会、これはすごかったです。1年間に60回の検討会、2回のセミナーやっただけです。これは、すばらしい成果でした。そして、これからの町づくりに観光はどうあるべきか、インフラ整備はどうあるべきか、もういろいろ提言いただいて、これが全くいきました、私は。私は、これに忠実にやってまいりました。これは、大きな成果でした。だからこういう今おっしゃること大事なんです。そして、町においては、なかなか厳しい。それじゃ、その36人衆の皆さんがどんな意見を提案した。私は、このみんなで考えるまちおこし委員会の提言を受けまして、この352の中永線の開通、それから中永トンネル、これを何としてもやろう。そして、天領の里観光拠点、これは前の町長さんの発想も全部がらりと白紙に戻してやっただけです。お叱りを受けましたが、しかしこれはそういう各種代表の皆さんのご意見でした。私は、それを忠実にやった。

そして、もうバブル華やかかなりしころ、この海岸地区からこっち、村部に入った地域を全部買い占める動きがありました。これは、町を二分しました。そのときになぜそれを阻止できたかということは、私はそのときの提言をいただいたこの出雲崎町全体を海浜ゾーン、丘陵ゾーン、中永線通りゾーン、駅前地区ゾーン、この設定の中にこれからの町を開発を考えなさいという提言をいただいた。私は、その丘陵ゾーンにおける良寛の里を中心として、あの丘陵のすばらしい景観をいかにするか、これが提言だったんです。だから私は、もう徹底的なお叱りを受けました。こんな200億、300億の開発をなぜ町長は受けないのかと。しかし、私はだめだと、私の考えじゃない。36人衆の皆

さんが長年時間をかけてできた答申、考え方を基本にしてんだから、この基本に沿ったのは私は受け入れると。大成功でした。全くこれ私の考えじゃない。最初に私は、36人衆を立ち上げた。その皆さん方の提言、これを忠実に守ってやってきたことが今日の出雲崎につながっていると私は思っているんです。

ということは、今高桑議員さんがおっしゃるこの人材育成、このものが大事なんです。私は、そのときに、私はちょっと記録を見たんですが、私はそういうふうにもうきちっと申し上げたことが書いてあるんです。自分の生まれ育った地域に誇りを持って、そしてお互いがこの町に住み、この町をいかせん、どうするのかというそれぞれの提言を持ち上げた中における町づくり、そのための人づくり、これは基本だと私は書いてあります。やっぱり私は、当時を振り返って間違いなかったと思うんです。今高桑さんがおっしゃることは、それと同じことだと思うんです。

今私たちも時代が変わりました。そういうような組織を立ち上げてやっていくというのは、なかなか厳しい、状況は変わりましたが、それに変わるべきものとして私はそれなりの対応をしてみたいというふうに思っているわけですが、最初のご提言でございますところ、リーダーの発掘ということでございますが、町も今私が申し上げました、そういう会を立ち上げて大成功でした。その後、夢ふうせん、あんたもかかわった、非常に活発に動いた。しかし、そういう時代がちょっともう社会背景、経済背景が変わってきたんです。そういう意味で、大変厳しくなっている。その中において、町を今その中におけるあの災害を通して、地域組織、これも大体もう98%いってるんですか、98%ぐらいいってるんです。そういう一つの自主組織づくり、そういう拠点を地域におろすということとあわせて、また個人の皆さんを触発しながら、やっぱり防災士、そういうものをしっかりと受けとめてもらいたいということで、今防災士も8人もう防災士が誕生しました。

そして、このリーダーの発掘については、私は今どういう手法でどうするかというよりも、やっぱりそういう例えば今これから私たちが駅前地区でつくろうとする子育ての集合住宅を建てるプロポーザル、間もなく各社出てまいります。その審査員には、若い人たちを積極的に登用してあります。そういう人たちから参加してもらおう。自分たちがその中に参加して提言をしながら結論を出し、それがもし仮に成功すれば、ああ、これは我々の力だぞという、そういう力というものが湧いてくるんです。だから具体的にどうするんじゃなくて、徹底的にそういう委員会なり、いろんな町がこれから検討する中に若い女性とか、将来そういう人たちを参加してもらおう。例えばあんたも入っている子育て支援会議、これもやっぱり単なる肩書じゃないです。やっぱり現実にそこにかかわって、そういう積極的にご意見をいただいた、そのものを積み重ねなきゃならんということで、そういうことを私たちに向かって、これはやっぱり人材発掘です。そういうものにしないで、具体的にどうするよりも、日常活動なり、いろいろな一つの事例、事例の中で人材育成をしっかりと構築し、その人たちがしっかりと意識を持って行動してもらえば、また点が線となり、面となるということにな

ってくると思うんです。そういう意味で、これは大事なことです。大事なことですから、私たちも積極的に取り組んでまいりたい。

また、例えば嘱託員も、今嘱託員です。今度は行政区長さんということになる。行政区長さんとは単なるで、取り次ぎをしてもらうんじゃないで、地域のいろいろな問題に対してご提言をいただいたりというところまで頑張ってもらいたいというようなことで、これも一つの人材興しの私は一翼になるんじゃないかというふうに思っております。

さらに、個人単位のなかなかグループもできないわけでございますので、例えば地域なり皆さんのほうで何を考えたり何をしたい、何かのついでに講演会、研修会をしたいというような小さなグループの集まりがあれば、町は積極的に支援をしてまいりたい。要するに、行政指導がこういうことをやるから皆さん頼みますよというんじゃないです。自然発生的に、よし、やってみようかという人たちのその意思、行動力というのが大きくなるんです。行政指導もう終わってるんです。だからそれを触発をして、何とかひとつ協力してもらえよう働きかけをしますが、何もかにも行政がつくるんじゃないです。やっぱりそういうような中に、自然とリーダーも生まれながら、それがまたさっき申し上げるような大きな体制に有効な、非常にすばらしい会といたしますか、きずなが生まれてくるんじゃないかというふうに私は思っております。

さらに、セミナー、意見交換、経験豊富な活動、シニア、老馬知道という言葉があるよね。老いたる馬は道を忘れず。もし仮に、これは昔からの言葉ですが、老馬知道というんですが、老いたる馬は道を忘れず。例えば道に迷ったときは、その馬を放てば、その馬の後ろについていけばおのずと正しい道にたどり着くんだということは昔から。ということは、昔ながらの経験豊富な皆さんを大事にしながら、またそういう経験なり知恵を生かしていかなきゃならんということを伝えている。これは、全くあんたおっしゃるとおり。だからきょうもご年配の方一生懸命こうして傍聴していて、これはすばらしいことだと思う。こういう皆さんの力がなきゃだめなんです。若い人ばっかじゃだめなんです。こういう人たちからそういう生きた体験を後世に伝え、また人材育成につなげていくということが大事なんです。そういうことで、これからは私はやっぱり積極的に、私どもは大分年をとっていますが、年なんか感じません。もう前向きに、ひたむきに努力しかない。皆さんそうです。そういう意味で、おっしゃるとおりです。こういう経験豊富な皆さんのご意見、体験をしつかりとこれからは行政の中で生かすということは、本当に私は貴重なご意見としてやっていかんきゃならんというふうに受けとめております。

また、ネットワークとかいろいろございますが、ネットサプライの皆さんもおられますし、だから要は町もそういう人たちからボランティア的なものでいろいろ頑張ってもらっている。例えばそういう中に、ネットサプライでも雪おろしができない、そしてよそから来た人が入って、そういう人たちはもう経験があるから雪おろし、ことしは案外少雪でしたからなかったですが、そういうこともあるんです。そういうものを通して、やっぱり組織的にあれをしていかなきゃならんとい

うふうに思っています。

そして、市町村と人的な交流、情報交換ということでございますが、かつては長岡広域行政組合などありまして、いろいろな意味で13市町村で構成してあったんですが、いろいろ参加交流多かったことも記憶しておりますが、現在は定住自立圏に形を変えておりますし、事業内容も非常に変わっておるといところでございますが、しかし分野ごとにどのような交流があるのか、もう一度整理をしながら、積極的に長岡なり、あるいは長岡市の合併されているかつての町村とも情報交換なり交換の場と、現にこの前もゲートボール、近隣の皆さん相当大勢集まって、毎年出雲崎で行っていただいておりますが、火災の翌日でしたので、私ちょっとその日でしたので、ちょっと私行く予定でしたが、ちょっと出られなかったんですが、非常に盛会だったということも聞いています。こういうものも私は大事なことじゃないかなというふうに思っております。

2つ目の地域活動資金の確保ということでございますが、これにつきましても町の体制といたしましては、専用の窓口というのはなかなか職員数の状況から無理な状況にございますので、地域づくり推進事業、このメニューを議員さんの言われるとおり、資金援助になるかなというふうに思っています。その助成制度を取り扱っておりますが、非常にこれは活用されています。非常に喜ばれています。そういう意味で、今後もまた皆様方の地域をよくするためにどうあるべきか、それに対しては支援をしてもらいたいというときには、ひとつ十分でなくとも少なくとも何とかその一翼を担ってやっていきたいと、ご相談いただいた上で整理をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、もしそういう希望集落なり団体がありましたら、ぜひおいでいただきたいなというふうに思っています。

サロン等の交流の場の活用ということでございますが、現在おかげさんで9会場ございまして、私もいろいろのところへ呼ばれます。これは、すばらしいです、やっぱり。そういう方々が集まって、本当に自分たちが持ち寄って、お茶を飲みながら、そういうつくったのを食べながら、物すごくいい雰囲気です。懇談されていますが、これは私はやっぱりもう少しどんと増やしていかなければならないかなと。これは、いいことだと私は思います。そういう意味で、これからもやっていきたいと思いますが、今また駅前にそういうのもつくりますので、それらも拠点として使ってもらいたいなというふうに思っていますし、また希望があればそういうサロンの集会場所なりを町として適当な場所をひとつ提供するようにしながら、頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしく。

ちょっと私も総括的に申し上げたんで、また個々について何かありましたら、ひとつぜひご質問ください。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 町長の熱い思いを聞かせていただいて、ちょっと圧倒されましたんですけども、まず人の問題、人の課題についてなんですけれども、冒頭におっしゃられた以前の地域おこし、

みんなで考えるまちおこし委員会ですか、その後のいろんなイベントをやっている地域おこしのほうにもかかわらせていただいて、あのころは若かったせいもありますけれども、本当にもう体が冷え切るぐらいまで寒いのに外で、それでも議論がおさまらなくて、話がおさまらなくてやっておりました。町のことをこれから町はこうなったらいいとか、あんなだったらいいとかということを実際に熱く熱く語ったところがあり、本当にいい経験をしたなと思っております。ただ、今若い方たちがそういう熱い思いを吐き出す場所があるのかどうかということになると、どうなんでしょう。今そういうような何かをぶつけるというようなものがないような気がいたします。ぜひそういう話し合いやぶつかり合いやコミュニケーションをとっていった中で、初めてやっぱりそういうリーダーの育ちあるいはそういう方向性というものが見えてくるということはあると思いますので、その前段階としてやっぱりいろんな場を提供していくことをどんどんやっていかないといけないと思います。

その次におっしゃられた金の問題なんですけれども、窓口を設置するのはどうしてもやはり難しいということは、私もそうではないかなとは思いますが、ただやはり県からおりてくるいろんな補助金の制度がなかなかいろんな団体に浸透しないということは、これはやはりいろんな町の地域の活動のやっていく上では、非常に問題なのではないかと思えます。例えば去年の12月なんですけれども、新潟県の地域支え合い体制づくり事業補助金というのがございました。これは、私も終わってからわかったことなんですけれども、かなりの多数、100団体ぐらいを予定しているというふうに書いてありましたけれども、かなり大きい助成だったようで、対象としては自治会、NPO、それから社会福祉協議会のほかに老人クラブあるいは企業までが対象になっている、補助としては10分の10、つまり全部上げますよという補助がございました。私これはすごいなと思いましたが、私が存じ上げているところでは2団体、かなり結構申請は大変なのよねと言いながら、やはりやったような経過もございます。何か事を起こそうというときに、本当にお金というのは一番の悩みどころなわけですので、やはりそういう県とか国とかあるいは町はもちろん広報や何かで教えていただけるんですが、何かそういうものの窓口あるいはここに行けばわかる、ここに行ったらどこに聞きなさいと教えてくれる、そういう窓口でもいいと思うんです。その窓口が全てのことを把握、掌握して指導から何からやってくれるということは、ちょっと難しいと思うんですけれども、ここに例えば産業観光課に行ってくださいとか、町民課に行ってくださいとか、町民課の誰それに聞いてくださいとか、そういうふうな一本化の窓口で私は構わないと思うんですが、やはり何かがあったときに、何かここに行けばわかるという場所が私はあるといいと思います。ぜひそういうことについては、ご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとサロンについて、確かにあちこちでそういう事業のサロンをやって、非常に盛会だったというのを聞いております。ただ、声として上がってきているのは、気軽にいつでも利用できる場所、気軽に行けば誰かがいるような場所、そういう場所が必要なのではないかというふうに考えます。

例えば中央公民館の一角をそういうお茶をいつでも飲めるような場所にしてもいいような気もいたしますし、方法とかもいろいろございますし、もちろどこか提供いただいた空き家の前のほうを活用して、誰かが行けば誰かが来るといような場所であってもいいと思うんですが、何かみんなの横のつながりを強くするための場所が出雲崎には欲しいと私は思っております。これからいろんな形で、こういう地域づくりの事業や何か、今県も本腰を入れているようですので、これから進んでいくと思いますが、町としてやはり何が大事か、何をどういうふうに進めていくべきかということをしっかり見ながら見通してやっていただきたいと思っておりますので、ご答弁はいいんですが、ぜひよろしくお願いします。

○議長（山崎信義） 町長。まとめてお願いします。

○町長（小林則幸） 3点ほど問題があったと思うんですが、まず若者のエネルギーを発揮する場をつくるべきだ。私は、最近ここに課長さん皆さんおられますが、ある大きな問題あるいはいろいろの問題を提起するときは、まず私は役場グループ内で若手を糾合しながら意見を聞きなさいと、やるんです。そうすると、答えは、ふだんは静かにしておる人たちがそういう会議になると、活発な前向きな発言するというんです。ああ、すごい、やっぱり人材あるんですね。これは、庁内にありますよ。おるんですが、残念ながら今のそういう機会なんかないというところに自分たちが持っている本当の才能発揮できない。それは、働かなきゃならない、いろいろな問題あると思うんですが、私はやっぱり庁内でそういうのを時々やるんです。これをひとつ課の若手の皆さん、意見聞いてみてくれないかということちょいちょいやるんですが、そうすると答えは、もうすばらしい意見が返ってきますが、中に私は報告受けているんですから、全くふだんはしゃべらない、静かにしている人が物すごい前向きな発言するんですって。それがやっぱり私は大事だと思うんです。そういう機会を与えないと、なかなかその力が発揮できない。だから私は、これは庁内だけじゃなくて、町内にもそういう輪を広げていかなきゃならんと。これから皆さんとまたよく相談しながら努力してまいりたい。

金の問題ですが、先ほどのまちおこし委員会で、私はそのとき記憶に残っているんです。お金というのはなぜ必要とするのか、どういうところに使うのか。地位とその熱意がないお金は必ず結果を生まないと、そういう意見があったのを私は本当に受けとめているんです。というのは、残念ながら先ほど来から話題になっておりますヒラメの養殖場の問題も、あのスタートラインで皆さんがヒラメ生産組合を上げてわかったというんじゃないんです。物すごい波乱あったんです。私は、しっかりと受けとめています。生産組合の中で物すごい意見があった。すごかったんです。それは、やっぱり補助金が入るからやれ、どうでもいいからやれ、それじゃやってみようかということは、結果的には失敗に、今回のあの問題起こった。これは、事実あったんです。私は、作り事言うんじゃないです。私は、ちゃんとわかっているんです。そういうもんです。だから単なる補助金を出せばいいというんじゃないです。そのお金をどう使うのかという、使う人たちが熱意と知恵を出して

使うことによってお金が生きるんです。そういうお金を使っていただくようになったら、町は前向きに対応していきたいというふうに考えています。

サロンの問題、確かにそうです。私が出ているところはほんの気軽に皆さん集まっています。そして、冗談言って、私なんか行くと徹底的にやられます。いいじゃないですか、そういう意見を。というのは、そういう会だから出るんです。気軽に集まっているから、まあばんばんと意見出ます。そういう気軽につくられた会じゃなくて、やっぱり皆さんがよし、こういうサロンつくって、お互いに1週間に1回と言わない、1カ月に2回も3回も集まって、お茶飲んだりやろうやというところに私はすばらしい効果が生まれる。だから私は、さっき申し上げた駅前のところ、本当にやっぱりできたら気軽に寄ってお茶でもコーヒーでも飲まれるような施設にしたいなと考えているんです。そういう意味で、そういうところからやっぱり地域の小さな集団そのものはしっかりと結束をして、人間関係をよくされることによって町全体よくなるわけですから、十分またそういうことも皆さん方のご意見を承りながら対応してまいりたいというふうに思っていますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（山崎信義） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 0時05分)

第 3 号

(3 月 14 日)

平成26年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成26年3月14日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議会報告第4号 諸般の報告について
 - 第 2 議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
 - 第 3 議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 4 議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
 - 第 6 議案第16号 指定管理者の指定について
 - 第 7 議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第17号 指定管理者の指定について
 - 第 9 議案第18号 指定管理者の指定について
 - 第10 請願第 1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める請願書
 - 第11 議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について
 - 第12 議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第13 議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第14 議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 第15 議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
 - 第16 議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 第17 議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第18 議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第19 議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 第20 発議第 1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書
 - 第21 決議案第1号 エコパークいずもざき監視特別委員会設置に関する決議について
 - 第22 議員派遣の件
 - 第23 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議会報告第4号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第1、議会報告第4号 諸般の報告を行います。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。諸橋和史議員から、去る3月8日に開催された2月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

議案第16号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第2、議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について、日程第3、議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について、日程第6、議案第16号 指定管理者の指定について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案5件について、その審査が終了

いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は3月6日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員全員が出席をし、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでございますが、その経過について報告をいたします。

初めに、議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更については、必ずしも過疎債を借りるための変更ではないとの補足説明があり、地域拠点施設の場所と除雪車格納庫の場所について質疑がありました。地域拠点施設については、出雲崎駅前の旧書店の場所で、除雪車格納庫については、ふれあいの里で建設会社敷地付近の側を考えると説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、確認で改正に伴い年間の支給率はどうなるのかと質疑があり、6月と12月の支給率の改正であって、改正後も年間の支給率自体に変更はないと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、当直業務委託料を指定しているのに、宿日直手当が現在も条例にあるようだがと質疑があり、当直は庁舎のみの委託で、避難所を開設したときなど職員が出た場合に時間外手当とはせずに、宿日直手当とするために残してあると説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について、議案第16号 指定管理者の指定については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第11号を採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 指定管理者の指定について

請願第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める請願書

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第17号 指定管理者の指定について、日程第9、議案第18号 指定管理者の指定について、日程第10、請願第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める請願書、以上議案3件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、請願1件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、社会産業常任委員会に付託されました議案3件、請願1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、3月6日午前9時30分より役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、また紹介議員として高桑佳子議員の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、請願第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める請願書では、精神病患者の増加、医師の退職で通常勤務の医師不足などの説明があり、質疑ではどのくらいの医師が不足しているのか、町内に患者はいるのかななどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、議案第14号 出雲崎町簡易水道事業の設置に関する条例及び出雲崎町簡易水道拡張工事分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、出雲崎の人口が5,000人を切ったので、2会計を1会計にするなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号 指定管理者の指定については、管理者からは異議はなかったのか。管理の指名に当たり競合はなかったなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 指定管理者の指定については、電気・水道・トイレはあるのか。営業日、営業日数、年間売り上げ金額などの質疑がありました。また、町民にもっと利用してもらいたいの

で、周知してもらいたいなどの質疑、要望がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について

議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算について、日程第12、議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第13、議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第14、議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第15、議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第16、議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第17、議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第18、議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第19、議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案9件を審査するため、3月11日午前9時30分より本会議場において、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでございますが、その審査経過についてご報告をいたします。

初めに、議案第19号 平成26年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項7目19節負担金及

び交付金の地域づくり推進事業費補助金で、昨年度より減額され、計上されている理由について質疑がありPR不足もあるかもしれないが、平成25年度は4件で60万円の実績だったため、今回は減額して計上していると説明がありました。

3款1項1目19節負担金及び交付金の町社会福祉協議会補助金で、昨年度より増額され、計上されている理由について質疑があり、人件費の増額によるもので、昨年度は正職員2名、臨時職員1名だったものが本年度は正職員3名になるための増額と説明がありました。

3款2項2目19節負担金及び交付金の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について質疑があり、本年度より国が4分の3、町が4分の1の割合で補助し、保育士の処遇改善について行うもので、30人分の予算が計上されていると説明がありました。

4款2項1目19節負担金及び交付金の町ごみ収集箱設置事業補助金について、年度内に1つの集落で1つ分のごみ収集箱設置に対する補助であり、1集落にごみ箱は複数設置されているために、年度内に1集落につき1回の補助では使いづらいのではないかと意見があり、今後検討するとの回答がありました。

6款3項2目13節、海浜清掃事業委託料の増額について質疑があり、10分の10の国庫補助により海浜清掃と海水浴場の海岸線を清掃しているものと説明がありました。

7款1項3目19節負担金及び交付金の観光協会活動事業補助金で、昨年度より増額になっている理由について質疑があり、国際ご当地グルメグランプリでグランプリ受賞もあり、観光PRや名刺の台紙に良寛様の俳句を印刷すること、観光ガイドの養成講座開催に伴うための増額と説明がありました。

また、同節においてきずな実行委員会負担金について、昨年度との違いにつき質疑があり、復興基金の補助金がなく、町の負担が増えるとの説明があり、今後しっかりと考えていくべきではないかと意見がありました。

7款1項4目15節、観光用公衆便所の工事請負費について、イメージと違い金額が高額だが、内容について質疑があり、今後調整することもあり得ると説明がありました。

7款1項5目15節、地域交流施設の工事請負費について、施設の目的、外観、管理について質疑があり、目的は情報発信やサロンのなもので、多目的に考えている。外観については、県産材を使い、出雲崎駅と合った外観を検討している。管理については今後の検討だが、地域の協議会か町営になるのではないかと説明がありました。

8款5項4目15節、住宅建設の工事請負費について、町単費で建設するので、町民も喜びが実感できるものでなければならず、子育て支援のみならず子育て支援センターや育児相談などを行う場所など、周辺施設の整備の配慮も考えるべきとの意見があり、本町は子育て支援についてソフト面は充実しているので、まず子供を生みやすく、育てやすくする環境を整え、そういった施設についても今後検討していきたいと説明がありました。

歳入全般について、19款5項5目、広報いずもぎき実費徴収金について、町外の当町出身者に幅広くPRをしていくべきではないかと意見があり、今後はそうしていきたいと説明がありました。

同じく、良寛記念館物品売払収入で、どのようなものが売れているのかと質疑があり、良寛書籍や遺墨、絵本や紙風船などと説明がありました。

予算書全般で、休止中の大門児童遊園の今後について質疑があり、JA跡地の若者向け集合住宅の建設が進んだ後に、総合的に検討していくと説明がありました。

また、平成26年度予算には、地籍調査に係る予算が計上されていないが、どうなっているのかと質疑があり、26年度は25年度に報告された計画に対し、財政係と内容を精査しながら次年度以降の進み方を協議する年にしたいと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、3款1項1目19節負担金及び交付金の後期高齢者支援金の減額について、75歳以上の方が減少したことによる減額なのかと質疑があり、全国ベースで割合が決まっていて、75歳以上の方が減ったことだけが理由とは言えないと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計については、3款1項1目1節、農山漁村地域整備交付金について質疑があり、26年度に出雲崎地区処理場の機能強化事業に取り組むものと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、下水道の接続率のアップについて質疑があり、25年度は1戸増えました。現在は、文書により働きかけを行っているが、今後4月の行政区長会議の際にもお願いすると説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第27号の議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号から議案第27号の議案8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第20号から議案第27号まで議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第20、発議第1号 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員会委員長（諸橋和史） 新潟県立精神医療センターの休止業務の早期再開を求める意見書。

昨年末、「県立精神医療センターが新規外来受け入れ休止」という記事が新潟日報に取り上げら

れ、当事者・家族、関係者に大きな衝撃を与えましたが、その後、現在通院されている患者に対して、医師の退職に伴い、転院を要請する文書が個別に手渡されました。

それによると、デイケアや訪問看護等を利用している患者以外は医療センターでは今後診療ができないという内容であり、転院先リストが配られました。

精神科は他の病気と異なり、医療につながるのに多くの時間とエネルギーを必要とし、発症から受診まで様々な困難をとまいません。家族はどうやったら病院に連れて行けるか悩み、当事者は変調を感じ、苦しい思いをしながらも、病院に行くことを拒否することが多々あります。

ようやく通院にこぎつけても、症状が揺れ動き外来通院ができなくなることもあります。こうした様々な経過をたどり、漸く信頼できる病院に繋がることができ、安心した地域生活が送れるのです。

今回の、医療センターにおける新規外来休止と成人外来の縮小は、町民の医療を受ける機会を大きく制約することになります。安心して医療を受け、病気や障害を抱えながらも、その人らしい地域生活を送っていくためには医療は生活を支える基本であり、選択肢の少ない中でほかの病院に変わればよいという問題では決してありません。

精神医療センターが中越圏域における精神医療に対する責任を果たし、患者・家族が安心して医療が受けられるよう、以下の事項について要望します。

1. 新潟県立精神医療センターが早期に医師の確保を行い本来の業務を再開できるようお願いいたします。

2. 時代の要請を受けた精神医療の推進と、地域の実情をくみ取った医療が一日も早く実現するように、精神科の医師不足をはじめとする諸問題の解決の取り組みを強力に推進するようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号 エコパークいずもぎ監視特別委員会設置に関する決議について

○議長（山崎信義） 日程第21、決議案第1号 エコパークいずもぎ監視特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ただいま議題となりました決議案第1号について、提案理由の説明をいたします。

名称は、エコパークいずもぎ監視特別委員会であります。

本委員会は、平成11年7月に最初に設置され、調査活動を続けてまいりましたが、設置目的が達成されたとして、平成21年6月7日をもって廃止となりました。しかし、一昨年来エコパークいずもぎの第3期整備が計画され、新たに処分場の建設などが行われようとしております。このため、廃棄物処理場の建設、処理、処分及び管理状況等について、さらなる住民の安全、安心を得る目的を達成するために、資料の回覧や情報の提供依頼及び立入調査等を行い、その調査結果を住民に報告することを目的とし、設置するものであります。

ほかに設置根拠、委員の定数、設置期間、閉会中の調査活動につきましては、別紙に書いてあるとおりであります。お互いが住民に対し、誠心誠意努めることが大切ですので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

なお、賛成者といたしまして、加藤修三議員及び三輪正議員からご賛同いただいております。

以上、よろしく願いいたします。

◎エコパークいずもぎ監視特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま中野勝正議員外2名から提出されましたエコパークいずもぎ監視特別委員会設置に関する決議について、特別委員会を設置することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、決議案第1号 エコパークいずもぎ監視特別委員会設置に関する決議は可決することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしましたエコパークいずもぎ監視特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、エコパークいずもぎ監視特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時01分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

◎エコパークいずもぎ監視特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中にエコパークいずもぎ監視特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

エコパークいずもぎ監視特別委員会の委員長に田中政孝議員、副委員長に中川正弘議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第23、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定によ

り、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時10分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 中 野 勝 正

署名議員 中 川 正 弘